

令和 7 年度見直し対象法人の新中（長）期目標（案）

(中) : 中期目標管理法人、(研) : 国立研究開発法人

<文部科学省>

- ・(中) 国立科学博物館 2
- ・(中) 国立美術館 18
- ・(中) 国立文化財機構 43
- ・(研) 海洋研究開発機構 67

<農林水産省>

- ・(研) 農業・食品産業技術総合研究機構 86
- ・(研) 国際農林水産業研究センター 106
- ・(研) 森林研究・整備機構 121
- ・(研) 水産研究・教育機構 141

独立行政法人国立科学博物館が
達成すべき業務運営に関する目標
(第6期 中期目標)

(案)

令和 年 月 日

文 部 科 学 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>自然史及び科学技術史の調査・研究</u>	
(1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進	3
(2) 研究活動の積極的な情報発信	3
(3) 国際的な共同研究・交流	4
2. <u>ナショナルコレクションの構築・継承及び活用</u>	
(1) ナショナルコレクションの構築	5
(2) 全国的な標本・資料情報の収集と活用促進	5
3. <u>人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援</u>	
(1) 魅力ある展示事業の実施	6
(2) 社会の多様な人々の科学リテラシーを高める学習支援事業の実施	7
(3) 社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施	7
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 運営の改善	9
2. 給与水準の適正化	9
3. 契約の適正化	9
4. 保有資産の見直し等	10
5. 予算執行の効率化	10
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入等の確保	10
2. 決算情報・セグメント情報の充実等	10
VI. その他業務運営に関する事項	
1. 内部統制の充実	10
2. 情報セキュリティ対策及び情報システムの整備・管理	10
3. 人事に関する計画	11
4. 施設・設備整備	11
別紙 調査研究の評価軸及び評価指標等	12
別添 政策体系図、使命等と目標との関係	

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人国立科学博物館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立科学博物館（以下「国立科学博物館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置づけ及び役割

<法人の使命>

国立科学博物館は、独立行政法人国立科学博物館法第 3 条にあるとおり、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的としている。

国立科学博物館は自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として調査・研究、標本・資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献することを使命とする。このため、国立科学博物館は地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明や、ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承、並びに人々の科学リテラシーの向上に資する事業を実施するとともに、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で、それらの活動を国内外に向けて広く発信し普及していく必要がある。

<法人の現状と課題>

国立科学博物館では、法人の使命を踏まえ、自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、専門性の高い研究人材を有し、新たな知の創造のための源泉・苗床として、地球と生命の歴史、科学技術の歴史を解明する調査・研究を実施している。また、科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積に向けて、ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承を推進してきた。また、国内の主導的な博物館として、これらの活動を社会に還元するために展示・学習支援などの博物館活動を継続的に実施してきた。国立科学博物館では、このような活動の経験・実績を強みとして、人々の科学リテラシーの向上に貢献している。

他方で、保有する標本・資料の重要性や収集・保管する意義について、国民の理解を促進するために標本・資料の利活用の一層の促進や、展示を通して来館者に適切な情報を提供するため、新しい科学技術や研究成果を踏まえた情報発信や展示更新等にも積極的に対応することが課題となっている。

また、政策を取り巻く環境の変化等を踏まえ、様々な社会的諸要請に応え、自然科学及び社会教育の振興だけでなく、文化振興の観点からも施策を実施することが求められている

等、国立科学博物館の役割は益々重要なものとなっている。

一方で、我が国が直面する少子高齢化・人口減少が、我が国の実質的な税収額の長期的制約要因となっており、運営費交付金及び施設整備費補助金が収入の6割以上を占めるという状況を改善し、諸外国の事例も踏まえ、将来にわたる持続的な国立科学博物館運営に向けて、自己収入をいかに確保するかが課題と考えられる。

<政策を取り巻く環境の変化>

近年、博物館に求められる役割の変化は世界的な潮流となっており、令和4年のI COM（国際博物館会議）において、包括性、多様性、持続可能性、コミュニティなどの文言がミュージアムの定義に加わり、社会的な課題解決も博物館の目的の一つとされた。

このような中、「博物館法」が改正（令和4年改正、令和5年施行）され、博物館資料のデジタルアーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加され、国や独立行政法人が設置する博物館には、他の博物館への資料貸出し等、必要な協力を行うことが求められている。

また、令和5年度を始期とする「教育振興基本計画（第4期）」では、地球規模課題や社会的包摂等の社会的課題を踏まえ、社会教育施設としての博物館の役割を果たすことが求められている。同様に令和5年度を始期とする「文化芸術推進基本計画（第2期）」においては、重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられた。

「科学技術・イノベーション基本法」に基づき令和8年度に策定される「第7期科学技術・イノベーション基本計画」においては、その推進の一翼を担うことが求められ、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月に閣議決定）においても、その実現に貢献することが求められている。

また、令和2年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」において、文化資源保存活用施設の求めに応じた助言や援助は努力義務となっており、我が国の文化観光に資することが求められている。さらに、我が国の外国人観光客数は令和7年度実績で4200万人を超え、令和12年度には、6000万人とすることを目標としている。国立科学博物館でも外国人の入場者数は増加傾向にあり、国際観光旅客税財源も活用しつつ、外国人観光客の増加を自己収入確保の機会として積極的に捉えていくことが重要である。その上で、将来的には、海外主要都市の科学博物館の入場者数も踏まえ、展示スペースの拡充や所蔵品の充実を図りながら外国人観光客を含め国立科学博物館として400万人程度の入場者数を達成すべく、取組を進める必要がある。

（参考）スミソニアン自然史博物館

入場者数：390万人（R6）

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 自然史及び科学技術史の調査・研究

国立科学博物館は、生物多様性の保全や持続可能な社会の実現等の政策課題や社会的要請等を踏まえ、新たな知の創出のための源泉・苗床として、地球と生命の歴史、科学技術の歴史を解明すること。そのために、自ずとあるいは人為的に変化する自然や人類の営みの成果である科学技術を対象とし、過去から未来への時間軸を踏まえた実証的研究を推進すること。調査・研究活動の評価は、別紙に掲げる評価軸に基づいた評価指標・モニタリング指標について行うものとする。

（1）自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進

国立科学博物館は、自然史分野と科学技術史分野の双方を対象とする研究機関であるという特徴を生かし、両分野における我が国の中核的研究機関として、人類の知的資産の拡大に資するとともに、生物多様性の保全や豊かで質の高い生活の実現等を支える科学技術の発展の基盤となるため、自然及び科学技術の歴史の変遷の体系的、網羅的な解明を目的とした組織的な基盤研究を持続的に進めること。

また、研究内容によっては他機関の研究者も加え、国立科学博物館の強みである基盤的研究分野を横断し、共同で研究を進めるプロジェクト型の総合研究を実施すること。プロジェクト型の総合研究は、新たな分析技術を用い、国立科学博物館や国内外の博物館等が所有する標本・資料を活用した研究や、これまで研究が進んでいない日本の周辺地域を対象とした研究を進め、環境の変化の状況や絶滅が危惧される生物種等に関して、種間の関係も含めた体系的な情報を集積すること。

研究の実施に当たっては、組織的なガバナンスの下、研究テーマの選定を含めた研究計画、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において外部評価を行うこと。また、各種競争的研究資金制度等の積極的活用等、外部資金を獲得し、研究環境の活性化と研究者一人一人の研究力の強化を図ること。

標本・資料に基づく実証的・継続的な研究については、近年特に大学等の研究では十分な対応が困難になっていることから、大学等と連携し、それら機関等と共同・協力の下に、ポストドクターや大学院学生等の受入れにより、後継者養成を進めること。

（2）研究活動の積極的な情報発信

国立科学博物館の研究活動への関心と理解を高めるため、学会、シンポジウムの開催、一般図書の刊行、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の活用を通じ、自然史及び科学技術史分野の研究活動の重要性について、関係機関等と連携・協力し、積極的に広

く国内外に発信すること。また、研究の根拠となる物的証拠である標本・資料の重要性を訴えけるとともに、デジタル化等によって、さらなる活用に向けてその方途を開発すること。そして、調査・研究のプロセスを含む研究現場の公開や、展示・学習支援事業を通じた研究成果の還元等、国立科学博物館の特色を十分に生かし、国民に見える形で研究活動の情報を積極的に発信していくこと。特に総合研究については、終了後2年以内にその成果を基にした企画展等を開催すること。

(3) 国際的な共同研究・交流

海外の博物館等との協力協定の締結等に積極的に取り組むなど、自然史研究等の国際交流・国際協力の充実強化を図ること。特にアジア・オセアニア地域における中核拠点として、自然史系博物館等との研究協力を実施することにより、この地域における自然史系博物館等の発展の上で必要な研究者の人材育成や自然史標本の管理・活用に関する技術やノウハウの移転にも貢献し、先導的な役割を果たすこと。

【指標】

- ・調査・研究に関する指標については、別紙に定める評価軸を活用し総合的に評価するもの。
- ・重点的に推進する調査・研究として、4研究部1センターの基盤研究及び総合研究3テーマを実施し、調査・研究の方針等が設定する調査・研究ごとの目的や成果等、評価軸の観点等を達成。

【目標水準の考え方】

- ・国民の科学リテラシーの向上という国立科学博物館の使命に鑑み、研究活動の情報発信については、学会等を通じた発信だけでなく、展示・学習支援事業等により広く社会に発信する。
- ・国際的な共同研究・交流等の充実・強化を図るため、海外の博物館等との協力を推進するとともに、標本情報の発信や公開・活用を推進する。

【重要度：高】

- ・持続可能な開発目標（SDGs）、科学技術・イノベーション基本計画、生物多様性国家戦略等において、継続的な科学技術イノベーションの創出に向けた研究力の強化とともに、生物多様性の保全とその持続可能な利用、世界が共通で直面している気候変動などの課題に対応する研究の推進が挙げられており、国立科学博物館の実施する調査・研究は、それらの実現に必要な基礎を提供する重要な役割を担うものであるため。

2 ナショナルコレクションの構築・継承及び活用

科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積に向け、科学的再現性を担保する物的証拠として、あるいは自然の記録や人類の知的活動の所産として、標本・資料を継続して収集し、日本を代表する数・質を有するナショナルコレクションを体系的かつ戦略的に構築し、人類共通の財産として将来にわたって確実に継承すること。

(1) ナショナルコレクションの構築

自然史及び科学技術史の研究に資する標本・資料の調査・収集を体系的に進め、これら貴重な標本・資料を適切な環境の下で保管し、将来へ継承できるよう、戦略的なナショナルコレクション構築を着実に推進すること。また、国内に生息・生育する生物を中心とする研究用の遺伝資源コレクションを充実させること。海外の自然史標本に関しては、生物多様性条約及び名古屋議定書を遵守し、遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する国立科学博物館の方針に沿って適切な収集・管理を行うこと。ワシントン条約（CITES）特定科学施設として、条約を遵守しつつ、国際的に貴重な絶滅危惧種の標本を適切に管理し、コレクションを充実させること。

貴重な標本・資料の散逸を防ぐため、関係機関と連携し、国内のセーフティネットの中核機能を担うこと。自然史系標本については、大学や博物館等で保管が困難となった自然史系標本・資料の受入のために国内の自然史系博物館等と連携し、自然史系標本資料セーフティネットの拡充を図ること。科学技術史資料については理工系博物館、大学等の研究機関、企業、個人等で保管が困難となった貴重な資料の受入のために国内の理工系博物館、学会、業界団体等と連携し、セーフティネットの拡充を図ること。また、関係機関等との連携によって自然災害等で被災した標本・資料のレスキューに取り組むこと。

国立科学博物館が保有する標本・資料の重要性や収集・保管する意義について、国民の理解を促進するために、ICTを活用した収蔵庫の公開や、データベース・デジタルアーカイブ化を通じた標本・資料等の公開を行うこと。デジタルアーカイブ化にあたっては、例えばDNA関連データをはじめとしたテキストデータ等の記載情報の充実や多様な活用に向けたマルチメディアデータ（写真・動画など）の充実に取り組むとともに、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）やジャパンサーチなど、国内外のデータベースネットワークやプラットフォームとの連携を推進すること。

またナショナルコレクションの戦略的な構築、その永続的な維持と活用を推進するため、標本資料センターの体制強化を図るとともに、中長期的な視点をもって標本・資料の収蔵方針や今後の見通しを立て、所蔵する標本・資料の活用状況について、各年度モニタリングすること。

(2) 全国的な標本・資料情報の収集と活用促進

自然史・科学技術史に関する中核的研究機関として、国立科学博物館で所有している標本・資料のみならず、全国の科学系博物館等で所有している標本・資料について、その所在情報を関係機関等と連携して的確に把握し、情報を集約し、オープンサイエンスの推進に向け国内外に対して、標本・資料情報の活用を促す観点から積極的に発信すること。

【指標】

・標本・資料統合データベースに本中期目標期間で 40 万件を加えての公開。

前中期目標期間実績：4 年間で 367, 728 件増加（見込評価時点）

【関連指標】

・標本・資料情報の公開数

前中期目標期間実績：約 2, 323 千件（見込評価時点）

【目標水準の考え方】

・ナショナルコレクションの構築は、動物、植物（生体を含む）、菌類、岩石・鉱物、化石、人骨標本及び科学技術史資料等の標本・資料について、分類群や地域等に焦点を置いて戦略的に進める。

・標本・資料統合データベースについては、初期登録と合わせて既存データへの画像等追加も重要となっているため、登録数の増加に加えて、情報の追加により充実させる。

3 人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援

調査・研究及び標本・資料の収集を通じて蓄積された知的・物的・人的資源を一層活用するとともに、国内各地域の科学系博物館や大学等と連携協働しながら、展示・学習支援事業等の博物館ならではの方法で社会に還元すること。これにより、子供から大人まで生涯を通じた国民の科学リテラシーの向上を図り、科学が文化として広く社会に受け入れられる土壌を醸成し、かつ、それを促す人材を育成すること。さらに展示・学習支援事業で得られた成果を国内各地域における科学系博物館の活性化につなげること。

（1）魅力ある展示事業の実施

人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係を考察することに貢献する展示事業を行うこと。その際、人々の科学に対する興味や関心を引き出すために、さまざまなテーマを設定するとともに、展示内容を分かりやすく効果的に伝える工夫をすること。

また、新たな展示手法や事業形態を検討し、国立の科学系博物館及び自然史等の中核的研究機関としてふさわしい先駆的かつ魅力的な展示を目指すこと。

さらに、外国人観光客を含む多様な入館（園）者に対して、安全で快適な観覧環境を提

供すること。

加えて、展示事業を通じて、国内各地域の科学系博物館等とのチケット共通化等により積極的な連携を図り、地域振興に資すること。

その上で、多様な鑑賞機会を持続的に確保する観点から、国立科学博物館における入場料の改定及び二重価格の導入を本中期目標の期間中に実施するものとする。

また、夜間開館の充実など開館時間の弾力化について、地域におけるナイトタイムエコノミーの推進と歩調を合わせ、費用対効果を勘案しながら、実施に向け取組を進めるものとする。

こうした施策の実効性を確保するため、入館者数、入場料収入、その他収入等の詳細な開示を進めるものとする。

以上を通じ、上野本館の展示事業に係る費用（展示に携わる研究員の人件費や展示に必要な整備費等を含む）に対する展示事業に係る自己収入額の割合を、次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とする。

（2）社会の多様な人々の科学リテラシーを高める学習支援事業の実施

国立科学博物館に蓄積された知的・物的・人的資源を活用し、子供から大人まで様々な年代の人々の科学リテラシーを高める学習支援事業を、関係機関等と連携・協力して実施すること。その際、直接的に博物館にアクセスすることが難しい方へのサービスの提供や、社会人のリカレント教育に資する取組について検討するとともに、試行的な取組に繋げること。

専門家と国民の間のコミュニケーションを促進させ、全国各地の博物館等で活躍するサイエンスコミュニケーションを担う人材を、全国規模で育成すること。

学校と博物館の連携を促す取組を全国的に展開すること。また、学校教育と連携しながら「主体的・対話的で深い学び」等の視点を踏まえた新しい学習プログラムの開発を進めること。

（3）社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施

人々の科学リテラシーの涵養に資するために、社会に根ざし、社会に支えられ、社会的要請に応える我が国の主導的な博物館として、国内の科学系博物館をはじめ、大学、研究機関、教育機関、企業等の様々なセクターと連携協働すること。特に博物館等のネットワークを充実させ、協働を推進することで、博物館における多様性、持続可能性、アクセシビリティの向上等、国内外における潮流を共有すること。さらに、これらネットワーク等を通して、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題に対して、先駆的な取り組み等がある場合には、その内容やノウハウを共有すること。

また、SNSや動画コンテンツ等、デジタル時代に対応する手段等を活用し、国立科学博

物館の活動の成果に関する情報や自然や科学に関する情報を広く国民に提供することで、国立科学博物館や自然や科学に関する理解を深めること。加えて、多言語による情報発信を行うこと。

【指標】

- ・国立科学博物館上野本館の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合（次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本目標期間の最終年度に65%以上とすること）
（前中期目標期間実績：年平均55.8%（見込評価時点））
- ・来館者の満足度（来館者満足度調査による満足度（8割程度）とする）
- ・学習支援活動参加者数
中期目標期間実績年平均で15万人の参加者数を確保
（前中期目標期間実績：年平均89,261人（見込評価時点））

【関連指標】

- ・入館園者数
前中期目標期間実績：4年間で8,512,547人（見込評価時点）
- ・博物館・企業等と連携して館外で行う展示についての連携機関数
前中期目標期間実績：4年間で77機関（見込評価時点）

【目標水準の考え方】

- ・展示事業については、入館園者数を指標とし、これまでの実績や傾向、幅広くバランスのとれたテーマ設定の確保、展示・施設の改修などを考慮したものとする。
- ・来館者満足度調査において、最上位及びそれに次ぐ満足度で回答した割合とする。
- ・学習支援事業については、事業への参加者数を指標とし、展示を活用した入館者とのコミュニケーションを重視した学習支援活動の実施を考慮したものとする。

＜想定される外部要因＞

- ・展示事業及び学習支援事業については、工事、感染症の拡大及び社会的情勢の悪化等の事情が生じた場合は、休館園又は一部休館園等せざるを得ないことがある。これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

【重要度：高】

- ・教育振興基本計画、文化芸術推進基本計画、科学技術・イノベーション基本計画、生物多様性国家戦略等で示された政策の実現のためには、地球環境の変化をはじめとした様々な課題に対応していく資質・素養である科学リテラシーの涵養に取り組むことが重要である。

さらに、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、博物館の資源を活用し、全国の科学系博物館活動の活性化を通じた地域振興に向けて、本中期目標期間において重点的に取り組む必要があるため。

【困難度：高】

・長期に渡る常設展示改修による一部展示フロアの閉鎖等の影響により、入館者数や学習支援活動参加者数の減少、来館者満足度の低下が想定されるため、必ずしも計画どおりに実施できるとは限らないことから、困難度は高い。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 運営の改善

国立科学博物館は、自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館としての役割を着実に果たすとともに、業務の効率性を向上させるため、自己評価、外部評価及び入館者による評価等の活用や、監事の機能強化等内部ガバナンスの強化を図ることにより、館長のリーダーシップの下、役職員が法人全体としての使命や目指すべき方向性を認識した上で、自律的に博物館の運営を適宜見直すこと。

また、館内のマネジメント上必要な意思疎通や情報共有のため、オンライン会議システム等も活用し、業務運営の効率化を図るとともに、多様な働き方に対応するための ICT を含むインフラ整備等環境整備を進めること。

さらに、自己収入を原資とした館長の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討すること。

運営事業費に充当する運営費交付金は、一般管理費及び事業経費の合計（公租公課及び人件費を除く）について、引き続き効率的な執行に努め、本中期目標期間の最終年度において、物価上昇率の影響を除き前中期目標期間最終年度予算と比べて5%以上の業務の効率化を図る。ただし、標本・資料収集費及び修復に要する経費、特殊要因に基づく経費、新規追加分は、その対象としない。

2 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

3 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図ること。また、「独立行政法人改革等に関する

基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づく「法人間又は周辺他機関等との共同調達」について、事務的消耗品等への拡充を図るべく周辺他機関と検討し、年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めること。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。

5 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。

V 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入等の確保

財政構造の強化を図るため、入場料収入については、国立科学博物館の入館料の改定を行うとともに、インバウンド(非居住者)向け料金と居住者向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うなどにより、自己収入等の増加や多様な財源の確保に努める。なお、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 決算情報・セグメント情報の充実等

国立科学博物館の財務内容等の一層の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ること。

VI その他業務運営に関する事項

1 内部統制の充実

内部統制については、館長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであり、組織・業務運営や信頼性確保のため、コンプライアンス等を適切に行うことが重要であることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえた規程の整備等必要な体制整備、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証、また、これら点検・検証を踏まえた見直し等、必要な取組を推進すること。

2 情報セキュリティ対策及び情報システムの整備・管理

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえた、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

3 人事に関する計画

策定された人事方針を踏まえ、戦略的かつ計画的に人材の確保・育成及び活用等を推進すること。併せて、適切な人事管理や大学等との積極的な人事交流を進めること。

なお、研究部門においては、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)第24条に基づいて策定された「人材活用等に関する方針」において、既に留意した方針が定められているため、当該方針に基づいて取組を進めること。

4 施設・設備整備

長期的な展望に立った計画的な施設・設備の整備を行うとともに、既存施設の長寿命化(安全性、機能性の確保)等に向けた取組を一層推進する。また、安全で快適な施設環境を提供するとともに、防災等の視点を入れて、計画的に進めること。日本館においては、建物自体が重要文化財であることを考慮し、関係機関と連携の上、適切な保存を図りながら活用を図ること。また、主務省と連携してPFIなど民間活力の活用や財政投融资財投の活用を検討する。

別紙 第6期中期目標期間における調査研究の評価軸及び評価指標等

調査研究事項	評価軸	関連する評価指標・モニタリング指標
(1) 自然史・科学技術史の中核的研究機関としての研究の推進 【基盤研究】	【学術的観点】 ・基盤的で、かつ大学等の研究では十分な対応が困難な、体系的に収集・保管している標本資料に基づく実証的・継続的な研究が推進されているか	(評価指標) ・基盤研究、総合研究など関連する調査研究の実施状況 (モニタリング指標) ・論文等の執筆状況 ・学会発表の状況 ・新種等の記載状況 ・科学研究費補助金を獲得している研究者(代表者)の割合、外部資金を獲得している研究の実施状況 ・連携大学院生の受入数
	【総合研究】	(モニタリング指標) ・分野横断的な研究者の参加状況
(2) 研究活動の積極的な情報発信	【社会的要請の観点】 ・生物多様性の保全などの課題に対応するための分野横断的なプロジェクト研究が推進され、その成果を博物館ならではの方法で分かりやすく発信しているか	(評価指標) ・研究活動の社会への情報発信状況 (モニタリング指標) ・研究成果を基にした企画展等の開催状況 ・研究者による学習支援事業の開催状況 ・シンポジウム等の開催状況 ・研究に関するプレスリリース等
(3) 国際的な共同研究・交流	【国際的観点】 ・国際的なプロジェクト等への貢献がなされているか	(評価指標) ・国際機関や海外の博物館等との共同研究・交流等の実施状況 (モニタリング指標) ・海外の博物館等との協力協定等の締結状況 ・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)への我が国の自然史標本情報の発信状況

(別添) 独立行政法人国立科学博物館に係る政策体系図

教育基本法

科学技術・イノベーション基本法

文化芸術基本法

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

教育振興基本計画(第4期)
【今後の教育政策に関する基本的な方針】

科学技術・イノベーション
基本計画(第7期)
【知の基盤としての「科学の再興」等】

文化芸術推進基本計画(第2期)
【今後の文化芸術政策の
目指すべき姿】

- ◎グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ◎誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ◎地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ◎教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ◎計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ◎多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出
- ◎研究施設・設備、研究資金等の改革
- ◎産学連携の推進・世界で競い成長する大学の実現

- ◎文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
- ◎創造的で活力ある社会の形成
- ◎心豊かで多様性のある社会の形成
- ◎持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

- ◎文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進

【第6期中期目標期間における国立科学博物館のミッション】

自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として調査・研究、標本資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献すること。

【3つの主要業務】

自然史及び科学技術史の調査・研究

ナショナルコレクションの構築・継承及び活用

人々の科学リテラシー向上を目指した展示・学習支援

- 自然史及び科学技術史に関する基盤研究及び分野横断的に進める総合研究の実施
- 研究活動の積極的な情報発信
- 国際的な共同研究・交流

- 自然史及び科学技術史の標本・資料の収集・保管・活用の促進
- セーフティネット機能の拡充
- ICTを活用した収蔵庫公開や標本・資料等のデジタルアーカイブ化による情報提供

- 常設展示の更新、企画展示・巡回展示の開発・実施
- 社会の多様な人々の科学リテラシーを高める展示・学習支援事業の実施
- 連携協働事業・広報事業の実施

独立行政法人国立科学博物館（科博）の使命等と目標との関係

（使命） 自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として、調査・研究、標本・資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献。

（現状・課題）

◆強み

- ・自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、専門性の高い研究人材を有し、貴重な標本・資料のコレクションを有する。
- ・国内の主導的な博物館として調査・研究及び標本・資料の収集・保管・活用の着実な推進や、これらの活動を踏まえた多彩な展示・学習支援活動の継続的な実績を有する。

◆弱み・課題

- ・所蔵標本・資料のデジタル化、データベース化を促進し、利活用を図るとともに、法人が有する基礎的情報を積極的に発信し、活用に供することが課題。
- ・新しい科学技術や研究成果を踏まえた常設展示となるよう、展示更新等にも積極的に対応することが課題。

（環境変化）

- 教育振興基本計画（第4期）では、その基本方針にある地球規模課題、社会的包摂等を踏まえ、社会教育施設としての博物館の役割を果たすことが求められている。
- 文化芸術推進基本計画（第2期）では、中長期目標は第1期から踏襲しつつ、具体的な重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられている。

（中期目標）

- 国立科学博物館は、自然史及び科学技術史の中核的な研究機関としての役割が求められており、調査・研究を一層推進するとともに、国内外の関係機関等と連携・協力し、その成果等について積極的に発信する。
- 科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積等に向けて、ナショナルコレクションとして体系的かつ戦略的に標本・資料の構築を一層推進し、将来にわたって確実に継承する。また、その情報を積極的に発信し、活用に供することにより、科学情報を共有する文化を醸成する。
- 展示事業において、自然史及び科学技術史の中核的な研究機関としての特徴を生かしたものとするとともに、新しい科学技術や研究成果を踏まえた常設展示となるよう、展示更新等に積極的に対応する。

独立行政法人国立美術館が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

令和8年〇月〇日

文 部 科 学 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	3
III. 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1. <u>美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</u>	3
(1) 多様な鑑賞機会の提供と経営の持続可能性の確保の両立	3
(2) 美術創造活動の活性化の推進	4
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上	5
(4) 教育普及活動の充実	6
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信	7
(6) 快適な観覧環境の提供	7
2. <u>我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承</u>	8
(1) 作品の収集	9
(2) 所蔵作品の保管・管理	9
(3) 所蔵作品の修理・修復	9
(4) 所蔵作品の貸与	9
3. <u>我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与</u>	10
(1) 国内外の美術館等との連携・協力等	10
(2) ナショナルセンターとしての人材育成	11
(3) 国内外の映画関係団体等との連携等	12
IV. 業務運営の効率化に関する事項	13
1. 業務運営の取組	13
2. 組織体制の見直し	13
3. 契約の点検・見直し	14
4. 共同調達等の取組の推進	14

5. 給与水準の適正化等	14
6. 情報通信技術を活用した業務の効率化	14
7. 予算執行の効率化	14
V. 財務内容の改善に関する事項	14
1. 財源の多角化による自己収入の拡大	15
2. 戦略的・弾力的資源配分の実施	15
3. 固定的経費の削減	15
4. 保有資産の処分	15
VI. その他業務運営に関する重要事項	15
1. 内部統制・ガバナンスの強化	15
2. 法人の機能強化・再編に向けた各館の基本的性格・役割の明確化	16
(1) 東京国立近代美術館	17
(2) 京都国立近代美術館	17
(3) 国立西洋美術館	18
(4) 国立国際美術館	18
(5) 国立新美術館	18
(6) 国立映画アーカイブ	19
3. マンガ・アニメ・ゲーム等の振興のためのメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に向けた取組の推進	19
4. 施設・設備に関する計画	20
5. 人事に関する計画	20

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

国立美術館中期（第6期）目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

国立美術館は、独立行政法人国立美術館法（平成11年12月22日法律第177号）第3条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

<法人の現状と課題>

国立美術館は、我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量とともに充実したコレクションを形成し、国内外の優れた美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、文化観光振興にも寄与していくため、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等の活動を担い、これらに関する調査研究を行う専門性の高い人材を確保する努力を継続していく必要がある。

特に、作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに全国の美術館を支え、国際的なネットワークを構築していくための専門性の高い人材の確保が必要となっている。また、年々増加する所蔵作品等に対して収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化が進行しており、適切な措置が必要となっている。

一方で、我が国が直面する少子高齢化・人口減少が、我が国の実質的な税収額の長期的制約要因となっており、運営費交付金及び施設整備費補助金が収入の6割以上を占める状況を改善し、諸外国の事例も踏まえ、将来にわたる持続的な国立美術館運営に向けて、

自己収入をいかに確保するかが課題と考えられる。

<政策を取り巻く環境の変化>

「文化芸術基本法」(平成13年法律第148号)が平成29年6月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、国立美術館にも法の基本理念(同法第2条)の実現に寄与し、我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすことが求められている。

近年、美術館・博物館の役割は世界的に高まっており、令和4年のICOM(国際博物館会議)において、包括性、多様性、持続可能性、コミュニティなどの文言がミュージアムの定義に加えられ、社会的な課題解決も博物館の目的の一つであることが確認された。また、国内では、同年の「博物館法」の改正、令和5年の施行により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する美術館・博物館には、他の美術館・博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の美術館・博物館の事業の充実のための協力が努力義務化された。また、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年法律第18号)においても、文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となっている。

その一方、国立美術館における収蔵庫等保管施設の狭隘化は刻々と進行しており計画的な対策が必要である。

また、我が国の外国人観光客数は令和7年度実績で4,200万人を超え、令和12年度には、6,000万人とすることを目標としている。国立美術館でも外国人の入館者数は増加傾向にあり、解説の多言語化などの対応を引き続き進めていく必要がある一方、他の主要観光都市の美術館と比較して入館者数は低水準に留まっており、国際観光旅客税財源も活用しつつ、外国人観光客の増加を自己収入確保の機会として積極的に捉えていくことが重要である。その上で、将来的には、海外主要都市の美術館の入館者数も踏まえ、展示スペースの拡充や所蔵作品の充実を図りながら外国人観光客を含め国立美術館全体で1,000万人程度の入館者数を達成すべく、取組を進める必要がある。

(参考) 海外主要都市の美術館の入館者数

- ・ オルセー美術館：375万人(R6)
- ・ ニューヨーク近代美術館：280万人(R6)
- ・ ポンピドゥー国立美術館：320万人(R6)
- ・ グラン・パレ：120万人(R6)

- ・ バーゼル美術館：34 万人（R6）
- ・ フランス映画博物館：44 万人（R6）

II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

III. 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与

国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民及び外国人観光客に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化、我が国美術作品の国際的な評価を高めることに資する活動の推進などに積極的に取り組む必要がある。

特に、近年は、我が国の建築、デザイン、マンガ、アニメ、現代アートの国際的な評価や関心が高まっているなか、新しい分野に関する資料の収集、保存、展示を充実していく必要がある。

(1) 多様な鑑賞機会の提供と経営の持続可能性の確保の両立

国立美術館は、来館動機につながるような重要文化財等著名な所蔵作品について、展示期間の拡充を含め所蔵作品展の強化を行うことで、外国人観光客を含め、来館時期に関わらず、目的の所蔵作品を鑑賞できる機会の確保を進めることとする。

具体的には、素材が長期間展示に耐えうると考えられる作品については、令和 9 年度までに展示期間を原則通年まで延長する。照明や温湿度の状況により、ダメージを受けやすい日本画等については、科学的根拠を背景としつつ、作品に影響のない範囲で検討し、長期展示に必要な設備も整備した上で、展示期間延長を検討することとし、そのため著名作品の実物を活用した実証事業を本中期目標期間中の早期に開始する。

美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。

また、地域における鑑賞機会の充実のため、地域の美術館と密接に連携し、各地域において、国立美術館と地域の美術館双方のコレクションを有効に活用して魅力ある展覧会の企画・実現を図るとともに、地方美術館とのチケット共通化等により、我が国の美術館全体の底上げを図るものとする。

その上で、多様で質の高い鑑賞機会を持続的に確保する観点から、各館における入場料の引き上げ及び二重価格の導入を本中期目標の期間中に実施するものとする。

また、夜間開館の充実など開館時間の弾力化について、地域におけるナイトタイムエコノミーの推進と歩調を合わせ、費用対効果を勘案しながら、実施するものとする。

こうした施策の実効性を確保するため、入館者数、入場料収入、その他収入等について詳細な開示を進めるものとする。

以上を通じ、法人全体の展示事業に係る費用（展示に携わる学芸員の人件費や展示に必要な整備費等を含む）に対する展示事業に係る自己収入額の割合を、次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とする。

【指標】

- ・ 法人全体の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合（次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とすること）

（参考）令和6年度実績53%

- ・ 所蔵作品展及び企画展並びに国立映画アーカイブの上映会・展覧会の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を、8割程度とする。

（参考）前中期目標期間実績平均（見込評価時点）

所蔵作品展 84.5%、企画展 87.8%、国立映画アーカイブ 上映会 93.7%、国立映画アーカイブ 展覧会 94.6%（令和3年度～令和6年度）

- ・ 地域の美術館と連携して実施する展覧会の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

（参考）前中期目標期間実績平均（見込評価時点）82.8%（令和3年度～令和6年度）

【関連指標】

- ・ 入館者数（所蔵作品展、企画展、外国人観光客数）
- ・ 各地域の美術館と連携して実施する展覧会の入館者数

（2）美術創造活動の活性化の推進

国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向や我が国作家の作品の積極的な紹介、大規模な国内外アートフェアへの協力などを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開など我が国の美術創造活動の活性化を推進するものとする。

【指標】

- ・ 国立新美術館の公募展示室の予約率は、展覧会の国際的な評価の向上を図りつつ100%を目指すものとする。
(参考) 予約率 99.0% (令和3年度～令和6年度実績平均)

【関連指標】

- ・ 国立新美術館における全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供に係る取組状況。(公募展団体数)
- ・ 公募展示室における展覧会毎の入館者数
- ・ 展覧会毎の批評・レビューの状況(掲載数および掲載媒体数)
- ・ 新聞社・テレビ局・公募展以外の主体への展示室貸し出し件数

(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報及び国内美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、関係機関と連携し、美術作品や関係資料など国内外の美術に関する情報を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。

国立アトリサーチセンターは各館や国内美術館との連携・協力のもと、日本・アジアにおいては西洋美術の、世界においては日本近現代美術の研究の中心となることを目指し、デジタル資源の利活用に向けて、所蔵する作品・資料のデジタルアーカイブ化・オープンデータ化を引き続き推進し、国内外に発信するとともに、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。

「全国美術館収蔵品サーチ」や「日本アーティスト事典」の公開プラットフォームである「アートプラットフォームジャパン」の充実を図るとともに、メディア芸術データベースの継続的な運営を行う。また、「所蔵作品総合目録検索システム」を刷新し、「国立美術館サーチ」を整備することで、国立美術館の情報資源の検索・発見性を高め、我が国美術の総合的な情報拠点としての機能を着実に強化する。

現代美術やメディア芸術をはじめ我が国の優れた美術に関する国際発信を戦略的に実施し、我が国美術の国際的な評価の更なる向上に資するものとする。

【指標】

- ・ ホームページアクセス件数の合計は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率(画像データ)は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率(テキストデータ)は、前中期目標期間の実

績（100％）を維持する。

- ・ アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む）
- ・ 全国美術館収蔵品サーチへの登録件数は、60館、200,000件程度とする。
- ・ メディア芸術データベースの登録件数は、200,000件程度とする。

（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）

- ・ ホームページアクセス件数 157,907,469件（令和3年度～令和6年度実績総数）
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（画像データ）69%（令和6年度末実績）
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（テキストデータ）100%（令和6年度末実績）
- ・ アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む）20,303,918人（令和4年度～令和6年度実績総数）
- ・ 全国美術館収蔵品サーチへの登録件数 60館、296,702件（令和5年度～令和6年度実績総数）
- ・ メディア芸術データベースの登録件数 205,432件（令和5年度～令和6年度実績総数）

【関連指標】

- ・ 国際アートフェスティバルへの出展等、現代美術やメディア芸術作品等の国際発信に向けた取組件数

（4）教育普及活動の充実

美術作品や作家についての理解を深め、鑑賞者の創造性を刺激する機会となるよう、国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえたギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。

学校や社会教育施設等の様々な機関との連携により、国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会を提供するものとする。そのため、子供、高齢者、障害者、外国人観光客、ビジネスパーソン等、対象者それぞれのニーズを捉えた企画により、質の高い鑑賞プログラムを実施する。

また、多様な利用者に対しアクセシビリティを担保するよう配慮するとともに、ボランティアや支援団体との協力、ICTの活用により、国内美術館全体の教育普及に係る取組の充実を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った鑑賞教育やトークイベントなど、魅力ある教育普及プログラムに取り組むものとする。

【指標】

- ・ 講演会等のイベントの満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 94.5% (令和3年度～令和6年度)

- ・ 教材化された素材の活用件数は、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績(見込評価時点) 114件 (令和4年度～令和6年度)

【関連指標】

- ・ 教育普及事業参加者数

(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信

国立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、美術作品の収集・展示・保管、保存修復・保存科学、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で国内外の美術館等と連携しながら計画的に行い、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。

【指標】

- ・ 調査研究活動の件数は、前中期目標期間実績平均と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 152件 (令和3年度～令和6年度)

- ・ 査読論文数は、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間中実績(見込評価時点) 18件 (令和3年度～令和6年度)

【関連指標】

- ・ 調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況。(調査研究成果の公開方法・公開件数)
- ・ 映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究の取組状況。(調査研究の取組件数)

(6) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれ、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む美術館を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、入館者の期待に応えるものとする。

子供、高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境を形成し、アクセシビリティを担保するとともに、我が国の文化芸術の魅力を世界に示すため、各施設のサインや作品解説等の多言語化に向けた取組を推進するものとする。

入館者データや来館者アンケートのみならず、美術館に関する民間調査結果も踏まえ、入館者の情報やニーズを把握・分析し、美術館運営の改善に取り組むものとする。

また、オンラインチケット販売による利便性向上や入場料金及び夜間開館の充実などを通じた開館時間の弾力化など、入館者の要望や利用形態等を踏まえた管理運営を行うとともに、ミュージアムショップやカフェ、レストラン等のサービスの充実を図るものとする。

【指標】

- ・ 快適な観覧環境の提供に係る取組状況。(入館者に対する満足度調査の「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。)
(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 83.3% (令和3年度～令和6年度)

【関連指標】

- ・ サインや作品解説等の多言語化に向けた取組件数。

〈目標水準の考え方〉

本章の(1)～(6)の目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおりとする。

なお、地域の美術館との連携による展覧会および講演会等のイベントに関する満足度について8割程度の「良い」以上の回答を高評価とする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、国際情勢、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

2. 我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承

国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要である。このため、国立美術館は、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、所蔵作品についての活用状況を把握する一方、収集・保管に関して中長期的な計画を立てて、コレクションの充実を図り、また、作品の保管環境の改善を進めるものとする。

【困難度：高】

- ・ 保管環境等の改善等に係る取組については、国立美術館のみの取組では限界があり、所蔵作品の有効活用の観点からも、地方自治体や関係機関等の連携・協力を更に推進する必要があるため。

(1) 作品の収集

国際的に質の高いコレクションを形成していく観点から、美術作品の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高めるとともに、作品収集方針に基づき、購入の可否、価格の妥当性等について検討しつつ、適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の充実を図るものとする。あわせて、各美術館の性格に応じた、圧倒的に魅力のある作品の確保にも留意する。

【指標】

- ・ 所蔵作品の収集に係る取組状況。(美術作品購入点数、美術作品寄贈点数、美術作品年度末所蔵作品数)

(2) 所蔵作品の保管・管理

所蔵作品及び資料全体を適切に保存管理し、確実に後世へ継承するため、外部倉庫の活用、地方自治体や関係機関との協議、既存の収蔵庫等保管施設の改修等を進め、保管環境の一層の改善を図る。

平成31年3月に策定した「収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化対応に係る方針」に基づき、ナショナルセンターとして担う役割にふさわしい機能を有する新たな収蔵施設の設置を目指すものとする。

【指標】

- ・ 保管環境等の改善等に係る取組状況。(各館の収蔵庫の収納率)

(3) 所蔵作品の修理・修復

所蔵作品等を後世に継承するため、その修理・修復に関しては、保存科学等の科学的知見を活用し、作品の保存状況、劣化状況を確実に把握し、計画的・重点的に修理・修復を行うとともに、そのノウハウ等を広く共有する。

【指標】

- ・ 所蔵作品についての修理、修復に係る取組状況。(所蔵作品の修理・修復数)
(参考) 前中期目標期間実績値(見込評価時点)
所蔵作品の修理・修復実績総数 1,922 点(令和3年度～令和6年度)

(4) 所蔵作品の貸与

全国の美術館等への所蔵作品の貸与については、所蔵作品の展示計画、作品保存等に十分配慮しつつ、可能な限り積極的に取り組むものとする。

【指標】

- ・ 所蔵作品の貸与に係る取組状況。（所蔵作品の貸与件数）
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
所蔵作品の貸与総件数 661 件 6,386 点（令和3年度～令和6年度）

【関連指標】

- ・ 所蔵品の活用割合（展示、貸与及び特別観覧の合計の所蔵品と寄託品の合計に占める割合）
- ・ 国立美術館所蔵作品の国内外美術館への長期貸与契約件数

〈目標水準の考え方〉

本章の（１）～（４）の項目は、作品の所有者や地方自治体、関係機関の意向等を踏まえて実施する必要があることなどから定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては第5期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設の改修や使用の制限、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

3. 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与

国立美術館は、我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、海外の主要な美術関係機関や関係者の活動など美術に関する国内外の動向について情報の収集・整理を行い、当該情報を踏まえて、我が国美術に関する情報を戦略的に国内外に発信するとともに、国内の美術館や関係者と連携し、海外の主要な美術館、作家等との国際交流を推進するなど、美術振興のナショナルセンターとして、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。また、地域の美術館や関係機関が抱える共通の課題に対して、本法人が有する先駆的な取組内容やそのノウハウの共有を図ることも必要である。

（１）国内外の美術館等との連携・協力等

国立アトリサーチセンターが中心となり、国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行うとともに、国際的な人的ネットワークの構築を図り、我が国における美術館の国際的な拠点となることを目指すものとする。

国内外の美術館等における作品・資料の修復・保存処理の充実に寄与するものとする。

全国の美術館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等を図るものとする。

【指標】

- ・ 国立アトリサーチセンターが実施する研究会などの取組の参加者を対象に満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を8割程度とする。

【関連指標】

- ・ 各地域の美術館と連携して実施する展覧会の事業数及び会場数並びに入館者数
- ・ 国内外の美術関係者との研究会の開催や研究者との交流等に係る取組状況。
(所蔵作品等に関するセミナー・シンポジウムの開催回数、国内外の研究者の招へい等に基づくセミナー・シンポジウムの開催回数。)
- ・ 国内外の美術館等における作品・資料の修復・保存処理への協力件数
- ・ 全国の美術館等の運営に対する援助・助言を行った回数

(2) ナショナルセンターとしての人材育成

未就学児を持つ家庭、小中高校大学生、若年層、高齢者等、全世代を対象とするのみならず、民族的、性的マイノリティ、障害者、経済的・社会的に美術館から疎外されがちな人々等、すべての人々のための美術教育・参加促進の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。

大学等と積極的に提携しながら、今後の美術館活動を担う中核的な人材の育成を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、優れた日本映画作品等の保存・継承のために、映画フィルム保存技術者や映写技術者等、映画保存のニーズに対応した人材の育成を図るものとする。

【指標】

- ・ 教員、学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の資質向上に資する研修満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を前中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績平均(見込評価時点) 98.4%(令和3年度～令和6年度)

【関連指標】

- ・ 教員、学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の資質向上に資する研修(学校との連携、アクセシビリティ等)実施回数
- ・ 今後の美術館活動を担う中核的な人材や映画保存のニーズに対応した人材の育成に係る取組状況(インターンシップ受入人数、キュレーター研修受入人数)

(3) 国内外の映画関係団体等との連携等

国立映画アーカイブは、映画・映像作品の収集・保管等を推進するものとする。また、我が国唯一の国立の映画専門機関であり、我が国における映画文化振興の中核となる総合拠点として機能強化を図り、オンライン配信を含めた情報発信や人材育成、各国のフィルム・アーカイブをはじめとして、国内外の映画関係団体等との交流・連携・調整について中核的役割を果たすものとする。

国立映画アーカイブに配置したプログラムディレクター・プログラムオフィサーにより、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）におけるアーツカウンシル機能（助成金の交付における専門家による助言、審査、評価等）との連携を継続し、我が国の映画助成システムの改善等に引き続き協力する。

非フィルム資料のアーカイブ化に関する取組について、歴史的・文化的価値のある非フィルム資料が散逸・消失することがないよう現状の把握に積極的に取り組むとともに、資料の保存・活用に向けた取組を着実に進めるものとする。

ロケーションデータベースの運営について、全国のフィルムコミッションと連携・協力し、国内の映画撮影・創造活動の促進を図るための取組を着実に進めるものとする。

【指標】

- ・ 映画・映像作品の収集・保管に係る取組状況。（映画フィルム購入本数、映画フィルム寄贈本数、映画フィルム年度末所蔵本数、所蔵フィルム検索システムにおける新規公開件数、所蔵フィルム検索システムにおける累計公開件数）
- ・ 国内外の映画関係団体等との連携・調整に係る取組状況。

以上の指標については、第5期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

- ・ ロケーションデータベースの登録件数は、1,700件程度とする。
- ・ ロケーションデータベースの利用者数は、3,000,000人程度とする。

(参考) 前中期目標期間実績値（見込評価時点）

- ・ 映画フィルム購入 481本（令和3年度～令和6年度）
- ・ 映画フィルム寄贈 5,897本（令和3年度～令和6年度）
- ・ 映画フィルム所蔵 90,126本（令和6年度末）
- ・ 所蔵フィルム検索システムにおける新規公開 702件（令和3年度～令和6年度）
- ・ 所蔵フィルム検索システムにおける累計公開 8,207件（令和6年度末）
- ・ 「全国映画資料館録」更新版刊行（令和3年度～令和6年度）

【関連指標】

- ・ 振興会におけるアーツカウンシル機能との連携を通じて実施したプログラムディレクター・プログラムオフィサーと映画製作団体等との意見交換会の件数

- ・ 非フィルム資料のアーカイブ化の取組における成果に基づき実施した展示等の回数

〈目標水準の考え方〉

本章の（１）～（３）の目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおり目標値を設定するものとする。

なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第５期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、関係する地方自治体の体制、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務運営の取組

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計（公租公課を除く）について、中期目標期間の最終年度において、物価上昇率の影響を除き令和７年度比５％以上の効率化を図る。ただし、美術作品購入費等及び特殊要因経費、新たに追加される業務はその対象としない。また、人件費については５項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

2. 組織体制の見直し

戦略的経営実現に向けた、独立行政法人の組織ガバナンス強化の観点から、本部体制の強化を進める。この観点から、今中期目標期間中に、従来一体化していた本部事務局と東京国立近代美術館を分離する。事務局人員体制については、法人内のリソース再配分の観点で検討を行う。将来的には、本部直属の職員等が、各館に帰属する作品を各館から独立した収蔵庫等において一元保管・管理するとともに、独立行政法人国立文化財機構とも連携しつつ、各館のコンセプト整理を深化させた上で、それに沿った各館作品・展示内容の見直しを行うことができる体制を構築していく。あわせて、同機構の国立博物館や地方の美術館との間の作品の貸与等を推進する。

また、法人全体の将来計画や予算編成、中長期的な経営課題や直面する課題に関して協議を行う法人役員、館長及び外部有識者により構成する「経営協議会」を新設するほか、「経営企画室」を機能強化し、理事長直轄の司令塔として戦略的な経営企画・立案を担う組織とするなど、戦略的経営実現に向けて、理事長がリーダーシップを一層発揮できる体制整備に取り組む。

独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、

涉外、広報機能の強化、ICT への対応の強化等、組織・体制の強化を図る。

3. 契約の点検・見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運營業務の効率化を図るものとする。

4. 共同調達等の取組の推進

周辺の機関と連携し、共同して調達する取組を年度計画等に定めた上で進めるものとする。

5. 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分に考慮して、検証したうえで、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

6. 情報通信技術を活用した業務の効率化

一元化した法人情報システムネットワークを基盤に、ビジネスチャットツール、グループウェア等の活用、人事及び会計業務の DX 化の推進等による業務効率化を進めるものとする。また Wi-Fi の強化、情報システムのクラウド化と情報セキュリティの改善により、職員がどこでも情報端末を利用して業務が遂行できるようにすることで、職員の柔軟な働き方を確保するとともに、業務の効率化を図る。

VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）やバックアップ回線を増強するなどバックアップ・インフラの増強を進めるものとする。

所蔵作品情報の公開の円滑化を図るため各館のローカルシステムと独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システムとの効率的オンライン化の検討を進めるものとする。

7. 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準において、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。その際統一事務処理方針の策定や DX 化による業務効率化を図る。

V. 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図るものとする。

1. 財源の多角化による自己収入の拡大

展覧会、美術作品の収集、調査研究、教育普及等の様々な事業を高い質で継続的に実施するためには、適切な運営費交付金や施設整備補助金の確保は必要不可欠である。一方で、法人の活動の安定化と一層の充実・強化に向け、入場料収入の増加を図るとともに、ショップやカフェの魅力向上やユニークベニュー等での施設貸出、会員制度による会費収入の拡充など、自己収入の多角化に努める。入場料収入については、各館の所蔵作品展の充実とあわせて所蔵作品展の入場料の引き上げを行うとともに、我が国の居住者向け料金とインバウンド（非居住者）向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うこととする。さらに、クラウドファンディングの活用も含む積極的かつ戦略的なファンドレイジングの展開による寄附の獲得を進め、主務省とも連携し、他の法人の取組も参考にしながら、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。自己収入額の取扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めるものとする。あわせて、施設整備にあたっては、入場料収入等を勘案して、主務官庁とも連携してPFIや財政投融资の活用を検討する。

2. 戦略的・弾力的資源配分の実施

自己収入を原資とした理事長（館長）の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討する。

各館等がその強みを生かして、特色ある事業の強化に取り組めるよう、各館へ配分する予算の一部を留保して財源を捻出し、各館の自己収入額の実績や伸び率に応じて配分するインセンティブ予算を設定する。

3. 固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図るものとする。

4. 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うものとする。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制・ガバナンスの強化

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討する。理事長のリーダーシップの下で内部統制を

推進する体制を整備・運用し、引き続き想定される社会環境の変化等に的確に対応するための業務改善や柔軟な組織体制の見直しとこれらに必要とされる職場環境を整備するとともに、長期的な観点に立って人材育成に取り組むなど、適切な業務運営に努めるものとする。特に法人として統一的に処理すべき業務は一元的な処理を推進し、そのための業務のマニュアル化等の実施等を通じて、効率的な事務体制を構築する。また、各館の枠を超えた、法人全体としてのモチベーション・使命感を向上できる取組を推進する。

業務運営全般について、独立行政法人全体として一貫した方針の下での運営を実現し、外部有識者を含めて「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえた評価を行うとともに、より望ましい運営方法について検討を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、適切な整備及び管理を行う。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置をとるものとする。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むものとする。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るものとする。

内部統制・ガバナンスの強化に係る取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。また、業務運営全般については、外部有識者を含めて評価を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

2. 法人の機能強化・再編に向けた各館の基本的性格・役割の明確化

国におけるアート振興政策や博物館法改正等の国立美術館を取り巻く状況の変化に迅速に対応し、かつ国立美術館の使命、役割を果たしていくためには、国立美術館が我が国の「顔」となるべく各施設の特色・魅力を高め、発信することにより、国際的にも認知度を向上させることが必要である。主要国際観光都市の美術館等の入館者数等と比較すると、我が国の美術館の入館者数は十分とは言えず、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを生かして、来館動機につながるような著名な所蔵作品の展示期間の増加を含め所蔵作品展強化を図るとともに、下記のとおり各館の基本的性格・役割を明確にした上で、国立美術館全体の機能の再編・強化に向けた取組を進める。具体的には、「各館の展示事業に係る費用に対する当該館の展示事業

に係る自己収入額の割合」が、本中期目標期間の4年目において、4割を下回っている等社会的に求められている役割を十分に果たせていないと考えられる館については、再編の対象とすることとし、令和13年度以降の次期中期計画に具体的な再編内容を記載し、それを実行する。

(1) 東京国立近代美術館

東京国立近代美術館本館については、近代以降現在に至るまでの日本の美術の歴史を、海外の作品も交えていつでも通史的に観覧することができる我が国美術の総合博物館と位置付け、所蔵作品展において国内外に日本の文化芸術を発信する役割を強化する。通史的観点による展示構成の一環として、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）との連携協力により、マンガやアニメなど現代の日本が世界で優位性を保持しているコンテンツの展示にも取り組む。特に、同じ北の丸公園に位置する科学技術館の建て替えが検討されていることを踏まえ、建て替え後の同館との具体的な連携の在り方や、それに合わせた展示内容の見直しについて、主務官庁と連携して関係者との議論を進める。

また、北の丸公園という立地環境を踏まえ、我が国近代美術を通史的に観覧できるコレクション展のアピール強化、訪日外国人向けのコレクションツアーの拡大、カフェ・ショップの充実などホスピタリティの向上、近隣施設（科学技術館、国立公文書館等）との連携等により、インバウンド拡大による地域活性化に積極的に取り組む。

旧近衛師団司令部庁舎（旧工芸館）については、本中期目標期間の早期に「重要文化財（建造物）保存活用計画」の文化庁の認定を受け、民間の力の活用も視野に入れながら保存活用のための施設整備に着手する。

国立工芸館については、近代から現代へと繋ぐ個人作家の工芸作品の歴史的な流れを通史的に観覧できる美術館として機能を強化する。その際、金沢に立地していることを活かし、石川県・金沢市や近隣の文化施設との連携を強化し、地域の枠を広げた活動にも取り組む。

また、国立工芸館の機能強化に向けては、東京国立近代美術館の分館としての位置付けの見直しについて、館が所在する石川県、金沢市の協力も得ながら、本館化するに当たり必要となる展示スペースや人員の確保に関し、同県及び同市と協議を進める。

(2) 京都国立近代美術館

江戸時代以前からの伝統に連続する京都近代美術（京都中心に活躍した日本を代表する作家）のほか、西陣織、京友禅といった京都ゆかりの伝統工芸の所蔵作品展の充実を図り外国人観光客が多い京都の立地を生かし、外国人を含め入館者数の大幅な増加を図る。その際、隣接する京都市美術館を含め近隣文化施設との連携・役割分担を進める。

所蔵する工芸品や工芸分野の研究員については、国立工芸館が工芸を通史的に取り扱うことを踏まえ、インバウンドへの対応も念頭に京都近代美術のコンテクストでの範囲

内で扱うこととする。

(3) 国立西洋美術館

アジア唯一の西洋美術を専門とする美術館として、松方コレクションを中核にしつつ、海外の有力美術館とも連携し、質の高い西洋美術を国内やアジアからの訪問客などに積極的に紹介する。

西洋美術品に係る保存修復・保存科学部門における国際共同事業の拡充及び人材育成を強化し、優れた作品を借り受ける基盤である海外美術館からの信頼を強化する。

また、訪日外国人が日常的に訪れる上野公園地区に立地していることを踏まえ、周辺の文化施設との連携強化や最新のデジタル技術を活用したマーケティングにより、訪日外国人へのサービスやプログラムの充実を図る。特に世界遺産である建築物を活用し、国立西洋美術館ならではの特別な体験プログラムを充実する。

文化集積地としての上野エリアの一体としての魅力度・集客性向上に向けて、本エリアを対象とする周遊チケットについて、割引ではなく入場が可能となる形で参加するために必要な調整を行う。

さらに、アジア全域に向けた西洋文化への「窓」として果たす役割を強化するために、アジアからの来訪者に対するサービス等の充実を図る。

(4) 国立国際美術館

これまでも現代美術を中心に扱っており、その強みを活かして引き続き同時代の先端的・先鋭的な芸術表現を支える館として、収集・展示活動を行い、これを強化する。特に欧米の作家に関わらず、アジアの作家や女性作家の作品、先端的なテクノロジーを活用した作品や映像作品などを積極的に取り上げ、紹介する。

また、多様な文化施設が多く集積する大阪・中之島の立地を活かし、大阪中之島美術館を含め近隣文化施設との連携を強化し、「クリエイティブなまち中之島」を共創して世界に発信していく。

(5) 国立新美術館

国際的に我が国の建築、デザイン、マンガ、アニメ、現代アートの国際的な評価や関心が高まっているなか、今後、これら新しい分野に関する常設展示を行うための取組を進めるものとする。国内最大級の展示スペースを活かし、大規模展覧会や異なる分野を融合する等先端的な展覧会とあわせて、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）との協力によるマンガ・アニメをはじめとする新しい美術の動向や現代作家の作品を積極的に紹介する常設展示などを通じて、多様な鑑賞機会の充実を図るとともに、美術に関する新たな創造活動の展開や国際発信に取り組み、芸術家育成等にも資する。

また、魅力ある建築を活かした多様なユニークベニューの活用推進、大規模な国内外ア

ートフェアへの協力等、六本木という立地を生かして高い文化的価値と収益性が両立するよう積極的に取り組む。

公募展示室については、公募団体等の利用状況を鑑みながら、将来向けて、より多様な活用方法についての検討を行う。

(6) 国立映画アーカイブ

我が国唯一の国立の映画専門機関として、映画文化振興の中核となる総合拠点の役割を果たすため、映画に関する収集・保存・公開（上映・展示・配信）・研究活動・振興等を総合的に展開するとともに、関連する調査及び各種事業を行う。特にデジタルアーカイブ構築の推進、アニメーション分野やインバウンドへの対応などの取組を強化する。

アーカイブ等の専門人材育成、映画の価値発信・形成に資する国内外の映画等博物館・民間団体・大学等関係機関との交流・情報発信など「ハブ」となる拠点としての調査研究・連携機能等を強化する。

また、テレビなどのメディアへの映像提供の強化、所蔵作品に加え借用作品を用いた上映の強化、特別な観覧料金を設定した上映の企画、施設の積極的な貸出等を通じて自己収入の増加を図る。

主要駅や空港からのアクセスも良い立地と欧米等に人気が高いコレクションを活かし、周辺の宿泊施設や文化施設等との連携やガイドツアーの実施、戦略的な広報により、訪日外国人の誘客を強化する。

3. マンガ・アニメ・ゲーム等の振興のためのメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に向けた取組の推進

メディア芸術のうち、マンガ・アニメ・ゲーム等を対象分野として収集・保存・活用、調査研究、国内外への情報発信等の機能をもつメディア芸術リサーチセンターを本中期目標期間中に新設する。同センターでは 産業界との連携により国内外のマンガ・アニメ等博物館・民間団体・大学等関係機関の「ハブ」となる拠点としての機能を強化する。

展示機能については、施設改修も含めた国立新美術館を活用しつつ、将来的な課題として、民間の活力を活かした整備を前提として検討を進める。また、収集・保存、調査研究を行った中間生成物等を、通史的な観点から現代美術の一部として東京国立近代美術館に展示するとともに、北の丸公園に立地する科学技術館との連携により同館での展示構想を進めるなど種々の可能性を模索する。また、全国のマンガ・アニメ等のアーカイブ機関等と連携し、各地での展示等活用の促進を図る。

相模原の収蔵庫については、本中期目標期間の最終年度に当たる令和 12（2030）年度の完成を目指す。また、整備にあたっては、収蔵作品等が観覧可能なスペースを設け、官民連携により、作品や資料の魅力や保管の実態を広く周知できるような機能を設けることを検討すること。

4. 施設・設備に関する計画

安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、関係機関と連携しながら長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成するものとする。また、主務官庁と連携し PFI など民間活力の活用や財政投融資の活用を検討する。

5. 人事に関する計画

作品の保存・継承や教育普及、渉外・広報、国際対応及びデジタル、マネジメント、法務、社会連携分野等の専門人材等の確保、学芸部門を含めた職員のキャリアパス像の設定と研修の充実など適切な人材確保・育成を進めるものとする。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用し、専門職人材の兼業や外部人材の登用等、職員の多様化を推進するものとする。

また、法人設立から 20 年以上が経過し、各館単位の所属意識を超えた法人への所属意識を職員一人一人が保持することが法人としての一体的運営に不可欠であることから、例えば、事務職員の関東圏・関西圏を越える人事交流や学芸系職員の本部・各館を越える人事交流など、法人としての職員人事異動方針を定めること。また、他法人との人事交流の拡大も検討する。

(使命)

我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

(現状・課題)

- ・我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成し、国内外の優れた美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、文化観光振興にも寄与するため、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等の活動を担い、これらに関する調査研究を行う専門性の高い人材を確保する。
- ・作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに全国の美術館の活動を支え、国際的なネットワークの構築を担う専門性の高い人材を確保に努める。
- ・収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化への適切な措置。

(環境変化)

- 「文化芸術基本法」改正により、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されており、我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすことが求められている。
- ICOM(国際博物館会議)において、社会的な課題解決も博物館・美術館の目的の一つであることが確認されている。
- 「博物館法」改正により、美術館・博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する美術館・博物館は、他館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修実施その他の博物館・美術館の事業充実のための協力も努力義務となった。
- 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」において、文化資源保存活用施設の求めに応じ助言や援助することが努力義務となった。

(中期目標)

- 国立美術館を取り巻く状況変化に迅速に対応し、使命、役割を果たしていくためには、国立美術館が我が国の「顔」となるべく各施設の特色・魅力を高め、発信することにより国際的にも認知度を向上させることが必要であり、館の基本的性格・役割を明確にした上で、国立美術館全体の機能強化・再編に向けた取組を進める。
- マンガ・アニメ・ゲーム等の振興のためのメディア芸術ナショナルセンター(仮称)構想に向けた取組を推進。
 - ・マンガ・アニメ・ゲーム等を対象分野として収集・保存・活用、調査研究、国内外への情報発信等の機能をもつメディア芸術リサーチセンターを本中期目標期間中に新設し、産業界との連携により国内外の博物館・民間団体・大学等関係機関の「ハブ」となる拠点としての機能を強化する。
 - ・相模原の収蔵庫は、本中期目標期間最終年度の令和12(2030)年度の完成を目指す。
- 収蔵庫等保管施設の狭隘化解消のため、関係機関等との協議を進め、保管環境の一層の改善を図る。

(別添) 独立行政法人国立美術館に係る政策体系図

文化芸術基本法

国の政策：文化芸術推進基本計画（第2期）

【今後の文化芸術政策の目指すべき姿】

- ◎次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供
- ◎文化芸術に効果的投資が行われイノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じ国家ブランド形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成
- ◎あらゆる人々が文化芸術を通して社会参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成
- ◎地域文化芸術を推進するプラットフォームが全国に形成され、多様な人材や文化芸術団体等が連携・協働し持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成

【今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性】

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

第6期中期目標期間における国立美術館のミッション

美術振興の中心的拠点として「文化芸術の「多様な価値」を活かした未来づくり」に貢献

- ①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努める
- ②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していく
- ③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進する
- ④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与する

独立行政法人国立文化財機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(第6期 中期目標)

(案)

令和 年 月 日

文 部 科 学 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	3
III. 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>有形文化財の保存と継承及び有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信</u>	
(1) 有形文化財の収集・保管、次代への継承	4
(2) 展覧事業	5
(3) 教育普及活動等	7
(4) 有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究	7
(5) 国内外の博物館活動への寄与	8
(6) 文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組	9
2. <u>文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施</u>	
(1) 新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究	11
(2) 科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究	12
(3) 文化遺産保護に関する国際協働	12
(4) 文化財に関する情報・資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用	13
(5) 地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等	14
(6) 文化財防災に関する取組	14
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務改善の取組	15
2. 情報通信技術による業務効率化	16
3. 経費等の合理化・効率化	16
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入拡大への取組	16
2. 固定的経費の合理化	17
3. 決算情報・セグメント情報の充実等	17
4. 保有資産の処分	17
VI. その他業務運営に関する事項	
1. 内部統制	17
2. その他	17
3. 施設設備に関する計画	18
4. 人事に関する計画	18
別紙1 独立行政法人国立文化財機構における調査研究及び国際共働の評価軸及び評価指標等	19

別添 独立行政法人国立文化財機構に係る政策体系図、独立行政法人国立文化財機構の
使命等と目標との関係

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする

独立行政法人国立文化財機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「文化財機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

独立行政法人国立文化財機構法第 3 条にあるとおり、文化財機構は、博物館を設置して有形文化財を収集、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的としていることを踏まえ、我が国の国立博物館として、有形文化財の収集、保管、観覧を通じ、少子高齢化・人口減少下においても持続可能な形で貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財研究に関するナショナルセンターとして、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を果たすことを使命とする。

以上を踏まえ、令和 8 年度から始まる中期目標期間における文化財機構のミッションは以下のとおりとする。

- ・引き続き、博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ること。特に、我が国の文化財は脆弱なものが多いことを踏まえ、適切な保存に留意しつつ、多くの人々が文化財にふれ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、文化財の積極的な活用と多様な鑑賞機会の確保等を通じ、観光振興、地方創生に寄与すること。加えて、貴重な文化財の次世代への保存継承に関する国民の意識の涵養を図ること。
- ・文化財に関する専門的、技術的事項に関する唯一の国立研究機関として、文化財に係る新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究を継続的に行うとともに、科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基礎的な研究を行い、その成果をもって官公庁、博物館等の専門機関、文化財の所有者・管理者・修理技術者等が行う業務の質的向上に寄与すること。また、地震、台風、豪雨等の災害による文化財の防災のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から必要な援助を行うとともに、専門的人材の育成を図ること。
- ・有形・無形の文化遺産に係る国際協働・協力に貢献する専門的機関として、国際条約等に基づく活動を積極的に推進すること。
- ・改正された「博物館法」を踏まえ、資料の貸出しや人材の育成、他の博物館の事業の充実

のための協力といった、自らのリソースを活用した全国の博物館への支援等や、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の要請を踏まえ、文化資源保存活用施設の設置者の求めに応じて、情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他国内外からの観光旅客が我が国の歴史や文化等についての理解を深めることに資する措置の実施に必要な助言その他の援助等を行うこと。

<法人の現状と課題>

文化財機構は、博物館5館、文化財研究所等3施設を設置している。東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館及び皇居三の丸尚蔵館（以下総称して「国立博物館」という。）においては、これまで蓄積した経験・実績を強みとし、体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の集積と脆弱な文化財の適切な保存管理、研究成果を踏まえた魅力ある展示と教育普及事業を継続して実施している。

また、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下総称して「文化財研究所」という。）においては、文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査研究の実施を通じ、文化財に関する新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究等を推進するとともに、アジア太平洋無形文化遺産研究センターにおいては、我が国の無形文化遺産に関する国際協力の拠点として、関係機関と連携しつつ、アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協働を推進している。

近年は、地震、豪雨等の災害が多発、激甚化しており、そのような状況下において、文化財の防災のための連携・協力体制の構築と、それによる援助等を図るため、本部に設置する文化財防災センターの機能強化は喫緊の課題である。また、デジタル資源化（デジタルアーカイブ化・オープンデータ化）とその利活用に向けた整備を進めることや文化財活用センターをはじめとしたデジタル技術等を活用した活動の充実・発展も重要であり、加えて、施設設備の老朽化に対応したメンテナンスサイクルを計画的に実行し、全ての施設等を最大限活用していくことは継続して取り組むべき課題である。

一方で、我が国が直面する少子高齢化・人口減少が、我が国の実質的な税収額の長期的制約要因となっており、運営費交付金及び施設整備費補助金が収入の約6割以上を占めるといった状況を改善し、諸外国の事例も踏まえ、将来にわたる持続的な博物館運営に向けて、自己収入をいかに確保することも課題と考えられる。

<政策を取り巻く環境の変化>

近年、博物館の役割は世界的に高まっており、令和4年のICOM（国際博物館会議）において、包摂性、多様性、持続可能性、コミュニティなどの文言がミュージアムの定義に加えられ、社会的な課題解決も博物館の目的の一つであることが確認された。また、国内では、同年の博物館法の改正、令和5年の施行により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光

など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国や独立行政法人が設置する博物館には、他の博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館の事業の充実のための協力が努力義務化された。令和2年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」においても、文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となっている。

令和5年度を始期とする「文化芸術推進基本計画（第2期）」では、中長期目標は第1期から踏襲しつつ、重点取組「文化芸術を通じた地方創生の推進」の中に、ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化及び整備の着実な推進が位置づけられた。

令和7年2月に改訂された、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」において、「文化財防災対策等」の協力が位置づけられ、本法人の文化財防災センターの役割として「我が国の文化財防災の取組から得られた知見を活用し、文化遺産国際協力センターをはじめとする関係機関との連携を通じた文化財防災に関する国際貢献も望まれる」と明文化された。

また、我が国の外国人観光客数は令和7年度実績で4200万人を超え、令和12年度には、6000万人とすることを目標としている。文化財機構は文化観光やインバウンドの受入に重要な役割を果たすことが期待されており、博物館でも解説の多言語化などの対応を引き続き進めていく必要がある一方、他の主要観光都市の博物館と比較して入場者数は低水準に留まっており、国際観光旅客財源も活用しつつ、外国人観光客の増加を自己収入確保の機会として積極的に捉えていくことが求められている。その上で、将来的には、海外主要都市の博物館の入場者数も踏まえ、展示スペースの拡充や所蔵作品の充実を図りながら外国人観光客を含め国立博物館全体で1200万人程度の入場者数を達成すべく、取組を進める必要がある。

(参考) 海外主要都市の博物館の入館者数

- ・メトロポリタン美術館：550万人（R6）
- ・故宮博物館：370万人（R6）
- ・ブラド美術館：346万人（R5）

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間とする。

III 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 有形文化財の保存と継承及び有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信
(事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

(1) 有形文化財の収集・保管、次代への継承

国立博物館は、それぞれの設置の経緯を踏まえ、既に多くの所蔵品及び寄託品（以下「収蔵品」という。）を収集・保管している。多くの文化財は、経年の自然劣化と材質の脆弱性等によるコンディションの変化にさらされており、収蔵品の収蔵施設と展示施設は、接触・転倒等の事故を防ぐとともに、温湿度、照度、防虫、防カビ等の環境を最適の状態にすることが求められているため、国立博物館ではこれらの対策を講じることとする。

また、有形文化財の収集等については、国立博物館における調査研究の成果や現時点の収蔵状況や今後の見通し、活用状況を踏まえ、体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の充実を図るため、収蔵品の収集・保管に関して各館において中長期的な方針・計画を立てて着実に実施することとする。なお、収蔵品の保管に関しては、国内外の先進的な収蔵庫及びその保管方法等の調査・情報収集を行い、関係機関との連携に努める。

有形文化財の管理・保存・修理等については、収蔵品等の管理に必要なデータの整備を進めるとともに、収蔵品のデジタル・アーカイブ化を進める。また、収蔵品等の状態に応じた適切な保存・展示を行い、必要な修理等を計画的に施すこととする。

【指標】

・有形文化財の収集に関する取組状況

(収集件数、文化財購入費、寄贈・寄託品件数)

・有形文化財の修理に関する取組状況

(修理件数、修理のデータベース化件数)

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

・有形文化財の収集に関する取組状況

収集件数 150,579 件(令和 6 年度末実績)

文化財購入費 3,936 百万円(令和 3～令和 6 年度実績総額)

寄贈品件数 1,622 件(令和 3～令和 6 年度実績総数)

寄託品総件数 12,632 件(令和 6 年度末実績)

・有形文化財の修理に関する取組状況

修理件数 (本格修理) 414 件(令和 3～令和 6 年度実績総数)

修理のデータベース化件数 1,441 件(令和 3～令和 6 年度実績総数)

(目標水準の考え方)

- ・国立博物館が購入する価値の高い有形文化財は、所有者等との直接交渉が必要であり、予算等との関係からも必ずしも計画どおりに購入できるとは限らない。したがって数値目標

は設定せず、中期目標の期間において、上記の取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

- ・有形文化財は、その状態に応じて、適切な時期に適切な処置を施さなければ、その価値を将来にわたって継承することができないことから修理等に関する方針を設け、それに従って計画的に取り組むべきである。
- ・有形文化財に当たっては、専門的かつ高度な技術を有する外部の修復業者等との契約が必要であるが、予算措置の状況や相手方とのスケジュールの都合上、計画通りに実施できるとは限らない。したがって数値目標は設定せず、中期目標の期間において、上記の取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

〈想定される外部要因〉

- ・有形文化財の修理等には、一定のまとまった予算措置が必要であり、その状況によって計画を変更せざるを得ないことがある。これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

(2) 展覧事業

国立博物館は国全体の約 22%に相当する国宝・重要文化財を収蔵しており、これらを公開することは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく重要な役割のひとつである。そのため、保存と活用のバランスをとりながら、国宝・重要文化財をはじめ、多くの収蔵品等について、専門的な調査研究を行い、その成果を積極的に反映しながら計画的に公開する。

特に、平常展は各館の特色を発揮するとともに、来館動機につながるような国宝・重要文化財等著名な所蔵作品について、展示期間の増加を含め常設展の強化を行うことで、外国人観光客を含め、来館時期に関わらず、目的の所蔵品を鑑賞できる機会の確保を進め、日本の歴史や日本美術の流れを概観し、日本文化の理解が促進されるよう工夫を施した展示を行う。

また、観覧環境の向上等を図るべく、多様な来館者に配慮した運営を行うとともに、収蔵品以外の文化財も含め特定のテーマの下に企画する特別展（外国における展覧事業も含む）は、文化財の価値等を理解するにとどまらず、新たな知見を拓くような、質の高いものを目指す。

その上で、多様な鑑賞機会を持続的に確保する観点から、各館における入館料の改定及び二重価格の導入を本中期目標の期間中に実施するものとする。

また、夜間開館の充実など開館時間の弾力化について、地域におけるナイトタイムエコノミーの推進と歩調を合わせ、費用対効果を勘案しながら、実施するものとする。

こうした施策の実効性を確保するため、入館者数、入場料収入、その他収入等の詳細な開示を進めるものとする。

さらに、多様な来館者が快適に観覧する環境を創出するため、一層の快適な観覧環境のための施設・設備の充実を図る。

以上を通じ、法人全体の展示事業に係る費用（展示に携わる学芸員の人件費や展示に必要な整備費等を含む）に対する展示事業に係る自己収入額の割合を、次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とする。また、各館の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合が、本中期目標期間の4年目において、「4割」を下回っている等社会的に求められている役割を十分に果たせていないと考えられる館については、再編の対象とすることとし、令和13年度以降の次期中期計画に具体的な再編内容を記載し、それを実行する。

【指標】

- ・法人全体の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合（次期中期目標期間中に100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に65%以上とすること）
- ・平常展の来館者アンケート満足度（満足度は80%の水準を目指す）
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・法人全体の展示事業に係る費用に対する展示事業に係る自己収入額の割合 54%（令和3～令和6年度実績）
- ・平常展の来館者アンケート満足度 89%（令和3～令和6年度実績）

【関連指標】

- ・来館者数（常設展、企画展、外国人観光客数）
- ・来館者アンケート満足度
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・特別展の来館者アンケート満足度 90%（令和3～令和6年度実績）

〈目標水準の考え方〉

- ・来館者アンケートは、前中期目標の期間においても実施しているが、展示に関する満足度について5段階評価で上位2位以上を選択した割合とする。
- ・特別展の企画は、共催者や諸外国との国際文化交流の計画に関係しており、定性的又は定量的な指標を示すことが困難であるため、中期目標の期間において、来館者数及び来館者アンケート満足度に関する目標は、モニタリングすることとする。

〈想定される外部要因〉

- ・展覧会については、工事等の事情が生じた場合は、休館等せざるを得ないことがある。こ

これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

(3) 教育普及活動等

国立博物館の展覧事業の効果を高めるような講演会等のイベントや各種図録の出版等の教育普及活動を実施し、来館者等を対象とする教育・普及活動の充実・向上や幅広い層を対象とした多様な学習機会の提供を図るとともに、ボランティアの受入れや博物館支援者増加への取組を推進する。

また、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るため、展覧事業及び各種事業に関し、積極的な広報を行うとともに、ウェブサイトにおいて収蔵する有形文化財に関する情報を公開し、その質的向上と量的拡充を推進する。

【指標】

- ・講演会等のアンケート（満足度は80%の水準を目指す）

【関連指標】

- ・講演会等の開催回数
- ・ウェブサイトのアクセス件数
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・ウェブサイトのアクセス件数 72,927,661 件（令和3～令和6年度実績総数）
- ・講演会等の開催回数 607 件（令和3～令和6年度実績総数）

〈目標水準の考え方〉

- ・講演会等は、平常展及び特別展の内容に応じて企画するが、中期目標の期間において、開催回数に関する目標は、モニタリングすることとする。
- ・国立博物館では、展覧事業及び各種事業に関する広報を目的としてウェブサイトの充実を図っている。また、収蔵する有形文化財に関する情報（文字情報、画像情報）を整理し、データベース等を構築し、ウェブサイトにおいて公開している。これらの情報を一般に公開することは、国民共有の財産を広く周知する上で重要であり、さらには、学術研究の進展等にも資すると考えられることから、近隣施設との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組み、ウェブサイトのアクセス件数の増加を図ることとし、モニタリングすることとする。

(4) 有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究

有形文化財の収集・保管、展覧事業、教育普及活動等を行うため、それぞれに必要な調査研究を計画的に行う。特に、保管と展示環境に係る文化財等への影響について、関係機関との連携により継続的な調査研究を行い、様々な材質の文化財等の公開が適切に設定できる

よう努めるとともに、それらの成果を全国の博物館・美術館に発信する。また、シンポジウム開催等による他の博物館等との学术交流の実施や図録等の出版等を通じ、これらの調査研究の成果の積極的な普及を図る。

【中期目標期間において推進すべき具体の調査研究の方針】

有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究

収蔵予定又は収蔵している有形文化財若しくは特別展等で借用する有形文化財について、科学的手法を適切に用いて、学術的・芸術的な価値の究明とコンディションの分析等を行い、適切な保管・展示の環境維持や修理等の処置に資すること。また、将来にわたる収集活動、展覧事業の企画等に資するよう、有形文化財全般に及ぶ調査研究を行うこと。

定期刊行物、図版目録、特別展等図録、研究紀要及び調査報告書等を刊行して、有形文化財に関する調査研究の成果等の発信を行うこと。また、著作権処理の可能なものについては、学術情報リポジトリ等を参考にウェブサイトで公表するよう推進すること。

【指標】

- ・有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究件数
(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)
- ・有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究件数 334 件 (令和 3～令和 6 年度実績)

〈目標水準の考え方〉

- ・国立博物館における有形文化財に関する調査研究は、収蔵品の収集活動、保存修理、展覧事業の企画等に資することを第一義的な目的としており、研究成果が具体的な事業等などのように反映できたかを評価指標とする。あらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、調査研究件数に関する目標は、モニタリングすることとする。

(5) 国内外の博物館活動への寄与

国内外の博物館活動へ寄与することは重要であり、そのため、国内外の博物館等における展覧事業への出品要請等に対応するとともに、展覧事業の企画等への援助・助言等を行う。また、国内外の博物館等からの専門的・技術的な協力等の依頼に対し、可能な限り積極的に応じる。なお、寄附等の資金調達手法など地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題に対して、主務省庁と連携して先駆的な取組内容やそのノウハウの共有も図りナショナルセンターとしての機能強化に努める。あわせて、国立美術館や地方の博物館との間の作品の貸与等を推進する。

【指標】

- ・有形文化財の貸与に関する取組状況（有形文化財の貸与件数）
 - ・国内外の博物館等への援助・助言等に関する取組状況（専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等）
 - ・国内外の博物館等との協定数・連携事業数
- （参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・有形文化財の貸与件数 6,237 件（令和 3～令和 6 年度実績総数）
 - ・専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等 1,823 件（令和 3～令和 6 年度実績総数）

〈目標水準の考え方〉

- ・有形文化財の貸与については、適切な保管・展示環境が維持されることを必要条件とし、さらに国宝・重要文化財については、法令等にのっとり文化庁の許可等が必要であるため、依頼内容に応じてその都度検討することとなる。したがって、あらかじめ貸与に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、貸与件数をモニタリングし評価する。
- ・国内外の博物館等における展覧会の企画、運営を始め、博物館等の業務に関する専門的・技術的な協力の依頼については、内容に応じてその都度検討することとなる。したがって、あらかじめ援助・助言に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、援助・助言件数をモニタリングし評価する。
- ・国内外の博物館等との協定数や連携事業については、内容に応じてその都度検討することとなる。したがって、あらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、件数をモニタリングし評価する。

（6）文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組

文化財活用センターは、あらゆる地域で子どもから大人、障害者や外国人など、全ての人が文化財に親しむことができるよう、文化財が持つ魅力や価値を引き出し、文化財を通じた豊かな体験と学びを提供し、地方創生、観光振興につながる新たな活用の在り方を目指す。そのため、文化財に親しむためのコンテンツやモデル事業の開発、アウトリーチプログラムなどを通じた文化財へのアクセシビリティの向上、文化財機構所蔵品貸与促進事業の推進、文化財機構所蔵の文化財のデジタル資源化の加速と国内外への情報発信を行う。

また、地域の美術館博物館からの文化財の保存等に関する相談・助言・支援を行うとともに、学芸員や自治体の文化財行政担当者向けの研修や講習会、各都道府県の博物館協議会等の要請による研修会の開催等を通じて、文化財の保存と活用の両立に寄与する。

【指標】

- ・コンテンツの開発及びモデル事業の推進状況（複製、コンテンツ等の開発・展開（貸出し

を含む) 件数)

- ・アウトリーチプログラム等の取組状況 (実施件数)
 - ・文化財機構所蔵品貸与促進事業に関する取組状況 (事業実施件数及び有形文化財の貸与件数)
 - ・文化財保存等の相談・助言・支援に関する取組状況 (専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等)
 - ・デジタルアーカイブ (ColBase)の画像登録件数 (前中期目標の期間の実績以上)
- (参考) 令和2年度末実績 16,573 件、令和6年度末実績 35,800 件)

【関連指標】

- ・データベース (ColBase、e 国宝) のアクセス件数
(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)
- ・企画コンテンツの開発数 18 件 (令和6年度末実績)
- ・国立博物館収蔵品貸与促進事業に関する取組状況事業実施件数 6 件 (令和6年度実績)
有形文化財の貸与件数 86 件 (令和6年度実績)
- ・専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等 161 件 (令和6年度実績)
- ・データベース (ColBase、e 国宝) のアクセス件数 2,493,344 件 (令和3～令和6年度実績総数)

〈目標水準の考え方〉

- ・企業等との連携を図りつつ、先端技術を駆使し、文化財に親しむための複製やデジタルコンテンツを開発するためには、内容に応じてその都度検討することとなる。また、アウトリーチ活動は、学校等からの申込みに基づいて実施される。院内学級や特別支援学校を含めた、幅広い地域の子どもたちに鑑賞機会を提供することが念頭にあり、それぞれにかかる実施コストを鑑みると、単に件数を指標とすることになじまない。国立文化財機構所蔵品貸与促進事業においては、あらかじめ事業募集を行った上、貸与品は貸与先で開催される展覧会のテーマに沿って、文化財機構各施設における展示に支障のない範囲で作品選定を行う必要がある。文化財保存等の相談・助言・支援においては、文化財保存の観点から博物館活動の活性化に協力するために、国内外の博物館等における展示・収蔵環境に関する相談を随時受け付け、内容に応じてその都度検討することとなる。いずれもあらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、企画コンテンツの開発、アウトリーチプログラム等の取組状況、国立文化財機構所蔵品貸与促進事業及び文化財保存等の相談・助言・支援に関する目標は、モニタリングすることとする。
- ・各国立博物館の所蔵品を横断的に検索できる ColBase (国立文化財機構所蔵品統合検索システム) は、国民共有の財産を広く周知する上で重要であり、学術研究の進展等にも資

すると考えられることから、画像登録件数の増加に取り組むこととし、数値目標は前中期目標期間の実績以上とする。また、データベースの利用促進を図るため、アクセス件数についても関連指標とする。

2. 文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）

近年、少子高齢化、デジタル社会の急速な進展、地震、豪雨等の災害の激甚化など、社会情勢の変化に伴って文化財を取り巻く環境にも変化が生じている。

文化財研究所は、文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査研究や新たな知見の開拓につながる探究的な調査研究を実施し、これらの調査研究の蓄積を基盤として、様々な課題に対応してきているが、これらの変化を踏まえ、今後、文化財を次代へ継承するための取組を通じて社会的課題の解決にも貢献することが求められている。特に、持続可能な社会を目指し、環境と調和した文化財保存に関する取組を進めるとともに、デジタル・アーカイブ化を推進するほか、文化財防災センターと連携し、有形・無形の文化遺産に関する研究成果を活かした被災地の復興支援にも取り組むことが必要である。このため、文化財研究所は、基礎的・体系的、探究的な調査研究等を通じて、これらの課題に積極的に取り組むこととする。

また、文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センターは、令和7年2月に改定された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、関係法令及び基本方針の趣旨を踏まえた施策等の実施に積極的に取り組む。なお、これらの評価に当たっては、別紙1に掲げる評価軸、評価指標等に基づいて実施することとする。

さらに、これらの調査研究及び国際協働等に関する情報・資料・研究成果等を公表するとともに、地方公共団体等の職員を対象とした文化財に関する専門的研修や、国・地方公共団体等に対する文化財の調査及び保護に関連した協力等を積極的に行うこととする。

文化財防災センターは、文化財防災のための技術開発や文化財防災に関する助言・援助等を行うだけでなく、文化財防災のための地方公共団体等との連携・協力関係構築が重要である。そのため、文化財防災に関する多様な要請に応えるための持続可能な仕組み（地域の専門的人材の育成も含む）を構築し、これらの要請に積極的に応えていくとともに、文化財防災の取組から得られた知見を活用した国際貢献に取り組む。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を行うこととする。

（1）新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究

有形文化財及び伝統的建造物群に関する調査研究においては、文化財の価値や保存に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、各時代の絵画・彫刻、建造物、寺社や旧家等に伝来した歴史資料・書跡資料、重要伝統的建造物群保存地区の候補となりうる伝統的建造物群に関する研究に取り組むものとする。

無形文化財、無形の民俗文化財等に関する調査研究においては、無形の文化財の現状把握と記録に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、古典芸能、工芸技術等及びそれらに関わる文化財保存技術のほか、民俗芸能、風俗慣習、民俗技術及びそれらに関わる有形の民俗文化財に関する研究に取り組むものとする。

記念物、文化的景観、埋蔵文化財に関する調査研究においては、文化財の価値や保存に関する研究基盤等の蓄積を図ることとし、古代日本の都城遺跡（平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡）の発掘調査、史跡・名勝の保存と活用の在り方、重要文化的景観及びその候補となりうる文化的景観の保存・活用実態、全国の埋蔵文化財に関する基盤的な調査研究に取り組むものとする。

（２）科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究

文化財の調査方法に関する研究開発においては、文化財の価値や保存に関する研究の進展を図ることとし、可搬型分析機器やセンシング技術を用いた調査方法、ジオ・アーケオロジー、年輪年代、動植物遺存体等の調査方法に関する研究に取り組むものとする。

文化財の保存修復及び保存技術等に関する調査研究においては、文化財の保存に関する研究の進展を図ることとし、環境と調和した生物被害対策、文化財の保存環境と維持管理、文化財の材質・構造等の科学的分析、屋外文化財の保存修復計画、文化財の修復方法と材料の研究、近代文化遺産の保存修復技術、被災文化財の保存修復技術、考古遺物の保存処理法、環境制御による遺構の保存法、高松塚古墳・キトラ古墳の保存・活用に関する研究に取り組むものとする。

（３）文化遺産保護に関する国際協働

文化遺産の保護に関する国際的な協力については、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」及び基本方針等に従い、文化遺産保護に関する国際情報の収集・研究・発信、協力事業の推進、人材育成のほか、国際協力の推進に資するため、国内の研究機関間の連携促進等に取り組むものとする。また、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関し、ユネスコと日本国政府の間の協定に基づき設立されたアジア太平洋無形文化遺産研究センターについて、基本方針第１の４（２）教育研究機関等の役割の④に掲げる文化財機構の役割に従い、文化遺産国際協力を推進する。

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」（抜粋）

第１ 文化遺産国際協力の基本的方向

４．文化遺産国際協力の推進における国等の役割

（２）教育研究機関等の役割

④ また、平成 23 年 10 月には、日本国政府と UNESCO（国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。））との協定に基づき、ユネスコが賛助するアジア太平洋地域に

おける無形文化遺産のための国際調査研究センターとして、独立行政法人国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センターが設置された。当該センターにおいては、我が国の無形文化遺産に関する国際協力の拠点として、東京文化財研究所等の関係機関と連携しつつ、アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協力を推進することが望まれる。

(4) 文化財に関する情報・資料の収集・整備及び調査研究成果の公開・活用

研究の進展や行政事務の効率化等に資することを目的として、文化財に関する情報及び図書・雑誌等を収集・整理・保管し、公開する。また、これまでに収集・蓄積された文化財に関する情報資源のデジタル・アーカイブ化を推進する。

調査研究の成果を刊行物や講演会等の様々な媒体を通じて多角的・広範囲に発信するとともに、奈良文化財研究所所管の公開施設等において公開する。なお、可能な限り、調査研究に関する論文等について、学術情報リポジトリ等としてウェブサイトでの公開を推進する。

【指標】

- ・ 公開施設来館者に対する満足度アンケート（特別展・企画展）（80%の水準を目指す）
 - ・ 文化財に関するデータベースのデータ件数（前中期目標の期間の実績以上）
- （参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・ 文化財に関するデータベースのデータ件数 4,704,139 件（令和6年度末実績）

【関連指標】

- ・ 文化財に関するデータベースのアクセス件数
 - ・ 公開施設における特別展・企画展の開催件数（年2～3回程度）
 - ・ 公開施設の来館者数
 - ・ 学術情報リポジトリ等によるウェブサイトにおける論文等の公開件数
- （参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・ 文化財に関するデータベースのアクセス件数 79,434,525 件（令和3～令和6年度実績総数）
 - ・ 公開施設における特別展・企画展の開催件数 28 件（令和3～令和6年度実績総数）
 - ・ 公開施設の来館者数 254,152 人（令和3～令和6年度実績総数）
 - ・ 学術情報リポジトリ等によるウェブサイトにおける論文等の公開件数 11,659 件（令和6年度末実績）

〈目標水準の考え方〉

- ・ 文化財に関するデータベースについては、研究の進展等にも資すると考えられることか

ら、データベースの充実に取り組むとともに、文化財に関するデータベースのデータ件数の増加を図ることとし、数値目標は前中期目標の期間の実績以上を指標とする。

- ・奈良文化財研究所所管の公開施設等、発掘調査等の研究成果を適時に展示することが重要であり、特別展・企画展については、定期的又は定量的な指標を示すことが困難であるため、来館者に対する満足度アンケートの満足度は80%の水準を目指す。

(5) 地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等

地方公共団体等の職員を対象とした有形文化財・記念物等の保存及び修復に関する研修並びに埋蔵文化財等に関する各種研修について、地方公共団体等の要望を踏まえた研修計画に基づき実施する。

文化財に関する国・地方公共団体の行政事務や博物館の業務等に関する依頼等について、専門的・技術的見地から適切な協力等を行う。

【指標】

- ・研修成果の活用状況（アンケートによる研修成果の活用実績が80%以上）
- ・専門的・技術的な援助・助言の取組状況（行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等）
（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）
- ・研修成果の活用状況 93%（令和6年度実績）
- ・行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等2,032件（令和3～令和6年度実績総数）

〈目標水準の考え方〉

- ・地方公共団体等における文化財に係る専門人材の資質の向上は、我が国全体の文化財行政等の基盤を支える観点から重要である。中期目標の期間においては、アンケートにより地方公共団体等の要望や研修成果の活用状況を調査し、適宜研修プログラム等に反映する。
- ・行政機関が実施する発掘調査や史跡整備事業を始め、博物館等の業務に関する専門的・技術的な協力の依頼については、内容に応じて都度検討することとなる。したがって、あらかじめ援助・助言に関する目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、援助・助言件数をモニタリングし総合的に評価する。

(6) 文化財防災に関する取組

文化財防災センターは、度重なる災害等による文化財の被災状況を踏まえ、文化財の防災のための連携・協力体制の構築、文化財防災のための技術開発、地域における文化財防災に関する専門的人材の育成を図るとともに、被災文化財の保全処置等について専門的知見から必要となる支援を行う。また、これらの取組を着実に実施するため、持続可能な基盤強化

を図るとともに、復興期における文化財防災の取組を充実させる。あわせて、我が国の文化財防災に関する知見をもとに国際貢献に資する取組を行う。

【指標】

- ・防災のための連携・協力体制構築への取組状況（都道府県内各種会合等への会議等参加数）
- ・文化財防災に関する技術開発への取組状況（論文等数、報告書等の刊行数）
- ・文化財防災に関する普及啓発への取組状況（シンポジウム等の開催件数）

〈目標水準の考え方〉

- ・文化財の防災のための連携・協力体制の構築に関しては、都道府県内連携体制の構築・促進、地域ブロック内における地域間連携の促進を図るためには、都道府県内の各種会合等に参加する必要がある。また、文化財防災のための技術開発に関しては、各種の施設・設備の安全対策、被災文化財の応急処置・修復処置、被災文化財の保管環境等に関する調査研究を推進する必要があるが、いずれもあらかじめ目標値を設定することになじまないため、都道府県内各種会合等への会議等参加数及び文化財防災のための技術開発に関する論文等数、報告書等の刊行数をモニタリングし総合的に評価する。
- ・文化財防災に関する普及啓発への取組においては、専門的人材の育成を図るためのシンポジウム、講演会、研修及びワークショップ等を開催し、調査研究の成果公表等を進めるとともに、課題の共有化等を図る必要があるが、あらかじめ目標値を設定することになじまないため、中期目標の期間において、普及啓発への取組状況をモニタリングし総合的に評価する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組

（1）組織体制の見直し

組織の機能向上のため、不断の組織・体制の見直しを行うものとし、法人の事業全体を通じて、体制の強化を図ることとする。

（2）人件費管理の適正化

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分考慮し検証した上で、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

（3）契約・調達方法の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、

一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進すること。

(4) 共同調達等の取組の推進

消耗品や役務について、近隣の関係機関と連携して共同調達に取り組む。なお、具体的な対象品目等は、年度計画等に定めた上で進めるものとする。

2. 情報技術による業務効率化

文化財機構に関する情報の提供、業務・システムの最適化等を図ることとし、ICTを活用した業務の合理化・効率化を図る。

3. 経費等の合理化・効率化

独立行政法人会計基準における運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。運営事業費に充当する運営費交付金は、一般管理費及び事業経費の合計（公租公課及び人件費を除く）について、引き続き効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、物価上昇率の影響を除き前中期目標期間最終年度予算と比べて5%以上の業務の効率化を図る。ただし、文化財の購入及び修理に要する経費、特殊要因に基づく経費、新規追加分は、その対象としない。

V 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入拡大への取組

快適な観覧環境の実現にも留意しつつ、主要国際観光都市の博物館等の入館者数等と比較すると、我が国の博物館の入館者数は十分とは言えず、国内外からの観光旅客なども念頭に、展覧事業におけるサービスの向上に努めるなど、安定的な自己収入の確保を図る。具体的には、入場料収入については、各館の常設展の充実とあわせて常設展の入館料の改定を行うとともに、我が国の居住者向け料金とインバウンド（非居住者）向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うこととする。また、業務の質の向上等に必要な資金の充実を図るため、会員制度の充実、保有財産の有効利用の推進、競争的資金や寄附金の獲得など主務省とも連携し、他の法人の取組を参考にしながら、多様な財源確保に努め、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。

自己収入を原資とした理事長（館長）の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討する。

また、各館等がその強みを生かして、特色ある事業の強化に取り組めるよう、各館へ配分する予算の一部を留保して財源を捻出し、各館の自己収入額の実績や伸び率に応じて配分するインセンティブ予算を設定する。

あわせて、施設整備にあたっては、主務省と連携し、入場料収入等を勘案して、PFIや財

政投融資の活用を検討する。

【指標】

展覧事業に係る指標と同様とする。

2. 固定的経費の合理化

物価高騰や労働力不足などの社会経済の状況も踏まえ、適正な経費による施設運営を行うことなどにより、固定的経費の合理化に取り組む。

3. 決算情報・セグメント情報の充実等

財務内容等の一層の透明性を確保し、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

4. 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

VI その他業務運営に関する事項

1. 内部統制

理事長のリーダーシップの下で、文化財機構の全ての役職員が、法令等を遵守し、日常の業務において役職員の使命感の向上等に資するよう適切な運営を行う。法人の使命等の周知、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規定の運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を継続して整備・運用する。また、その整備状況やそれらが有効に機能していることなどについて定期的に内部監査、監事監査等によりモニタリング・検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. その他

(1) 自己評価

外部有識者を含めた客観的な自己評価を行うこととし、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させるものとする。

(2) 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ対策

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決

定) にのっとり、多様化するサイバー攻撃やセキュリティの脅威に対する組織的対応強化を図るため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた規定の整備、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、役職員の研修及び教育を実施する。

計画的な情報セキュリティ対策の点検及び情報セキュリティ監査の実施により、情報セキュリティ対策の強化を図る。

3. 施設設備に関する計画

施設設備の老朽化度合い等を勘案しつつ、計画的な整備を推進する。

施設設備の点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施するとともに、施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・長寿命化などを計画的に行う。

東京国立博物館の本館及び表慶館、京都国立博物館の本館並びに奈良国立博物館の本館は、有形文化財の収蔵・展示施設であると同時に、建物自体が重要文化財であることを考慮し、関係機関と連携の上、適切な保存及び活用を図る。

また、主務省と連携し、P F I など民間活力の活用や財政投融资の活用を検討する。

4. 人事に関する計画

文化財に関する調査研究、保存活用及び継承に資する機能強化のため、専門性の高い人材の確保や長期的な視点に立った人材育成に取り組む。また、適切な人事管理、人事交流等を実施することにより、組織全体の活性化を図る。国家公務員の制度や社会一般の動向を勘案した人事・給与体制や職場環境を整備する。

事項	評価軸	関連する評価指標・モニタリング指標
<p>(1) 新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究</p>	<p>有形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に関する調査研究</p>	<p>文化財の価値を明らかにして我が国の歴史・文化の源流の究明、多様性の解明に寄与し、文化財の保存・活用に資するものになっているか。</p>
	<p>無形文化財、無形民俗文化財等に関する調査研究</p>	<p>無形文化財、無形民俗文化財等の伝承・公開に係る基盤の形成に寄与しているか。</p>
	<p>埋蔵文化財に関する調査研究</p>	<p>発掘調査等を通じた古代国家の形成過程や社会生活等の解明、埋蔵文化財に関する学術研究を多面的に推進し、遺跡を中心とする文化財の保存・活用に寄与しているか。</p>
<p>(2) 科学技術を応用した研究開発の進展等に向けた基盤的な研究</p>	<p>科学技術を用いた文化財の価値を顕在化するための研究と実践</p>	<p>科学技術を的確に応用し、文化財を生み出した背景等を解明することで文化財の価値の顕在化に寄与するとともに、文化財調査の手法・技術に関する研究を推進し、文化財調査の精度、効率等の向上に寄与しているか。</p>
	<p>文化財の保存修復及び保存技術等に関する調査研究</p>	<p>文化財の保存科学や修復技術・修復材料・製作技法に関する中核的な研究拠点として先端的な調査研究を推進しているか。 また、その成果を広く公開することにより文化財の保存又は活用に寄与しているか。</p>
<p>(3) 文化遺産保護に関する国際協働</p>	<p>文化遺産保護に関する国際協働の総合的な推進</p>	<p>我が国が有する文化遺産保護に関する知識・技術・経験を活かした事業を展開し、諸外国との文化的交流及び相互理解の促進に貢献しているか。</p>
	<p>アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する調査研究</p>	<p>アジア太平洋地域における無形文化遺産保護のための研究を国際協力により推進しているか。 アジア太平洋地域の研究機関やコミュニティ等と連携し、現在の国際的課題に即した無形文化遺産保護のための研究を実施しているか。</p>

(別添) 独立行政法人国立文化財機構に係る政策体系図

文化芸術基本法

文化芸術推進基本計画（第2期）※今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期目標）から抜粋

中長期目標 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標 2 創造的で活力ある社会の形成

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標 3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標 4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

文化財保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

第6期中期目標期間における国立文化財機構のミッション

- ・有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、文化財の保存及び活用を図る。特に、文化財の次世代への保存継承に関する国民意識の涵養を図る。
- ・文化財に関する専門的、技術的事項に関する唯一の国立研究機関として、基礎的・探究的な調査研究を継続的に行い、災害に対する多様な文化財の防災・救援のための連携・協力体制を構築し、専門的な知見から支援を行うとともに、地域の専門的人材の育成を図る。
- ・有形・無形の文化遺産に係る国際協働・協力に貢献する専門的機関として、国際条約等に基づく活動を積極的に推進する。
- ・改正された「博物館法」を踏まえ、資料の貸出しや人材の育成、他の博物館の事業の充実のための協力といった、自らのリソースを活用した全国の博物館への支援等や、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の要請を踏まえ、必要な助言その他の援助等を実施する。

独立行政法人国立文化財機構（NICH）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国の国立博物館として、有形文化財の収集、保管、観覧を通じ、貴重な国民的財産である文化財を次世代に継承するとともに、文化財研究に関するナショナルセンターとして、文化財に関する専門的又は技術的事項に関する調査研究等において、中核的な役割を果たす。

（現状・課題）

◆強み

- ・体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の集積と脆弱な文化財の適切な保存管理
- ・研究成果を踏まえた魅力ある展示と教育普及事業
- ・文化財に関する新たな知見の開拓につながる基礎的・探究的な調査研究
- ・アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協働の推進

◆弱み・課題

- ・文化財防災センターの機能強化
- ・デジタル資源化（デジタルアーカイブ化・オープンデータ化）とその利活用に向けた整備、デジタル技術等を活用した活動の充実と発展
- ・施設設備の老朽化対策

（環境変化）

- 博物館法の改正により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化と公開、他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与が追加されるとともに、国又は独立行政法人が設置する指定施設は、他の博物館における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館の事業の充実のための協力も努力義務となった。
- 文化観光推進法により、文化資源保存活用施設に対して、求めに応じ助言や援助することが努力義務となった。
- 文化財防災センターの役割として我が国の文化財防災の取組から得られた知見を活用し、文化遺産国際協力センターをはじめとする関係機関との連携を通じた文化財防災に関する国際貢献が望まれている。
- 文化観光やインバウンドの受入れに重要な役割を果たすことが期待されている。

（中期目標）

- 文化財の魅力や価値を引き出し、内外に向けて文化財を通じた豊かな体験と学びを提供することで、地方創生、観光振興のみならず、文化財の次世代への確実な継承に繋げるため、所蔵品のデジタル資源化（デジタルアーカイブ化・オープンデータ化）とその利活用に向けた整備を進める。
- 文化財防災のための連携・協力体制の構築等に加え、文化財防災の取組から得られた知見を活用した国際貢献に取り組むとともに、これら多様な要請に応えるための持続可能な仕組みを整備する。
- 文化財に関する調査研究、保存活用及び継承に資するため、専門性の高い人材確保や長期的な観点に立った人材育成に取り組む。
- 活動の安定化と一層の充実・強化に向け、多様な財源のより一層の確保に努め、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。

国立研究開発法人海洋研究開発機構が
達成すべき業務運営に関する目標（案）
（中長期目標）

令和8年〇月〇日

文部科学省

目次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中長期目標の期間	2
III	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	2
	1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進	2
	(1) 地球環境の動態理解と変動予測のための研究開発	3
	(2) 地球変動帯で発生する地震及び火山活動の諸現象に関する研究開発	3
	(3) 海洋生態系の進化・動態・機能利活用に関する研究開発	4
	(4) 海洋地球の物質科学と資源の持続的活用に資する研究開発	4
	(5) 海洋地球情報の高度化及び将来予測のためのデジタルツインに関する研究 開発	5
	(6) 先端的な海洋エンジニアリング研究とシステム開発	6
	2. 新たな価値を実現する海洋科学技術の研究開発基盤の維持・強化	6
	(1) 海洋研究プラットフォームの整備・運用・供用及び技術的向上	6
	(2) 計算機システム等研究開発基盤の整備・運用・供用及び技術的向上	6
	3. 研究開発成果の発信を通じた共創・循環システムの構築	7
	(1) 普及広報活動の推進と未来を担う海洋科学人材の育成	7
	(2) 産学官との共創によるイノベーションへの貢献	7
	(3) 海洋科学技術に関する政策・プロジェクトへの知見の提供	8
IV	内部統制と業務効率化に関する事項	8
	1. 内部統制の実施	8
	2. 業務の合理化・効率化	9
V	財務内容の改善に関する事項	9
VI	その他業務運営に関する重要事項	9
	1. トップマネジメントの強化	9
	2. 人事に関する事項	10
	3. 施設及び設備に関する事項	10

別添1 国立研究開発法人海洋研究開発機構に係る政策体系図

別添2 国立研究開発法人海洋研究開発機構の使命等と目標との関係

※Ⅲの「1.」「2.」「3.」の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、海洋科学技術は、大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられている。また、第 4 期海洋基本計画（令和 5 年 4 月 28 日閣議決定）においては、支柱である「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」とともに、着実に推進すべき主要施策として、科学的知見の充実、海洋における DX の推進、北極政策の推進、国際連携・国際協力、海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進等が位置付けられている。加えて、海洋基本計画に掲げられている施策のうち、海洋立国の実現に向けて我が国の総合的な国力の向上その他の国益の観点から特に重要なミッションが定められた海洋開発等重点戦略（令和 6 年 4 月 26 日総合海洋政策本部決定）においては、海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進並びに北極政策における国際連携の推進等が位置付けられている。

国際的な状況を見ると、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月国連持続可能な開発サミット）が採択され、海洋科学の推進により SDG14「海の豊かさを守ろう」を達成するため、令和 3 年から令和 12 年までの 10 年間に集中的に取り組む「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」（平成 29 年 12 月第 72 回国連総会決議）が宣言された。さらに、「G7 海洋の未来イニシアチブ」（平成 28 年 5 月）が発足し、海洋観測の強化等の推進が支持されるとともに、G7 科学技術大臣会合仙台コミュニケ（令和 5 年 5 月）において、両極域と深海をはじめとするデータ空白域における観測の強化や研究船、アルゴフロート、係留系、衛星等の海洋観測プラットフォームを利活用した包括的な海洋観測の実施や海洋のデジタルツインの開発による観測とモデリングの両方の利用の向上が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。このほか、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）で示された 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組など、国際的な共通認識となっている気候変動対策についても考慮する必要がある。

機構は、これまで海洋の幅広い分野で顕著な成果を創出してきた。本中長期目標期間においては、上述の国内外の状況の変化やそれに伴う課題を踏まえ、複数の研究船や探査機等を保有し、運用している機構の強みを生かした海洋の調査・観測や多様な研究開発による高水準の成果の創出及びその普及・展開等、引き続き我が国の海洋科学技術の中核的機関としての役割を担うことが政策上求められている。ま

た、その際、我が国全体としての海洋科学技術の研究開発成果を最大化するために、産業界、大学、研究機関、府省庁、地方公共団体等との更なる連携も必要不可欠であり、関係機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携をより一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することが期待される。加えて、これらに取り組みするために必要な人材の育成・確保や、財務基盤の強化とともに、機構内での分野間の連携を推進しつつ機構一体となって課題に取り組むため、組織の見直しに係る検討及びガバナンスの強化に向けた取組が求められる。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和 5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、独立行政法人はサイバーセキュリティ対策やデジタル社会に向けた取組を講じることが求められている。加えて、国際的に信頼性のある研究環境を構築するとともに、研究者が安心して研究できる環境を守るため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）及び「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じることが求められている。

II 中長期目標の期間

機構の当期の中長期目標の期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 15 年（2033 年）3 月 31 日までの 7 年間とする。

III 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進

機構は、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画、第 4 期海洋基本計画、海洋開発等重点戦略等を踏まえ、国民からの期待に応じていくため、これまでの取組を一層発展させて、海洋に関する科学的知見の充実を図るとともに、以下に示すような課題に取り組む必要がある。

- ・「総合的な海洋の安全保障」に資する海洋由来の自然災害への対応の強化、MDA 体制の確立に資する海洋調査・観測体制の強化
- ・「持続可能な海洋の構築」に資する海洋環境の維持・保全と持続可能な利用、膨大な海洋情報の集約、解析及び予測に係る研究開発の推進
- ・海洋科学技術分野における我が国の研究開発力の強化や国際的なプレゼンスの向上、イノベーションの創出、人材育成と国民の理解の増進への貢献

このため、本中長期目標期間中において、以下の（1）～（6）の研究開発課題

に重点的に取り組む。その際、研究の関連性を踏まえた研究開発課題間の連携が求められる。また、研究開発により得られた科学的なデータ、知見等と AI との融合による「AI for Science」が科学技術を飛躍的に高度化させつつあることを踏まえ、研究開発課題に取り組む必要がある。加えて、研究者の自由な発想や独創的な視点を活かして、次世代海洋科学技術を支える新たな知の創出に資する挑戦的・独創的な研究開発を推進するとともに、これらの研究開発を支える基盤的技術の開発に取り組む。

(1) 地球環境の動態理解と変動予測のための研究開発

近年、地球温暖化等の地球環境変化の加速に伴う経済・社会に与える影響の顕在化、深刻化が危惧されており、第4期海洋基本計画やSDGs、国連海洋科学の10年、パリ協定等においても、持続可能な海洋の構築や気候変動への対応は政策上の重要課題として位置付けられている。膨大な体積、熱容量を有する海洋は、様々な時空間規模で進行する地球環境変化において重要な役割を果たしていることが知られている一方、その実態には未解明な部分が多く残されている。例えば、地球温暖化の影響が最も顕著に出現し、全球的な環境にも即時的に影響を及ぼし得る北極域に関連した地球環境変動の理解は国際的にも大きな研究課題となっている。また、人間活動の地球環境への影響は地球温暖化のみならず海洋酸性化や生態系変動等、様々な形で顕在化してきており、地球環境変化と人間活動の相互作用にも注視しつつ、地球環境変化とその動態を理解し、将来を予測することが求められている。

このため、機構は、地球環境の現状を把握し、その動態を探る観測及び予測に係る研究開発を推進する。また、国際的な研究枠組みや協力体制を活用し、北極域、北太平洋、熱帯太平洋を重点海域としつつ、重点海域に加えインド洋、南大洋を含む海盆において海洋表層から深層まで物理、化学、生物の変量の観測、及び地球環境変動に関わる多彩な観測等を実施する。さらに、それらをベースにした数値実験を含む様々な解析研究を通し世界的な課題となっている地球環境の変動の動態を解明するとともに、全球スケール及び海盆スケールの様々な現象の予測研究に取り組む。加えて、科学的要請に従った高精度化、長寿命化に基づく観測網の効率化に取り組み、合理的な計算・解析手法の開発・実装を行うことで、研究成果の最大化を促進する。

これらの研究開発により得られた科学的なデータや知見を、国内外の各種活動を通じて提供することで、我が国及び国際社会における政策の立案等に貢献する。

(2) 地球変動帯で発生する地震及び火山活動の諸現象に関する研究開発

海洋プレートが沈み込む変動帯である日本列島では、南海トラフ地震や海底火山噴火等、大規模災害をもたらす地震・火山活動が活発であり、我が国は防災・

減災対策の更なる強化が求められている。そのための具体的な検討を進めるには、海域における地震・火山活動に関する諸現象の解明や地球内部の様々な変動現象の理解が欠かせないものの、現在は観測データも十分に揃っていない状況にあり、観測体制の構築と、データの取得・解析を通じたメカニズムの理解等の科学的知見の充実が課題となっている。

このため、機構は、地震、火山に関する諸現象の解明にとどまらず、地球内部の様々な変動現象の理解に取り組むとともに、国の関係機関や大学と連携して、日本周辺海域や環太平洋域において、研究船や各種観測手段を用いて海域における地震、火山に関わる調査・観測を実施する。また、リアルタイムでの観測技術及び地下構造モデルを考慮した解析手法開発を行い、(5)と連携してこれら調査・観測によって得られるデータの分析・解析を行う。さらに、プレート収束域である沈み込み帯のダイナミクスを理解することにより、地震・火山活動の現状把握と実態解明を行う。

これらの研究開発により得られた科学的知見を地震調査研究推進本部や火山調査研究推進本部等の国、地方公共団体、関係機関等に提供することで災害の軽減に資するとともに、我が国と同様に地震・火山活動による災害が多発する各国への調査観測の展開や研究成果の応用を試みる。

(3) 海洋生態系の進化・動態・機能利活用に関する研究開発

我が国の周辺海域には、多様な生物や微生物で構成される多様な生態系が広がり、その存在と機能が地球の基盤をなす独自の進化や多様性の創出・維持に大きな役割を果たしてきた。特に、深海・海底・極域等の科学的調査が進んでいない海域には、表層域とは異なる極限環境生態系が構築され、数多くの未発見の生物が生息していると考えられ、今なお人類に残されたフロンティアである。この中には近い将来の地球環境変動によって大きな影響を受ける種や機能、或いは人類社会の持続的発展にとって有用な機能を持つものも存在し得るため、これら未知の生態系の構造や機能の発見・解明が必要である。

このため、機構は、機構が持つ深海調査機能を最大活用し、海と生命の共進化史の解読、未到極限生命フロンティアの探査、及び未知なる微生物や大型動物までを網羅した海洋生態系の多様性・機能・動態の理解を通じて、地球環境変動と海洋生態系の相互作用に対する科学的・技術的な知的基盤を構築する。さらに、海洋生態系特有の機能の利用や付加価値の創出を推進することによって、人類の知的資産の創造や産業界等における新たなイノベーションの創出に貢献するための研究・技術開発に取り組む。

(4) 海洋地球の物質科学と資源の持続的活用に資する研究開発

我が国の周辺海域には、自然起源由来の地球システムの根幹をなす物質(元素、

同位体、化合物等) や人為起源由来の海洋汚染物質 (マイクロプラスチック等) も広く存在している。加えて、海洋資源 (鉱物資源、エネルギー資源等) が多様な組成と形態で存在している。これらの物質の多くは、起源・組成・分布・相互作用の時空間的変動の要因・環境影響等の理解が未解明のまま残されている。また、人為起源物質の環境調和的な活用や低負荷の素材開発が求められている。

このため、機構は、上記の多様な物質に着目し、その物質動態像・資源形成機構・環境影響の解明を目指すとともに、高い化学分析能力を最大活用し、対象とする物質の機能を詳細に把握し、上記の未解明問題の解決に資する研究開発を進める。そのために、海洋・陸域における、物質科学・地球惑星科学に関わる多角的な観測を実施し、物質動態の理解及び将来予測等に取り組む。

これらの研究開発を通じて得られた先進的かつ学際的な分析技術・調査技術の知見や基礎データを国内外の研究枠組みに還元する。また、国内外の大学、関係研究機関等との連携により、資源の分布や環境影響の推定を含めた水圏—地圏—生命圏の統合的理解の体系化、有用物質機能の利活用の推進及び社会課題解決に向けた取組等に貢献する。

(5) 海洋地球情報の高度化及び将来予測のためのデジタルツインに関する研究開発

人間の経済・社会活動が多岐にわたり、人間活動が地球システムの機能に大きな影響を及ぼすに至った今日において、将来にわたって豊かな社会を存続させるためには、相互に関連している地球環境、経済及び社会の諸課題に対して統合的に取り組み、解決していくことが必要となっている。従来、上述 (1) ~ (4) のような個別の研究開発課題で得られる知見を基に、社会的課題の解決に向けて科学的根拠に基づいた意思決定や行動変容につながるような情報の創出が求められている。

このため、機構は、海洋、地球、生命と人間活動の相互作用とその将来変動の予測を行い、社会課題の解決に資する海洋地球デジタルツインの構築を行う。また、海洋地球デジタルツインの構築において、観測・分析データに基づいて物理的・化学的・生物学的プロセスの変化や応答、プロセス間の相互作用を精密に再現することができるデータ科学、数理科学・計算科学を活用した情報地球科学研究を進める。

これらの研究開発により、(1) ~ (4) で得られた膨大なデータと先端的大規模シミュレーションをもとにした海洋地球デジタルツインを構築し、具体的な事例に適用した海洋、地球、生命に関して科学的知見に基づいた付加価値の高い情報を創生し、社会に向けたその効率的な発信を進める。これらの取組により、気候変動対応や防災・減災等の様々な分野の社会的課題の解決に貢献する。

(6) 先端的な海洋エンジニアリング研究とシステム開発

広大かつ変化に富んだ海洋において、(1)～(4)の研究開発及びMDAや経済安全保障に資する研究開発をさらに進展させるためには、海洋表層から深海・海底に至る海域で発生する諸現象に対して、より高精度かつ効率的な探査及び観測が求められている。その実現には、先進的な技術研究開発の推進と、その成果を活用した深海等の未知の領域を効率的に探査するシステム及び長期にわたり広範囲な海洋空間を観測するシステムの構築が不可欠である。

このため、機構は、海洋エンジニアリングに関する工学的な基礎研究及び要素技術開発を推進するとともに、そこで培った技術及び得られた知見に基づき、他の研究機関及び民間企業等がもつ技術も組み合わせたシステムの開発及び技術実証に取り組む。

これらの取組を踏まえ、民生利用・公的利用されるシステムを効率的かつ確実な手法で確立することにより、(1)～(4)の研究を推進するとともに、我が国の技術優位性・自律性の確保を示し、MDAや経済安全保障に貢献する。

2. 新たな価値を実現する海洋科学技術の研究開発基盤の維持・強化

(1) 海洋研究プラットフォームの整備・運用・供用及び技術的向上

機構は、機構が保有する海洋研究プラットフォーム（海洋等を調査・観測するための船舶や有人潜水調査船を含む探査機、調査システム）及び関連する施設・設備について、着実な整備を行うとともに、安全性を確保、法令・規制等を遵守し、地球環境に配慮した持続可能な運用を行う。また、その機能及び運用技術の継続的な向上に取り組む。これにより、1.で示した地球環境の動態、地震や火山に関する諸現象、海洋生態系の構造や機能及び物質動態像・資源形成機構・環境影響の解明等の研究成果の最大化に貢献する。

加えて、研究開発成果の円滑な創出に資する観点から、これら海洋研究プラットフォームの各利用者に対する適切かつ高品質な支援の提供に努める。さらに、海洋研究プラットフォームを有効かつ効率的に活用し供することで、適切な外部資金の確保に努め、機構の研究成果の最大化に資するとともに、各利用者や関係機関等、ひいては我が国のみならず世界の海洋科学技術の水準向上及び学術研究の発展に貢献する。

(2) 計算機システム等研究開発基盤の整備・運用・供用及び技術的向上

機構は、機構が運用・整備する計算機システム等及び関連する施設・設備の安定的な運用・供用と関連する技術研究開発を通じて、国内外の利用者への支援を行うとともに、研究成果情報等の収集・管理・公開基盤及びデータ連携基盤の整備並びに関連技術の高度化を行い、様々な研究データ・サンプル情報や付加価値情報の効果的かつ効率的な情報発信を行う。これらの取組により、気候変動対応

や防災・減災等の様々な分野の社会的課題の解決に貢献する。

また、これらの取組は、国内外や関係機関と密接な連携を図りつつ、海洋科学技術を支える計算機システム等の研究開発基盤の利活用を積極的に推進することにより、我が国のみならず世界の海洋科学技術に関する研究開発に貢献する。

3. 研究開発成果の発信を通じた共創・循環システムの構築

機構は、知の創出を加速するため、研究成果や技術開発の最新動向を社会に発信し、それに対するフィードバックを機構内に還流させることでさらにより良い成果につなげる共創・循環システムを構築し、以下の（１）～（３）に取り組む。

（１）普及広報活動の推進と未来を担う海洋科学人材の育成

海洋科学技術に関する理解増進を図るため、対象者の属性等を踏まえた戦略的な普及広報活動を行う。活動にあたっては、機構単体ではアプローチが難しい層へも広く周知を行うべく、分野を問わず様々な企業・機関等と連携するとともに、様々な情報媒体を活用し、相乗効果を狙った活動にすることが重要である。

加えて、将来の海洋立国を担う研究者及び技術者を育成するため大学、民間企業、公的研究機関等との連携体制を強化するとともに、次世代人材の育成及び裾野の拡大に貢献する海洋 STEAM 教育などの取組を推進する。

（２）産学官との共創によるイノベーションへの貢献

社会課題の解決と国益の増進に資するため、研究・運用・技術開発で得られた知見を活用し、国や地方公共団体、大学、研究機関、企業などの多様な主体と連携・共創を推進する。内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム第3期「海洋安全保障プラットフォームの構築」においては、関係機関と連携のもと、機構の技術力等を活用し、レアアース生産技術開発等のミッション達成に貢献する。さらに、戦略的イノベーション創造プログラム第3期の成果を踏まえ、我が国における産業に不可欠とされるレアアースの安定供給に向けた政府等の取組に貢献する。

また、研究開発成果から派生する特許、ノウハウ、アイデア等の知的財産については、社会的ニーズを踏まえた利活用の拡大を図り、加えてベンチャー起業化による活用を進めるとともに、知的財産に限らない機構の技術力やリソースについては、それらの価値や特性を最大限踏まえて戦略的に活用し、時宜を得た方法で収益化に取り組む。さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「活性化法」という。）に基づき、機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者に対して、出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことで、産学官との連携・共創を促進する。

(3) 海洋科学技術に関する政策・プロジェクトへの知見の提供

機構は、機構及び我が国の国際的プレゼンス向上と地球規模現象や地球生命の科学的理解を深化させるため、世界の研究機関との共同研究や協定を推進するとともに、国際枠組みにも積極的に参画し、科学的知見を提供する。また、我が国の研究開発力の向上及び海洋科学技術政策の立案等に貢献するため、海洋を中心とした政策、研究開発及び技術動向に関する国内外の情報を継続的に収集・分析し、得られた知見を研究・技術開発に還元するとともに、海洋基本計画や科学技術・学術審議会海洋開発分科会をはじめとする国の政策形成の場において、情報提供や提案を行う。

IV 内部統制と業務効率化に関する事項

1. 内部統制の実施

内部統制については、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、内部統制を整備する目的である業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性を達成する。

業務の遂行に当たっては、コンプライアンスの推進、研究セキュリティ・研究インテグリティへの対応、情報セキュリティの維持及び向上に注力する。

コンプライアンスについては、法令に基づき不正の防止や安全の確保を徹底する。機構の全ての役職員が、高い倫理観と自己規律に基づきコンプライアンスを誠実に実践する。

また、研究活動の国際化・オープン化に伴う新たなリスクに対応し、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じる。

さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づく対策を実施し、ICT を活用した業務効率化や情報資産の保護を図るとともに、リスク評価や対策更新を継続的に行い、情報システムの計画的更新や職員研修を通じて意識向上を図る。

加えて、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、情報公開を行うとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。

業務の遂行に当たっては、安全の確保に十分に留意して行うこととし、業務の遂行に伴う事故の発生を事前に防止し業務を安全かつ円滑に推進できるよう、法令に基づき、労働安全衛生管理を徹底する。

2. 業務の合理化・効率化

機構は、ICT の活用等による業務運営、事務手続を逐次見直す仕組みを構築し、調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、業務の合理化・効率化を図るものとする。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの及び拡充されるもの並びに法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、令和7年度を基準として、物価等の上昇の影響を除き、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）及びその他の事業費（人件費及び公租公課を除く。）について、毎年度平均で前年度比1.01%以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるもの及び拡充されるものは翌年度から効率化を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、業務の公正性、透明性を確保しつつ契約の合理化を図る。また、内部監査や契約監視委員会により取組内容の点検・見直しを行う。

V 財務内容の改善に関する事項

機構は、予算の効率的な執行による経費の削減に努めるとともに、受託収入、特許実施料収入、施設・設備の使用料収入等の自己収入や競争的研究費等の外部資金の確保、増加、活用等に努める。

独立行政法人会計基準等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行するものとする。必要性がなくなると認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進めるものとする。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. トップマネジメントの強化

機構は、海洋科学技術の中核的機関として科学技術水準の向上と学術研究の発展及び成果の普及を図るため、ガバナンス強化に取り組む必要がある。理事長は運営方針を示し、役職員との対話や部門間連携を促進することで、情報や提案を意思決定に反映させ、風通しの良い組織運営を推進する。また、経営資源の配分を見直し、柔軟かつ機動的な運営を行うとともに、研究環境を取り巻くリスクへの対応力を高め、的確なリスクマネジメントを実施する。さらに、内部だけでなく外部からの助言や評価結果を業務に反映させることでPDCAを循環させ、中長期目標達成に向け

たマネジメントを実現する。

2. 人事に関する事項

研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務運営を図るため、高い専門性、俯瞰力、リーダーシップ等を持った多様な人材の確保及び育成に取り組む。特に、クロスアポイントメント制度等の活用を図ることで、優秀な研究者等を国内外から積極的に確保する。また、適材適所の人員配置や、職員のモチベーションを高めるよう適切な評価・処遇を行うとともに、多様化した働き方に対応するため、職場環境の維持・向上に努め、生産性向上を図る。なお、機構における人材確保・育成については、活性化法第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

3. 施設及び設備に関する事項

業務に必要な施設や設備については、老朽化対策を含め必要に応じて重点的かつ効率的に更新及び整備する。

主な国の政策

【科学技術政策】

○第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）

- 様々な課題への対応に関連し、国家戦略上重要なフロンティアである「海洋」の適切な開発、利用及び管理を支える一連の科学技術について、長期的視野に立って継続的に強化 等

【海洋政策】

○第4期海洋基本計画（令和5年4月閣議決定）

- 総合的な海洋の安全保障及び持続可能な海洋の構築
- 科学的知見の充実及び海洋におけるDXの推進
- 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進 等

○海洋開発等重点戦略（令和6年4月総合海洋政策本部決定）

- 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- 北極政策における国際連携の推進 等

国立研究開発法人海洋研究開発機構法

（機構の目的）

第4条 （略）平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

【第5期中長期目標期間における法人としての取組】

第4期海洋基本計画等に定められた施策を着実に実行し、以下の研究開発課題に取り組む。

1. 地球環境の動態理解と変動予測のための研究開発
2. 地球変動帯で発生する地震及び火山活動の諸現象に関する研究開発
3. 海洋生態系の進化・動態・機能利活用に関する研究開発
4. 海洋地球の物質科学と資源の持続的活用に資する研究開発
5. 海洋地球情報の高度化及び将来予測のためのデジタルツインに関する研究開発
6. 先端的な海洋エンジニアリング研究とシステム開発

(使命)

海洋研究開発の中核的機関として海洋立国の実現に向けて、海洋に関する基盤的研究開発や学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資する研究開発を実施。

(現状・課題)

◆強み

- ・大学や他の研究機関にはないファシリティを活用した調査観測等から得られる海洋に関する各種データ・サンプル・知見
- ・自然科学系や情報工学系の研究職、機械工学系の技術職、人文社会学系の事務職など、多様な分野の職員が勤務

◆弱み・課題

- ・北極域や海底地震・火山や海洋生態系に関連する深海・海溝域など、観測が不十分な未知の海域はいまだ多く存在
- ・産学官民連携、外部資金の獲得など近年様々な役割を求められる一方、研究に必要な物的資源や人的資源には限界

(環境変化)

- 第四期海洋基本計画において、科学的知見の充実や海洋におけるDXの推進や海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進などが示されており、海洋機構を取り巻く環境においても従来の科学的知見の充実のみならず、海洋におけるDXの推進や海洋人材の育成や国民の理解の増進なども役割として求められている。
- 特に、経済安全保障に関しては、経済安全保障に資する先端技術を育成・活用していくとともに、科学技術の多義性を踏まえ、民生利用のみならず公的利用にもつなげていくことを指向した研究開発の促進が求められている。

(中長期目標)

- 「総合的な海洋の安全保障」に資する海洋由来の自然災害への対応の強化、MDA体制の確立に資する海洋調査・観測体制の強化
- 「持続可能な海洋の構築」に資する海洋環境の維持・保全と持続可能な利用、膨大な海洋情報の集約、解析及び予測に係る研究開発の推進
- 海洋科学技術分野における我が国の研究開発力の強化や国際的なプレゼンスの向上、イノベーションの創出、人材育成と国民の理解の増進への貢献

国立研究開発法人海洋研究開発機構の評価に関する評価軸及び関連指標(案)

項目		評価軸	関連指標
Ⅲ-1 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進	(1) 地球環境の動態理解と変動予測のための研究開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○得られた成果を国際社会、国等へ提供し、政策立案等へ貢献しているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標・中長期計画等で設定した研究開発の進捗状況 ・具体的な研究開発成果 ・国際社会、国等の政策への貢献状況 ・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 <p>等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術論文誌等への論文等掲載数 ・論文の質に関する指標 ・共同研究件数 ・アウトリーチ数 <p>等</p>
	(2) 地球変動帯で発生する地震及び火山活動の諸現象に関する研究開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○得られた成果を国や関係機関に提供し、地震発生帯の長期評価や海域火山の活動評価等へ貢献しているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標・中長期計画等で設定した研究開発の進捗状況 ・具体的な研究開発成果 ・国等が行う地震発生帯の長期評価や海域火山の活動評価等への貢献状況 ・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 <p>等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術論文誌等への論文等掲載数 ・論文の質に関する指標 ・共同研究件数 ・アウトリーチ数 <p>等</p>
	(3) 海洋生態系の進化・動態・機能利活用に関する研究開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。</p>	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標・中長期計画等で設定した研究開発の進捗状況 ・具体的な研究開発成果 ・成果の社会還元の様相

項目	評価軸	関連指標
	<p>○得られた成果を国際社会や産業界等へ提供し、新たなイノベーションの創出へ向けた取組への貢献等が図られているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <p>・学術論文誌等への論文等掲載数</p> <p>・論文の質に関する指標</p> <p>・共同研究件数</p> <p>・知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数</p> <p>・アウトリーチ数 等</p>
(4) 海洋地球の物質科学と資源の持続的活用に資する研究開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○得られた成果を社会へ発信し、社会課題解決へ向けた取組への貢献等が図られているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>(評価指標)</p> <p>・中長期目標・中長期計画等で設定した研究開発の進捗状況</p> <p>・具体的な研究開発成果</p> <p>・成果の社会還元状況</p> <p>・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <p>・学術論文誌等への論文等掲載数</p> <p>・論文の質に関する指標</p> <p>・共同研究件数</p> <p>・知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数</p> <p>・アウトリーチ数 等</p>
(5) 海洋地球情報の高度化及び将来予測のためのデジタルツインに関する研究開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、科学的意義の大きい成果が得られているか。</p> <p>○得られた成果を社会へ発信し、社会課題解決へ向けた取組への貢献等が図られているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>(評価指標)</p> <p>・中長期目標・中長期計画等で設定した研究開発の進捗状況</p> <p>・具体的な研究開発成果</p> <p>・成果の社会還元状況</p> <p>・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <p>・学術論文誌等への論文等掲載数</p> <p>・論文の質に関する指標</p>

項目		評価軸	関連指標
			<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究件数 ・知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数 ・アウトリーチ数 <p style="text-align: right;">等</p>
	(6) 先端的な海洋エンジニアリング研究とシステム開発	<p>○海洋基本計画等に位置付けられた政策上の課題へ対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進し、日本の深海探査能力あるいは海洋調査能力を向上させる成果が得られているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p>	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標・中長期計画等で設定した研究開発の進捗状況 ・具体的な研究開発成果 ・多様な海洋環境に対応する探査・調査能力の獲得状況 ・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組状況 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術論文誌等への論文等掲載数 ・論文の質に関する指標 ・共同研究件数 ・知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数 ・アウトリーチ数 <p style="text-align: right;">等</p>
III-2 新たな価値を実現する海洋科学技術の研究開発基盤の維持・強化	(1) 海洋研究プラットフォームの整備・運用・供用及び技術的向上	○海洋研究プラットフォームの整備・運用・供用及び技術的向上を図ることにより、機構の研究開発成果の最大化が図られるとともに、我が国の海洋科学技術の水準向上及び学術研究の発展に貢献したか。	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋研究プラットフォームの運用・供用状況 ・学術研究に係る船舶の運用状況とこれを通じた成果 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶利用者数 ・所内利用における計画課題数(件)及び実績課題数(件) ・受託航海における計画課題数(件)及び実績課題数(件) ・共同(学術)利用における計画課題数(件)、実績課題数(件)及び研究成果発表数 <p style="text-align: right;">等</p>
	(2) 計算機システム等研究開発基盤の整備・運用・供用及び技術的	○研究開発基盤の供用やデータ・サンプルの利用拡大を図ることにより、我が国の海洋科学技術の水準向上及び学術研究の発展に貢献したか。	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発基盤の運用・供用状況とこれを通じた成果 ・研究データ・サンプル情報の提供及びその利活用の状況

項目		評価軸	関連指標
	向上	○中長期目標・中長期計画等に基づき、情報基盤の整備・運用が効率的になされ、国内外の関係機関との連携が進展しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の効率的な運用による関係機関との情報連携の状況等 (モニタリング指標) ・地球シミュレータ利用率(運用期間中の正常運転率) ・地球シミュレータ利用課題数(件)、登録成果数 ・情報基盤利用課題数(件) ・航海・潜航データ・サンプル探索システム公開データ数等
Ⅲ-3 研究開発成果の発信を通じた共創・循環システムの構築	(1) 普及広報活動の推進と未来を担う海洋科学人材の育成	○海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、普及広報活動の推進と海洋科学人材の育成が図られたか。	<ul style="list-style-type: none"> (評価指標) ・海洋科学技術分野における若手人材の育成や人材の裾野の拡大に向けた取組状況及びその成果 ・広報、アウトリーチ活動の取組状況等 (モニタリング指標) ・提供した教材数及び利用実績数 ・広報、アウトリーチ活動における企画数等
	(2) 産学官との共創によるイノベーションへの貢献	○海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、産学官との共創によるイノベーションへの貢献が図られたか。	<ul style="list-style-type: none"> (評価指標) ・国内の産学官の研究機関との連携や知的財産等の利活用に向けた取組状況等 (モニタリング指標) ・特許出願件数、知的財産の保有件数、実施許諾件数、知的財産等収入額 ・JAMSTEC ベンチャーとして認定を受けた企業数 ・民間企業及び大学との協業件数(スタートアップ企業等による機構の成果の活用件数を含む)、企業向けのシンポジウム・ワークショップ等の開催件数等
	(3) 海洋科学技術に関する政策・プロジェクトへの知見の提供	○海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、政策・プロジェクトへの知見の提供が図られたか。	<ul style="list-style-type: none"> (評価指標) ・海外の研究機関等との連携や国際的枠組みへの参画に向けた取組状況及びその成果

項目		評価軸	関連指標
			<ul style="list-style-type: none"> ・政策提案に向けた取組状況とその成果 等 (モニタリング指標) ・国際イベント(会議、ワークショップ等)運営件数 ・政策・プロジェクトに関連する学会等での投稿、発表等件数 等

注)「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

第6期中長期目標（案）

令和○年○月○日

財 務 省

農 林 水 産 省

目次

第1	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
1	政策体系における農業・食品産業技術総合研究機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況	
	(1) 法人の使命	
	(2) 法人の現状と課題	
	(3) 法人を取り巻く環境の変化	
2	第6期中長期目標期間における農研機構の取組方針	
	(1) 政策課題に沿った研究開発及び社会実装	
	(2) 産官学連携のハブとしての機能の強化	
	(3) 研究リソースを最適化するマネジメント	
第2	中長期目標の期間	3
第3	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	3
1	研究開発マネジメント	
	(1) 農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略的マネジメント	
	(2) 産官学連携のハブ機能の強化による社会実装の加速化	
	(3) 知的財産の保護・活用及び国際標準化	
	(4) 海外機関との戦略的連携	
	(5) 行政との連携	
	(6) 戦略的な情報発信	
2	農業・食品産業技術研究	
	(1) 高収益地域スマート生産システム	
	(2) ネクスト生産基盤システム	
	(3) 革新的バイオ・フードシステム	
	(4) 環境変動適応生産システム	
3	先端研究基盤の整備と活用	
4	種苗管理業務	
	(1) 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	
	(2) 育成者権の侵害対策及び活用促進の支援	
	(3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	
	(4) 健全なばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	
	(5) 研究開発業務との連携強化	
5	農業機械関連業務	
	(1) 労働生産性向上等に貢献する農業機械の開発促進	
	(2) 農業機械の安全対策の強化	
6	資金配分業務	
	(1) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	

(2) 民間研究に係る特例業務

第4	業務運営の効率化に関する事項	11
1	経費の合理化	
2	調達合理化	
3	法人全体のデジタルトランスフォーメーション	
4	研究拠点・研究施設・設備の計画的な整備	
第5	財務内容の改善に関する事項	12
1	業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	
2	自己収入の確保	
3	保有資産の処分	
4	繰越欠損金の着実な解消	
第6	その他業務運営に関する重要事項	13
1	ガバナンスの強化	
(1)	内部統制システムの充実・強化及びコンプライアンスの推進	
(2)	研究セキュリティ・インテグリティの確保及び情報セキュリティの強化	
(3)	情報公開の推進等	
(4)	環境対策・安全衛生管理の推進	
2	人材の確保・育成	
(1)	多様な人材の確保と育成	
(2)	人事に関する計画	
(3)	人事評価制度の的確な運用	
(4)	報酬・給与制度の的確な運用	

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 政策体系における農業・食品産業技術総合研究機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

(1) 法人の使命

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、①農業・食品産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査（農機具についての検査に限る。）並びに講習、②生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究の委託と成果の普及、③種苗法（平成10年法律第83号）の規定による栽培試験等の業務を行うこととされている（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条）。我が国の農業・食品分野の先端的な中核研究機関として、農業・食品産業の発展と環境保全の両立に貢献し、社会に大きなインパクトを与えるイノベーションの起点となることが期待されている。

(2) 法人の現状と課題

第5期中長期目標期間では、令和2年に閣議決定された食料・農業・農村基本計画等におけるスマート農業の加速化や農業のデジタルトランスフォーメーションの推進、生産基盤の強化等の国の方針を踏まえ、食料の自給力向上と安全保障、農業・食品産業の競争力強化と輸出の拡大、生産性の向上と環境保全の両立等を目指し、社会問題の解決に資する研究開発やその成果の社会実装を推進してきた。また、国立研究開発法人として、みどりの食料システム戦略をはじめとする行政ニーズにも対応してきた。さらに、理事長の強力なリーダーシップの下、組織内の連携を徹底し、基礎から応用に至るまでインパクトのある研究開発を推進するとともに、国内の研究開発ニーズに対して機動的に対応する体制を構築し、農業・食品産業の持続的発展に貢献してきた。とりわけ、スマート農業や新品種開発等は、我が国において農研機構がリードする分野であり、特に新品種開発については国際的にも評価されている。

一方で、施設の多くが耐用年数を迎えつつある中で、良質な研究環境を維持するためには、施設・設備の更新が急務となっている。また、人材の構成や確保の面で、特に50代の職員が多い現状を鑑みるに、今後の研究の継続性やノウハウの継承が課題となることが見込まれる。

(3) 法人を取り巻く環境の変化

我が国の農業は現在、農業従事者の減少と高齢化が著しく進展しており、人口減少に伴い国内市場も縮小している。また、農地は国内需要を賄うために必要な面積の約3分の1程度しかない。このような状況の下、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。このため、令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、食料安全保障の確保、農業の持続的発展、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農村の振興を基本方針とし、農業・食品分野での生産性の向上等に資する新たな技術開発と現場への導入が求められている。

さらに、我が国の農林水産物・食品の輸出は、その品質や日本食に対する世界的な関心の高まりを背景に拡大傾向にある。加えて、バイオエコノミーの推進は農業の新たな成長戦略として注目されており、バイオテクノロジーによる新産業の創出や地域経済の活性化が期待されている。一方で、地政学的リスクの高まりにより、農業生産資材等の価格が上昇し、調達の不確実性が増しており、輸入依存からの脱却も急務となっている。

加えて、気候変動の進行により、高温、干ばつ、洪水等の極端現象が頻発し、農業生産への影響も深刻化している。これらは一過性の問題ではなく、すでに構造的リスクとして顕在化しており、今後さらに深刻化することが予測される。こうした影響は、生産現場にとどまらず、食料の安定供給や価格の安定化にも重大な影響を及ぼす。このような環境変化に対応するには、気候変動への適応策を講じるとともに、脱炭素化の推進、化学農薬や化学肥料の使用削減等、環境負荷の低減に向けた取り組みが不可欠であり、自然資本を持続的に活用する環境調和型の生産体系の確立が求められている。また、環境と調和のとれた食料システムの確立に向けては、気候変動対策と併せて、生物多様性の保全を図ることが重要である。

科学技術に関する政策・戦略では、科学技術・イノベーション基本計画や農林水産研究イノベーション戦略等において、重要技術領域の選定、AI for Science等の先端技術の活用、基礎研究から実用化までの推進を戦略的に担う機能の検討、産官学連携の推進等が重要なテーマとなっている。特に、技術的な側面では、近年、AIやデジタルツイン、バイオテクノロジー、リモートセンシング、IoT、量子コンピューター等の先端技術が急速に進展しており、これらの技術を活用することで研究開発のスピードも一段と加速している。こうした技術革新は、食料安全保障、カーボンニュートラル、地域経済の活性化といった多面的な社会課題の解決に直結しており、農業・食品産業分野においても戦略的な導入が不可欠である。

2 第6期中長期目標期間における農研機構の取組方針

上記を踏まえ、第6期中長期目標期間において、基礎から応用に至るまでハイインパクトな成果を創出するため、農研機構の総合力を活かしつつ、理事長のリーダーシップの下、以下の取組を行っていく。

(1) 政策課題に沿った研究開発及び社会実装

食料安全保障の確保、海外等新市場の開拓、環境と調和した持続可能な食料システムの確立等の政策課題解決に資する重点的な研究開発課題を設定し、大学や民間企業等との適切な役割分担のもと連携しつつ、農研機構が中核となり基礎から応用まで一貫通貫した研究開発を行うとともに、効果的・効率的な社会実装を行う。

(2) 産官学連携のハブとしての機能の強化

研究開発から成果の社会実装まで迅速に対応し、イノベーション創出の起点となるために、研究基盤の強化や地域連携拠点の整備等を行い、農研機構が都道府県試験場や大学、民間企業等を繋ぐ、産官学連携のハブとしての機能を強化する。

(3) 研究リソースを最適化するマネジメント

限られた研究リソース（資金・人材・施設）の中で、研究課題等の優先度を勘案しつつ、

農研機構のポテンシャルを最大限引き出す最適ナリソースマネジメントを実施する。

第2 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和8年4月1日から令和15年3月31日までの7年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

以下の9業務を、それぞれ一定の事業等のまとまり（セグメント又は勘定）として推進し、評価を行う。なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。

- ①研究開発マネジメント
- ②農業・食品産業技術研究Ⅰ「高収益地域スマート生産システム」
- ③農業・食品産業技術研究Ⅱ「ネクスト生産基盤システム」
- ④農業・食品産業技術研究Ⅲ「革新的バイオ・フードシステム」
- ⑤農業・食品産業技術研究Ⅳ「環境変動適応生産システム」
- ⑥先端研究基盤の整備と活用
- ⑦種苗管理業務
- ⑧農業機械関連業務
- ⑨資金配分業務

なお、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、研究開発内容等を見直していく。

1 研究開発マネジメント

(1) 農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略的マネジメント

ニーズを的確に捉えた研究開発やその成果の迅速かつ確実な社会実装を実現する、農研機構の強みを活かした戦略的なマネジメントが重要である。第5期中長期目標期間（以下「第5期」という。）において、本部司令塔機能を大幅に充実・強化し、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案する研究開発体制の構築と戦略的な外部資金獲得や研究資源の投入等による研究開発マネジメントを実施してきた。

第6期中長期目標期間（以下「第6期」という。）では、基礎から応用に至るまでハイインパクトな成果を創出する研究開発体制のもと、本部司令塔機能を最大限に活用し、産官学連携のハブ機能を強化することで、イノベーション創出の起点となる研究開発マネジメントを推進する。ハブ機能の強化にあたっては、ステークホルダーとの戦略的連携及び協働体制の最適化を図る。さらに、外部資金の戦略的な確保と研究資源の効果的な活用を進める。

(2) 産官学連携のハブ機能の強化による社会実装の加速化

今後の農業に欠かすことのできないスマート農業や品種等の新技術について、研究開発から成果の社会実装までをスピード感を持って推進することが重要である。第5期では、スマート農業技術活用促進法に基づき、研究開発設備を事業者へ供用する等、新たな産官学連携を進めてきた。また、農研機構の開発した技術の実用化に向けて、ビジネスコーデ

イネーターの活動等により資金提供型共同研究を大幅増加させるとともに、標準作業手順書（SOP）の作成・提供や地域関係者との連携により農研機構の技術・品種を普及した。

第6期では、産官学連携のハブ機能の強化により、農業現場での導入効果が高いコア技術について、地域への実装を促進するとともに、農業者の減少や気候変動等に対応した品種について、普及を加速する。さらに、産業界のニーズとのマッチングにより資金提供型共同研究の拡大を図る。また、IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）等の協議体や施設供用を活用したオープンイノベーションをさらに推進し、技術開発やイノベーション創出を支援する体制を強化する。農研機構発のベンチャー企業に対しては、支援体制を充実させることで、革新的な技術の社会実装を後押しする。

（3）知的財産の保護・活用及び国際標準化

研究成果の社会実装の加速化に向け、民間企業等による研究成果の利用を促すためには、知的財産マネジメントが重要である。第5期では、専門家の招聘等による体制の整備、技術の標準化を追加した「知的財産・標準化に関する基本方針」の策定、職員への研修等により、国内特許出願件数の増加や特許の実施化率の向上等につなげた。

第6期では、研究現場との緊密な連携の下、オープン・アンド・クローズ戦略等の視点を踏まえ、知的財産権の戦略的獲得やノウハウの秘匿化を含む知的財産管理の高度化により、価値ある知的財産の取得を推進する。また、国内外において育成者権や特許等の管理・活用を一層効果的に行うため、外部機関等の活用も含めたライセンス活動を推進する。さらに、研究成果の社会実装を見据え、成果の国内外での活用や市場展開を促進する観点から、国際標準化活動を積極的に展開する。

加えて、「優良品種の保護・活用に関する指針」に基づき、育成者権侵害の未然防止と権利保護の仕組みを強化し、品種の適正な利用と普及を図る。

（4）海外機関との戦略的連携

気候変動等の世界的な課題に的確に対応するためには、海外との連携により研究開発成果を創出していくことが重要である。そのため、第5期は、世界の最先端技術を有する研究機関等との連携を戦略的に強化してきた。

第6期では、トップクラスの研究機関と目的を明確にした連携を進め、科学技術イノベーションを主導しうる、農業・食品産業分野における世界トップレベルの研究開発成果を創出し、農研機構の国際的プレゼンスの向上を図る。また、国際的な研究開発を効果的・効率的に推進するため、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター等の関係機関と連携を図る。

（5）行政との連携

我が国の農業・食品産業の競争力強化や持続的発展のためには、国家戦略に沿ったイノベーションの創出、技術・エビデンスに基づく施策の立案や推進が重要となる。また、食品安全、動物衛生、植物防疫等に係るレギュラトリーサイエンスに属する研究等は、農林水産省等の行政部局と研究計画段階から密接に連携し、行政部局のニーズを十分に理解し

て業務を進める必要がある。さらには、災害等への専門技術による機動的な対応が重要である。

これまで、農林水産省との定期的な意見交換に加えて、「みどりの食料システム戦略」等の国の新たな政策に対応する組織の設置、レギュラトリーサイエンスをはじめとする技術・エビデンスに立脚した施策への貢献等を行ってきた。また、能登半島地震等の災害や高病原性鳥インフルエンザウィルスの病性鑑定等の緊急時に適切に対応し、行政に貢献してきた。

第6期も引き続き、農林水産省、関係府省等の行政部局と連携し、限られたリソースの中、組織として持続的かつ確実に緊急時へ対応可能な体制を維持しながら、レギュラトリーサイエンスをはじめとする技術・エビデンスに立脚した施策の推進や災害等への対応体制の整備を通じて、行政に貢献する。

(6) 戦略的な情報発信

AI やゲノム編集等の先端技術分野の進展や、環境保全・食料安全保障の重要性の高まり等、社会情勢や国民意識の変化を踏まえた研究情報の発信が重要である。第5期では、戦略的広報の展開、先端技術に対する国民の理解を得ていく取組等を実施した。

第6期では、最新の研究成果だけでなく、研究開発の役割や農研機構の産官学連携活動への理解を広げ、ステークホルダーや一般国民に対する認知度向上を図るため、多様な広報メディアを戦略的に活用した情報の発信を積極的に行う。また、国民生活の向上や産業の創造・発展に資する先端技術に係る成果について、科学的かつ客観的な情報を、国民に広く分かりやすく提供し、双方向のコミュニケーション活動を推進する。

【重要度：高】

基本計画において、農研機構が産官学連携のハブとなり、我が国の農業・食品分野の研究開発をリードするため、必要な研究基盤や施設の整備・改修を行い、農研機構の機能強化を図るとともに、都道府県試験場や大学、民間企業との連携を強化して地域の課題に対応した研究開発を推進し速やかな現場実装を実現することとされており、そのための研究開発マネジメントが極めて重要である。

2 農業・食品産業技術研究

農林水産分野における研究開発は、単なる技術革新にとどまらず、国の食料政策や農業振興に直結する重要な役割を担っている。近年では、食料安全保障の確保や環境との調和、地域活性化等、複合的かつ喫緊の政策課題への対応が求められており、政策からのバックキャストによる研究開発が必要である。

第6期においては、スマート農業や品種開発といった個別分野ごとの研究課題の設定ではなく、食料・農業・農村基本計画や農林水産研究イノベーション戦略等に基づき、生産から流通、消費までを含む食料システム全体を視野に入れ、食料安全保障の確保（高収益地域スマート生産システム及びネクスト生産基盤システム）、海外等新市場の開拓（革新的バイオ・フードシステム）、環境と調和した持続可能な食料システムの確立（環境変動適応生産システ

ム) という政策的な目標との整合性を重視した研究課題を設定する。また、食料安全保障の確保については、地域課題を的確に把握し、地域の実情を踏まえた技術開発を進める（高収益地域スマート生産システム）とともに、効率的な研究開発を実現するため、地域間で共通に活用できる基盤技術（ネクスト生産基盤システム）を整備し、両者を有機的に連携させながら研究開発を推進する。

また、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な出口を見据えた基礎研究を、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

(1) 高収益地域スマート生産システム

農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、我が国の農業を支えるためには、中山間地域を含む地域農業の維持や持続的な発展が必要であり、地域農業の生産性及び収益性の向上と担い手の確保により、農業経営の安定化を実現することが重要である。このため、地域農業研究センターは各地域における産官学連携と技術普及の拠点として、都道府県試験場や大学、民間企業等と連携し、技術の開発や実用化に向けた改良、技術普及に取り組む。具体的には、気象・土壌条件、経営体の規模等の地域農業の実情やニーズを踏まえた、スマート農業技術による生産システムの開発と高度化・低コスト化や、地域特性や気候変動にも対応した多収・高品質な新品種の開発を推進する。また、スマート農業技術とそれに適した品種を組み合わせる等、開発した複数の技術をパッケージ化して展開するとともに、技術導入による経営的効果の可視化等により普及を促進し、生産性向上と高収益化による農業経営の安定化を実現し、食料安全保障の確保に貢献する。さらに、地域資源の有効活用により、海外に依存する生産資材の国産への代替のための研究開発や有機農業等、農産物の高付加価値化に資する研究開発を行い、持続可能な生産システムの構築と地域農業の活性化に貢献する。

(2) ネクスト生産基盤システム

農業者の急速な減少や高齢化に加えて、気候変動による農業生産への影響、農業インフラの老朽化等が課題となっている。深刻化するこれらの課題に早急に対応するには、従来の研究開発を発展させ、生産性や効率性を飛躍的に向上させる研究開発や、各地域農業に共通する基盤技術の開発が重要である。

このため、大区画・スマート農地基盤の整備技術や農業水利施設の保全技術等の開発を通して、強靱な農業インフラの構築を目指す。また、AI等を搭載したスマート農機や電動農機の開発や、スマート育種支援システムの開発、同システムを活用した高収量・高品質で環境適応力が高い先導的な新品種の開発、効率的な家畜飼養管理と気候変動や省力化に対応する飼料生産・利用技術等の生産基盤技術の開発を推進する。従来技術を飛躍的に発展させた生産基盤技術を地域農業研究センターと連携して実用化することで、我が国の食料安全保障の確保に貢献する。

(3) 革新的バイオ・フードシステム

世界的な食市場やバイオエコノミー市場の拡大が進行する中、稼げる農業・食品産業の

実現に向け、産業競争力を強化して、今後も成長が見込まれるこれらの市場を開拓することが重要である。

このため、高付加価値化やフードロス削減等に資する品質評価システムや品質保持技術等を開発し、輸出力を強化するとともに、国内供給量の確保と輸出拡大の両立を図るため、省力化や作業の機械化・自動化に適した果樹・野菜等の品種・栽培システム等の開発を進め、生産力を高める。また、バイオテクノロジーとデジタル技術の融合等による健康長寿社会等に対応する新食品・新ビジネスモデルの開発や、生物機能等を活用した革新的素材の開発を行い、新たなバイオ産業を創出する。これらによって産業競争力を強化し、新市場開拓に貢献する。

(4) 環境変動適応生産システム

気候変動により食料生産・供給が不安定化している中、食料生産が環境に負荷を与える側面にも着目し、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全等、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進する必要がある。また、物流・人流のグローバル化等による植物病害虫や家畜疾病の侵入・発生リスクが増大している。

このため、農畜産業における温室効果ガス削減等、気候変動の影響を緩和する管理技術や、気候変動に適応する生産技術、気候変動の影響の評価技術、化学肥料・化学農薬の使用低減等、環境に配慮した技術を開発し、環境と調和を図りつつ持続的に食料生産が可能な食料システムの確立に貢献する。また、病害虫・雑草の環境負荷低減型総合防除技術や、家畜疾病の予防・診断・防除技術を開発し、農畜産物被害の軽減による持続的で安定した農業の実現に貢献する。

【重要度：高】

我が国が直面する農業・食品分野の喫緊の課題であり、基本計画に掲げられている基本的な方針に基づき、国立研究開発法人である農研機構が中心となって研究開発を行っていく必要があるため、重要度は高い。

3 先端研究基盤の整備と活用

国内農業の課題や急速に変化するニーズに対応し、研究開発を加速させるためには、農業・食品産業技術研究で取り組む基礎から実用化までの研究開発の推進とともに、AI・ロボティクス・シミュレーション等の先端技術を活用した技術開発が不可欠である。これまで、農業・食品分野の「Society5.0」実現に向け、農業データ連携基盤等のデジタル基盤の強化や、AI人材の育成、ゲノム育種研究基盤の整備・拡充等、研究情報基盤を核とした基盤技術の高度化とその徹底活用を行ってきた。

第6期はそれらをさらに発展させ、全国から集積した多様なデータとシミュレーション技術の徹底活用により、地域・品種・環境等に適応可能なサイバーフィジカルシステムの基盤技術を構築する。具体的には、省人化を可能にするAI・ロボティクス技術開発の推進、ゲノム・代謝物等のマルチオミクス情報研究基盤の整備とスマート育種や創農薬等への活用、多様な遺伝資源の確保と形質や遺伝子情報等の充実による遺伝資源のさらなる高度化、人工気

象室を活用した気候変動への適応シミュレーション等により研究基盤を強化する。これら基盤技術を活用した研究成果の創出を通じて、日本の農業・食品産業のデジタル化と持続的発展に大きく貢献する。

4 種苗管理業務

(1) 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等

①栽培試験及び現地調査の着実な実施

種苗法に基づく品種登録審査に必要な農林水産植物の栽培試験及び現地調査（以下「特性調査」という。）について、我が国の農業振興における重要度を考慮した農林水産大臣の指示に基づき、毎年度、農林水産省及び農研機構が実施する特性調査点数の70%以上、第6期末までに75%以上を農研機構が適切に実施する。

将来的に全ての出願品種について、適切な特性調査が実施可能となるよう体制整備を図ることとし、特に、第6期においては、果樹（リンゴ、モモ、ブドウ）、イチゴ等の特性調査の着実な実施に加え、栽培試験の実施場所の見直し、現地調査の推進等による特性調査の実施体制を強化するとともに、特性調査に当たっては、DNA マーカー等先端技術の導入、適切な特性調査に必要な施設・機材の整備、既存の調査方法の見直し等による効率化に取り組む。

また、優良品種の保護・活用と育成・普及を目的として、新品種を海外出願する場合等において、他よりも優先して審査を進めるための特性調査の実施について検討し、取り組む。

さらに、農林水産省が新規作成及び改正する種別審査基準のうち、一定の品種登録出願が見込まれ、適切な品種保護のために改善が求められる種別審査基準について、新規作成及び改正に必要な栽培調査を計画的に実施し農林水産省に情報提供する。

目標期間中には、種別審査基準の新規作成及び改正に係る情報提供を20件以上行う。また、種別審査基準の新規作成に代わり、農林水産省令で定める農林水産植物の「その他」区分における審査基準を用いた特性調査の実施について検討し、取り組む。

特性調査の結果は、品種の審査特性となることを考慮した上で取りまとめ、第6期中長期期間の最終年度には年度内平均75日以内に農林水産省に報告する。

②国際的調和の推進と植物新品種保護国際同盟への貢献

海外における我が国の登録品種の特性データの活用促進と品種登録審査の国際的な調和に資するため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン作成等、植物品種保護の国際的なルールメイキングに積極的に参画し、我が国の意見を反映するとともに国際貢献を推進する。

また、UPOV加盟国における特性調査に係る新技術の開発・利用状況や有用な先進事例を含む最新動向の情報収集、これら技術の我が国審査業務への導入の検討、各国審査当局との技術交流を推進する。

さらに、国際的な審査協力として、海外審査機関からの要望を踏まえ、提供可能な特性調査結果の提供を行うとともに、オランダ、イギリス、南アフリカ等の先進的な特性調査

に取り組んでいる海外審査機関との連携を進め、国際人材の育成を推進する。

併せて、「東アジア植物品種保護フォーラム」等における国際協力活動を支援する。

(2) 育成者権の侵害対策及び活用促進の支援

育成者権の侵害対策及び活用促進のため、品種保護活用相談窓口による侵害相談への助言、育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、植物体等の寄託及び DNA 情報の保存、品種類似性試験等の品種保護対策業務を機動的かつ確実に実施する。

育成者権侵害に関する情報を関係行政機関で共有するものとし、特に税関に対し、水際対策に関する情報がある場合には速やかな情報提供を行う。また、判定制度に伴う特性調査を実施する。

さらに、育成者権者のニーズを踏まえ、DNA 品種判別技術の妥当性の確認及びマニュアル化を進めるとともに、UPOV 加盟国における侵害対策に係る新技術の開発・利用状況及び有用な先進事例を含む最新動向の情報収集を行う。

(3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等

①指定種苗の集取等

優良な種苗流通の確保に資するため、種苗法に基づく種苗の検査については、種苗流通の実情を踏まえた実効性のある種苗検査を農林水産大臣の指示に基づき確実に実施する。

また、国からの指示に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づく検査、種苗業者が EC 加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の公的管理を着実に実施する。

②依頼検査の実施

国際的な種子流通の活性化に対応するため、国際種子検査に係る最新動向の情報収集等を踏まえ、必要な国際認証を取得し、依頼者のニーズに即した検査の利便性の向上を図る。

特に、病害検査については、検査処理能力の向上を図りつつ、原則として 50 日以内に検査結果の報告を行う。また、植物防疫法に基づく登録検査機関として、輸出検査に係る検査の一部（精密検査）を、依頼者からの申請に基づき実施する。

種子検査等の業務に係る国際機関である国際種子検査協会（ISTA）等が開催する会議に職員を派遣し、我が国の意見に留意した国際規格の策定に参画する。

経済協力開発機構（OECD）品種証明制度に基づくてん菜種子の検査は、依頼があった場合、着実に実施する。

(4) 健全なばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等

ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いという特徴を有することから、生産の基盤となる原原種については、以下のとおり、健全無病な種苗を安定的に供給することで、我が国の農業生産の振興に資するものとする。

ア 種苗の生産、配布の計画については、「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要

綱」(昭和62年4月1日付け62農蚕第1969号農蚕園芸局長通知。)及びジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種普及拡大の国の方針に基づき、複数年先までの道県の種苗の需要を踏まえつつ、新品種等の早期普及にも留意してこれを策定する。

イ 土壌改良、人材育成、新技術導入を計画的に進め、生産環境や管理体制を整えることで、原原種の品質の確保と生産力の向上を実現する。

ウ 気候変動対策等に関する最新の技術的知見を常に収集し、生産管理に反映することで、原原種の安定生産体制を強化する。また、有益な情報を得た場合、産地等に提供する。

エ 配布する原原種の無病性(病害罹病率0.1%未満)と品質(ばれいしょ萌芽率90%以上、さとうきび発芽率80%以上)を確保する。

オ 原原種の生産体系において、品種の純粋性を保つ管理体制を強化するとともに、ばれいしょ品種においては、変異体の確認を継続的に実施する。

カ 原原種の品質確認のため、道県等に対して配布先調査やアンケート調査を実施し、必要な改善策を検討・実施する。

キ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、健全無病種苗の配布を行い、新品種の開発・普及を支援する。

(5) 研究開発業務との連携強化

研究開発部門と連携し、種苗管理業務が抱える課題の解決を図るとともに、研究開発部門が開発した新技術を速やかに導入し種苗管理業務の効果的・効率的な推進を図る。

5 農業機械関連業務

農業者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給を確立するために、農業機械のスマート化等を通じた労働生産性の飛躍的向上や農作業事故を防ぐための農業機械の安全対策の強化等に向け、以下の分野を中心に業務を進めるとともに、期間中に生じる行政ニーズ等への機動的な対応を図る。

また、これらの業務の推進にあたっては、2に示した農業・食品産業技術研究との協力分担を適切に行うとともに、早期実現に向けた外部との連携強化、AI等先端技術の積極的な活用を進める。

(1) 労働生産性向上等に貢献する農業機械の開発促進

労働生産性の向上に資する農業機械の研究開発に当たっては、早期の普及拡大に向けて農業機械メーカー等がスマート農業機械に共通的に装備することができるモジュール開発等を進めるとともに、安全性の向上にも資する農作業ロボットや、労働生産性の向上と両立しうる、環境負荷低減に資する農業機械等の実用化開発を積極的に進める。

(2) 農業機械の安全対策の強化

流通する農業機械の更なる安全性の向上に向け、農業機械の安全性検査について、農作業事故の調査・分析結果を踏まえた安全基準の見直しや対象機種を追加等を不断に進める。

また、我が国におけるロボット安全対策について主導的な役割を担うとともに、国際標

準化に係る各種国際会議でのエンジニアミーティング等においてもイニシアティブを発揮する。

6 資金配分業務

(1) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進

基本計画等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を、大学、高等専門学校、都道府県試験場、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより促進するとともに、「『知』の集積と活用」による技術革新を通じたオープンイノベーションや異分野融合等を含む出口を見据えた進捗管理を行い、研究成果を着実に社会実装に結び付けることを目指して取り組む。

この達成に向けて、委託研究事業の多様化、研究開発に求められる様々な要請（社会実装（事業化、研究開発型スタートアップにおける資金調達・法人設立等）、知財・データ管理、研究公正、経済安全保障、国際連携等）、カバーすべき技術分野の拡大（工学・情報等）等に対応するために必要な研究マネジメント能力を高める等、個別研究課題に対応可能な研究マネジメント体制を整備する。

情報セキュリティ対策として、政府機関の統一基準を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを見直すとともに、適切な対策を講じる。また、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した方針に則り対応する。このほか、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方向性に沿って、資金配分機関に求められる対応を実施する。

農林水産・食品分野において解決すべき重要課題に関する国内外の研究開発動向の調査・分析に基づく研究開発の提案や、他の資金配分機関等外部機関との連携強化による研究成果の社会実装の推進等、資金配分機関としての機能強化に取り組む。

以上のほか、国内外の優れた提案の促進につながる情報発信、任命されたプログラムディレクターを中心とした研究課題の進捗管理の徹底、研究成果の社会への波及状況の調査・分析等、優れた提案の掘り起こしから社会実装に至るまでの課題管理を徹底する。

(2) 民間研究に係る特例業務

民間研究特例業務勘定において、委託費の一部返還額の回収等に努めるとともに、当該業務の終了に向けて、令和7年度末時点における有価証券評価損を含めた繰越欠損金について、償還期限を迎えた保有有価証券を収益化することにより令和13年度末までに解消する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 経費の合理化

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については少なくとも対前年度比3%の合理化（公租公課を除く。）、業務経費については少なくとも対前年度比1%の合理化（公租公課を除く。）を図る。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

加えて、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法を導入する。

3 法人全体のデジタルトランスフォーメーション

組織全体で業務の効率化を実現するため、業務改革（BPR）を実施した上で、AI の活用等デジタルツールの計画的な導入やシステム改善等を積極的に行う。

4 研究拠点・研究施設・設備の計画的な整備

良好な研究環境の維持及び施設維持費削減へ向け、限られた予算・人員を踏まえつつ、研究拠点の集約化・見直しを着実に進めるとともに、研究ニーズへの対応や農研機構の機能強化、老朽化対策と連動した研究施設・設備整備を重点的かつ計画的に推進し、農研機構全体としての最適化と効率的な運用を図る。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

また、「第4 業務運営の合理化に関する事項」及び収支の均衡を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するとともに、一定の事業等のまとまり（セグメント）ごとに情報の開示に努める。

2 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、資金提供型共同研究や受託研究等の外部資金の獲得、適正な水準での特許実施料の拡大、受益者負担の適正化等により、多様な手段で自己収入の積極的な確保に努める。

また、自己収入のうち用途が限定されないものについては、農研機構の活動強化のための経費として戦略的に全体最適の視点で活用する。

3 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

4 繰越欠損金の着実な解消

第 3 の 6 の（2）民間研究に係る特例業務に記載のとおり、繰越欠損金の着実な解消を図る。

第 6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

（1）内部統制システムの充実・強化及びコンプライアンスの推進

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、役員の役割・権限・責任を明確にし、理事長のトップマネジメントによる内部統制を充実・強化する。

農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から、化学物質や生物材料の適正な利用・管理や労働安全、研究不正等に関する法令や規則等の遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。あわせて、法令に基づく手続きや法令遵守の確認作業の効率化、リスク案件発生時に迅速な報告が可能な仕組みについて、システム化等も含め、検討、実施する。

また、現場と役員が双方向の意見交換を行う等により、業務運営に当たっての相互理解を促進する。

（2）研究セキュリティ・インテグリティの確保及び情報セキュリティの強化

研究不正や技術流出等のリスクに対応するため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」やその他の政策方針に則り、研究セキュリティ・インテグリティの確保に必要な取組を行う。

また、情報システムについては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえた対策の実施及び改善を行うとともに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の管理のもと適切に対応する。

（3）情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき適切に情報公開を行うとともに、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき個人情報の適切な保護を図る。

（4）環境対策・安全衛生管理の推進

エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組み、みどりの食料システム

戦略に基づく環境配慮のチェック等を着実に行う。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するため、第5期で構築した管理体制を適切に運用するとともに、組織全体での労働安全への意識を向上させる取組を行い、現場に定着させる。あわせて、災害等による緊急時の対策を整備する。

2 人材の確保・育成

(1) 多様な人材の確保と育成

第5期中長期目標期間において、外部の人材の登用を含む計画的な採用活動等により、多様な人材確保を進め、特にAI等の先端技術を活用できる人材の確保・育成等を推進してきたところである。第6期中長期目標期間においても引き続き、研究開発から社会実装、組織運営等の各部門において、戦略上重要な分野に重点を置き、必要性を見極めながら、多様な人材の確保・育成の取組を推進する。この際、長期的な法人運営を見据え、将来に向けた職員の年齢構成の平準化と、獲得競争が激しい分野の人材の採用及び育成を戦略的に進める。

また、次世代を担うイノベーションリーダーやAI人材、フィールドサイエンス人材、ハブ機能強化にかかる人材等、法人の事業展開に必要な人材を着実に育成する。

(2) 人事に関する計画

今後の職員の数や年齢層の推移、研究拠点の集約化・見直しの状況も踏まえ、農研機構の業務を円滑に遂行できるよう人材配置計画を定め実現を図る。その際、職種にとらわれないキャリアパスの形成と適材適所の人員配置を行い、組織運営ノウハウ、研究手法等、研究機関としての技術力の継承等に配慮する。農研機構の業務高度化のためには、異分野の技術シーズや先進ノウハウの活用等が有効であり、クロスアポイントメント制度等も利用して積極的な人事交流を行う。

優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等を踏まえ、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。

(3) 人事評価制度の的確な運用

公正かつ透明性の高い職員の業績及び行動を評価するシステムを運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の農業界・産業界への貢献、行政施策・措置の検討・判断への貢献、地方創生への貢献、倫理・遵法等、多様な視点からの適切な評価によりの確な運用を図るものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。

(4) 報酬・給与制度の的確な運用

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性を向上し、また説明責任を果たすため、給与水準を公表する。一方、国

際的な競争に後れをとらないよう科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第13条に基づいた卓越した研究者等への弾力的な処遇に取り組む。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に係る政策体系図

【政府の方針等】

食料・農業・農村基本計画〔令和7年4月11日閣議決定〕

- ・食料安全保障の確保
- ・農業の持続的発展
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮
- ・農村の振興

【技術政策】

- ・科学技術・イノベーション基本計画
- ・農林水産研究イノベーション戦略 等

【法人の目的】

農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等により、農業等に関する技術の向上に寄与。
品種の保護・活用と優良種苗の流通確保のための種苗管理。

- ・試験研究を行うことにより、農業・食品産業に関する技術の向上に寄与する。
- ・基礎的な試験・研究等を推進することにより、生物系特定産業技術の高度化に資する。
- ・次世代を担う農業機械の開発等を行う。
- ・適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良種苗の流通等を図るための種苗管理を行う。

【法人の事業】

研究開発の推進(試験及び研究等)

- ・地域農業研究センターが各地域における産官学連携と技術普及の拠点として、都道府県試験場や大学、民間企業等と連携し、技術の開発や実用化に向けた改良、技術普及の実施
- ・AI等を搭載したスマート農機やスマート育種支援システムの開発等により従来技術を飛躍的に発展させた生産基盤技術を構築し、我が国の食料安全保障の確保に貢献
- ・新たなバイオ産業の創出による産業競争力の強化と新市場の開拓に貢献
- ・環境と調和を図りつつ持続的に食料生産が可能な食料システムの確立に貢献
- ・先端研究基盤の整備と活用

生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進等

農業機械関連業務の推進

種苗管理業務の推進

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国の農業・食品分野の中核研究機関として、農業・食品産業の発展と環境保全の両立に貢献し、社会に大きなインパクトを与えるイノベーションの起点となること。

（現状・課題）

◆強み

- 食料の自給力向上と安全保障、農業・食品産業の競争力強化と輸出の拡大、生産性の向上と環境保全の両立等を目指し、社会問題の解決に資する研究開発や社会実装の推進。とりわけ、スマート農業や新品種開発等は、我が国において農研機構がリード
- みどりの食料システム戦略をはじめとする行政ニーズにも対応
- 理事長の強力なリーダーシップの下、組織内の連携を徹底し、基礎から応用に至るまでインパクトのある研究開発の推進とともに、国内の研究開発ニーズに対して機動的に対応する体制を構築し、農業・食品産業の持続的発展に貢献

◆課題

- 施設の多くが耐用年数を迎つつある中で、良質な研究環境を維持するための施設・設備更新
- 人材の構成や確保の面で、特に50代の職員が多い現状において、今後の研究の継続性やノウハウの継承

（環境変化）

- 農業従事者の減少・高齢化の進展とともに、人口減少に伴う国内市場の縮小
- 農林水産物・食品の輸出等のバイオエコノミー市場の拡大
- 気候変動の進行による高温、干ばつ、洪水等の極端現象の頻発と、農業生産への影響の深刻化
- 先端技術の急速な進展とともに、これらの技術を活用することで研究開発のスピードも一段と加速

（中長期目標）

- 政策課題に沿った研究開発及び社会実装
食料安全保障の確保、海外等新市場の開拓、環境と調和した持続可能な食料システムの確立等の政策課題解決に資する重点的な研究開発課題を設定し、大学や民間企業等との適切な役割分担のもと連携しつつ、農研機構が中核となり基礎から応用まで一貫通貫した研究開発の実施及び効果的・効率的な社会実装の実施
- 産官学連携のハブとしての機能の強化
研究開発から成果の社会実装まで迅速に対応し、イノベーション創出の起点となるために、研究基盤の強化や地域連携拠点の整備等を行い、農研機構が都道府県試験場や大学、民間企業等を繋ぐ、産官学連携のハブとしての機能の強化
- 研究リソースを最適化するマネジメント
限られた研究リソース（資金・人材・施設）の中で、研究課題等の優先度を勘案しつつ、農研機構のポテンシャルを最大限引き出す最適なリソースマネジメントの実施

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

第6期中長期目標（案）

令和〇年〇月〇日

農 林 水 産 省

目次

第1	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
1	政策体系における国際農林水産業研究センターの位置付け及び同センターを取り巻く状況	
	(1) 法人の使命	
	(2) 法人の現状と課題	
	(3) 法人を取り巻く環境の変化	
2	第6期中長期目標期間における国際農研の取組方針	
	(1) 農林水産業の国際的な研究拠点としての機能強化	
	(2) 研究開発の重点化と連携の強化による社会実装	
第2	中長期目標の期間	3
第3	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	3
1	研究開発マネジメント	
	(1) 戦略的な研究開発及び革新的技術の創出に向けた研究基盤の整備	
	(2) 知的財産マネジメントの戦略的推進	
	(3) 国際的な産官学連携の推進	
	(4) 研究開発成果の社会実装に向けた取組の推進	
	(5) 行政との連携	
2	環境負荷低減や資源循環に資する技術の開発<環境・資源セグメント>	
3	食料安定供給に資する技術の開発<食料・栄養セグメント>	
4	国際情報の収集・分析・発信及び戦略立案とインテリジェンス機能の強化<情報・戦略セグメント>	
第4	業務運営の効率化に関する事項	7
1	経費の合理化	
2	調達合理化	
3	法人全体のデジタルトランスフォーメーション	
4	研究施設・設備の合理化（施設及び設備に関する計画）	
第5	財務内容の改善に関する事項	8
1	業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	
2	自己収入の確保	
3	保有資産の処分	
第6	その他業務運営に関する重要事項	8
1	ガバナンスの強化	
	(1) 内部統制システムの充実・強化及びコンプライアンスの推進	

- (2) 研究セキュリティ・インテグリティの確保
 - (3) 情報セキュリティ対策の強化及び情報システムの整備・管理
 - (4) 情報公開の推進等
 - (5) 環境対策・安全衛生管理の推進
- 2 人材の確保・育成
- (1) 多様な人材の確保・育成
 - (2) 人事に関する計画
 - (3) 人事評価制度の的確な運用
 - (4) 報酬・給与制度の的確な運用

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 政策体系における国際農林水産業研究センターの位置付け及び同センターを取り巻く状況

(1) 法人の使命

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とした研究機関であり、農林水産業研究分野における国際貢献と国際連携の中核的な役割を担い、我が国を代表する国際農林水産業分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産技術の向上を図るとともに、国際的な科学的議論を主導することにより、食料安全保障の確立と持続可能な農林水産業の発展に貢献することを使命としている。

この役割を果たすため、①熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習、②これらの地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供、③科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行う。

(2) 法人の現状と課題

国際農研は、我が国を代表する国際農林水産業分野における専門的な研究機関として、これまでアジア、アフリカ、南米等の多くの研究機関・大学等との共同研究等を通じて、環境に調和した強靱で持続的な食料システムの構築を目指す取組や生産性・頑強性向上に資する技術等の研究開発やその社会実装に向けた取組を実施することで、開発途上地域における食料安全保障や持続可能な農林水産業の発展に貢献してきた。さらに、海外における研究活動や国際招へい共同研究事業（JIRCAS フェロー）等を通じて開発途上地域の研究人材の育成にも貢献してきた。

また、法人として、50余年にわたる開発途上地域等での共同研究の経験及び研究蓄積並びに国際的な研究ネットワークを有するとともに、農業・林業・水産分野の専門知識や社会科学等の幅広い知見を持つ人材が集結しており、豊富な在外経験や語学力等を活かして共同研究相手国の現場における課題解決へ貢献できる体制を整えてきた。

さらに、アフリカ開発会議（TICAD）において立ち上げられた、コメ生産拡大に向けた自助努力の支援等を行う「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」やアフリカにおける食料と栄養に関する政策の現場実践を促す「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」の運営委員会の一員として、研究面からの貢献や、みどりの食料システム戦略の開発途上地域への展開における「グリーンアジアプロジェクト」等による貢献、G7 宮崎農業大臣会合や ASEAN 会合での成果発表、G20 首席農業研究者会議への参画等を通じ、国際社会においてもプレゼンスを発揮してきた。

他方、地球規模の環境問題の解決や食料安全保障に資する持続可能な食料システムの確立といった喫緊の社会課題に迅速に対応するため、研究成果を確実に社会実装に繋げるための組織マネジメント、これまで以上に多様化・複雑化が想定される課題に対応するため

の現地ニーズや国際動向等の情報収集・分析、研究活動を発展させるための研究資金の確保等を効果的に推進することが必要となっている。

(3) 法人を取り巻く環境の変化

深刻化する気候変動は、農林水産業における生産性の低下、食料価格の高騰、栄養不良の拡大等、世界の食料システム全体に深刻な影響を及ぼしており、特に、アフリカ、アジア、中南米、小島嶼国等、気候変動に脆弱な開発途上地域では、極端な気象現象や土地の劣化が農林水産業に大きな打撃を与えている。気候変動への対応は、単なる環境問題にとどまらず、食料安全保障、経済的安定、社会的公正に直結する、世界が直面する最も差し迫った課題であり、早急な対応が求められている。このため、パリ協定の気候目標や持続可能な開発目標（SDGs）、2050年ネット・ゼロの達成に向けた取組の進展等、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られている。

また、気候変動によるリスクのみならず、内政的な課題や地政学リスクの高まりによる食料生産・供給の不安定化や、開発途上地域での若年層の都市流出による農村の高齢化・労働力不足が進行しており、農林水産業の生産性や効率性の向上も求められている。

一方、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）では、ASEAN地域やアフリカ等のグローバルサウス地域において、我が国が有する優れた農業技術の実証や普及の促進、国際農研が国際研究拠点としての役割を果たすための研究基盤の整備と機能強化の推進、気候変動等の地球規模的な課題に対応するみどりの食料システム戦略関連技術の研究開発の促進を行うこととしている。

また、近年、科学技術の進展により、農林水産分野ではより効率的かつ持続的な生産を可能とする先進的で多様な技術が生まれている。これらの技術の中には、経済性や維持管理の面からも開発途上地域での導入が現実的なものが増えつつある。このため、開発途上地域においても食料安全保障や環境負荷軽減といった地球規模課題の解決に向け、先進的な技術を適切に活用していくことが求められている。

2 第6期中長期目標期間における国際農研の取組方針

第6期中長期目標期間においては、「我が国を代表する国際農林水産業分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産業技術の向上とともに、国際的な科学的議論を主導することにより、持続可能な農林水産業の発展に寄与すること」を国際農研のミッションとして、地球規模の環境問題や食料安全保障に資する持続可能な食料システムの確立に向けて、次のことを重視して業務を行うこととする。

(1) 農林水産業の国際的な研究拠点としての機能強化

国際農研がその活動を通じ、気候変動や食料問題等の地球規模課題の解決に貢献するためには、我が国における農林水産分野の国際研究拠点としての機能強化が必要である。このため、革新的技術を創出するための研究基盤として、遺伝資源等のデータベースの整備や国際的な研究ネットワークの充実等に取り組む。あわせて、現地ニーズや国際機関の動向等の国際農林水産業研究をめぐる広範な情報収集と分析を行うインテリジェンス機能を

強化する。この際、国際農業研究協議グループ (CGIAR) や国際連合食糧農業機関 (FAO) 等の国際機関との連携強化や研究者の派遣にも取り組む。

(2) 研究開発の重点化と連携の強化による社会実装

地球規模課題の解決に向け、気候変動の影響を軽減しつつ環境に調和した強靱で持続的な食料システムの構築を目指す取組や深刻な食料・栄養問題の解決のための生産性・頑強性向上に資する技術開発を重点化・強化するとともに、国際情勢の変化に応じ、アジアモンスーン地域及びアフリカを含むグローバルサウス地域を中心に国際共同研究等を推進する。また、社会実装に向けた取組については、マネジメントを強化するとともに、現地普及組織や民間事業者等との連携を強化し、効率的かつ効果的に取り組む。

なお、これらの取組に当たっては、国際貢献のみならず、日本の国際的なプレゼンスの向上や研究成果の国内への還元、国内民間企業の事業への貢献等、我が国への裨益にも十分に考慮する。

第2 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和8年4月1日から令和15年3月31日までの7年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

食料・農業・農村基本計画や農林水産研究イノベーション戦略等の研究の方向性を踏まえ、研究の企画・立案・進捗管理等のマネジメント及び知的財産マネジメントを一体的に行うとともに、以下の3区分（セグメント）により、研究開発等の業務を推進する。

- ①環境負荷軽減や循環型資源利用に資する技術の開発<環境・資源セグメント>
- ②食料安定供給に資する技術の開発<食料・栄養セグメント>
- ③国際情報の収集・分析・発信及び戦略立案とインテリジェンス機能の強化<情報・戦略セグメント（※）>

（※）他のセグメントと連携しつつ、国際的な産官学連携、社会実装に向けた取組、行政との連携を担う。

評価は、研究開発マネジメントの各項目及び上記3セグメントをまとめとし、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。なお、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、研究開発内容等を見直す。

1 研究開発マネジメント

(1) 戦略的な研究開発及び革新的技術の創出に向けた研究基盤の整備

国際農研が、地球規模課題の解決に向け、国際社会及び我が国に貢献していくためには、革新的な技術となりうる技術シーズの創出に取り組むとともに、優れた研究成果を社会実装までつなげるためのマネジメントが重要である。一方で、限られた研究資源の中で研究成果の最大化を図るためには、研究課題の重点化を図る必要がある。

第5期では、各国政府や海外の研究機関等、様々な関係機関との連携を通じて、BNI 強化作物や微生物糖化技術、低肥沃度環境での稲作技術の開発等、優れた研究成果が多く、国・地域で社会実装されつつある。

第6期では、研究対象とする国やテーマについて、広範な地域での普及可能性や国内への裨益等、戦略的な観点から選定を進める。地球規模課題の解決に資する革新的技術の創出に向けて、技術シーズの創出・蓄積を進めるとともに、国際共同研究の基盤となる情報や資源の整備、国際的な研究ネットワークの充実を図る。また、研究成果を円滑に社会実装につなげるため、実績ある研究者が培ったマネジメントスキルを組織全体の知見として蓄積し、運営強化につなげる。加えて、中長期目標に即した研究開発を一層推進するため、研究課題の適切な進捗管理による資源の再配分やインセンティブの付与を行うとともに、外部資金の積極的な獲得にも努める。

(2) 知的財産マネジメントの戦略的推進

研究成果の社会実装を迅速に進めるためには、研究開発の企画段階から、研究成果の性質等を踏まえ、特許等の戦略的取得と許諾、ノウハウ等の秘匿、公知化等を検討し、戦略的な知的財産マネジメントに取り組むことが重要である。あわせて、国際農研においては、国際貢献と我が国のプレゼンス向上を同時に実現する戦略的な知的財産マネジメントも求められている。

第5期では、知的財産マネジメントに関する基本方針を改正し、許諾方式の柔軟化や秘匿化が必要な技術の精査、国内優良品種の海外流出防止等について対応するとともに、職員への研修を通じた意識向上に取り組んできた。

第6期では、知的財産について内部人材の充実・育成に加え、外部人材の活用により、知的財産マネジメント体制を強化する。また、研究開発の企画段階から効果的な社会実装を見据えて、知財戦略を立てたうえで適切な時期に見直しを行い、オープン・アンド・クローズ戦略の視点を踏まえた適切な保護・活用を推進する。なお、共同研究の実施に当たっては、技術の流出、情報漏えいや混入、知的財産権の侵害等に留意しつつ、想定される発明の秘匿化・権利化・標準化・公知化等の方針を研究計画立案時に策定する。また、権利化後の特許等の開放や実施許諾等については多様な選択肢を視野に入れ、最も適切な方法を採用する。

(3) 国際的な産官学連携の推進

開発途上地域における国際共同研究や研究成果の社会実装、研究人材の育成を推進するためには、国内外の研究機関、民間企業、NGO、国際機関等の多様なパートナーとの協力関係を構築し、継続的に連携していくことが重要である。また、国際農研の発信力を高め、世界の農林水産業の科学的議論に関わっていくためには、CGIAR等の国際機関への関与を強化する必要がある。

第5期では、国際的な研究ネットワークを活用した国際共同研究の推進に加えて、みどりの食料システム戦略の海外展開に向けた取組（グリーンアジアプロジェクト）としてASEAN諸国との連携強化、各国での技術実証等を実施してきた。また、国際共同研究等を通じて、開発途上地域の研究人材の育成にも寄与した。

第6期では、国際的な研究ネットワークの充実や多様なステークホルダーとの連携を強化する。特に、CGIARやFAO等の国際機関との連携については、革新的技術を創出するための研究基盤やインテリジェンス機能をフルに活用し、当該機関との共同研究の促進や戦略への助言等により、関係性の強化を図る。さらに、政府機関を通じたASEAN会合やTICAD等の重要な地域の機関や会議体とのネットワークの強化を図る。

また、持続的で頑健な食料システムの開発に係る研究の高度化を図るため、環境・食料問題の解決に知見を持つ国内外の研究機関や大学等との連携を推進する。さらに、我が国の国際農林水産業研究を包括的に行う唯一の試験研究機関として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構との相互連携を積極的に進め、研究成果の国内への裨益や国際社会に向けたプレゼンス向上等につなげる。

(4) 研究開発成果の社会実装に向けた取組の推進

研究成果を社会実装に繋げるためには、社会実装に至るまでのプロセスを明確にし、現地の関係機関をはじめとした多様なステークホルダーと連携して技術実証や研究成果の橋渡し等を行うことが重要である。

第5期では社会的に有用な研究成果を創出し、グリーンアジアプロジェクトを通じたアジアモンスーン地域における社会実装に向けた取組の強化や、現地の普及機関や企業等との戦略的パートナーシップによる技術の社会実装に向けた取組を実施してきた。また、国際農研発ベンチャー企業の設立による、研究成果の社会実装を促進してきた。

第6期では、個々の研究課題の内容を踏まえつつ、研究開発段階から社会実装に向けた取組のプロセスを明確にするとともに、現地の普及機関、民間企業をはじめ、国際機関、現地政府関係機関、研究機関等と連携し、役割分担の上、技術実証や研究成果の橋渡し、普及活動の支援等を行う。なお、国内での普及にも期待できる研究成果については、国内の国立研究開発法人や民間企業と連携し、着実に国内での社会実装にも繋げる仕組みを検討する。

また、これらの取組に当たっては、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の国際的な開発援助機関との連携や政府間の国際協力の枠組みによる展開を図るとともに、農林水産分野 GHG 排出削減技術海外展開パッケージ等の政策やベンチャーへの出資並びに人的及び技術的援助、特許の実施許諾等、様々な手段の活用を考慮して取り組む。

(5) 行政との連携

国際農研が有する国際的な研究ネットワーク、開発途上地域における農林水産分野の専門知識や社会科学等の幅広い知見等は、行政にとっても貴重な資源であり、これらを通じ、我が国の政策や諸外国との関係構築にも関わっていくことが重要である。

第5期では、行政機関との連携により、日ASEANみどり協力プラン等を通じた取組や、G7宮崎農業大臣会合やG20首席農業研究者会議を始めとする国際会議への参画等を通じて、政策と研究の橋渡しを進めてきた。

第6期では、政策に対応した研究開発を行うため、行政部局との意見交換を通じて行政ニーズの把握や成果の検証を行う。また、国際的な会議やシンポジウム等において、政策推進

と研究成果の普及の相乗効果を生み出す情報発信を行う。さらに、行政からの要請に応じ、緊急時の対応や連携会議の開催、専門家の派遣等を行う。また、国際農研の高い専門知識が必要とされる分析、鑑定、講習及び研修の実施、国際機関や学会への協力、さらには国際機関等への政策助言を通じて、我が国の研究開発力と国際的な信頼性を高める取組を展開する。

【重要度：高】

国際農研のミッションに対し成果の最大化を図るためには、研究資源の投入の選択と集中及び有効活用の徹底、ステークホルダーの取組を促す仕組みが必要であり、これらを遂行するための研究開発マネジメントが極めて重要。

2 環境負荷低減や資源循環に資する技術の開発<環境・資源セグメント>

深刻化する気候変動は、生活基盤や経済活動に甚大な影響を及ぼし、今や地球規模の危機として認識されている。近年では、洪水や干ばつ、熱波等の気候関連災害による農林水産業への損失が増加しており、特に社会基盤が脆弱な開発途上地域では、生産基盤の破壊、食料供給の不安定化、生物多様性の喪失といった複合的な被害が顕在化している。こうした深刻な影響に対応するためには、気候変動への適応と緩和を同時に進めつつ、資源の持続可能な管理及び環境と調和した強靱な農林水産業・食料システムを構築することが、喫緊かつ不可避の課題である。

このため、本セグメントでは、温室効果ガス排出の抑制や化学肥料の使用低減による環境負荷の軽減を目指した作物の開発、持続可能な作物栽培や家畜飼養に関する研究を通じたクライメートスマート農業技術の開発、農産廃棄物の資源化を推進する循環型資源利用のための技術開発、熱帯林業の気候変動適応力の向上、熱帯・島嶼等の厳しい環境条件に対応する技術開発、水利用効率の向上と土壌の塩類化軽減に資する強靱な水・土地管理技術の開発等に取り組む。

3 食料安定供給に資する技術の開発<食料・栄養セグメント>

世界的に、所得格差や地域間格差の拡大に加え、地政学的リスクの高まりによって食料供給の不安定化や市場の変動が深刻化している。その結果、地球規模の食料・栄養問題は一層複雑化・多様化し、飢餓や栄養不足、食料価格の高騰、さらには気候変動に伴うリスクの増大が喫緊の課題となっている。こうした状況に対応するためには、食料の安定供給と栄養改善を同時に達成できる、気候変動や環境変化に強いレジリエントな農林水産業・食料システムの構築が不可欠である。

このため、本セグメントでは、先端技術や生物機能を活用した研究開発を推進し、気候変動に対応し過酷な環境にも耐えうる、高レジリエンス・高栄養価・多収性を実現する農業技術を開発する。また、持続的な食料・栄養供給体制の確立に向け、水産種苗生産技術や持続可能な漁業技術の改良・開発、国際的に拡大する越境性病害虫の防除技術、レジリエントな耕畜連携技術の開発、栄養・機能性成分の改善及び食品ロス削減に資する食品加工技術の開発に取り組む。さらに、深刻な食料・栄養問題に直面するアフリカ地域では、農業生産性と生産システムの頑健性向上を目指した技術開発を推進する。また、我が国における高温や干

ばつへの対応については、過酷環境下で培った研究実績と知見を活かし、課題解決に貢献する。

4 国際情報の収集・分析・発信及び戦略立案とインテリジェンス機能の強化<情報・戦略セグメント>

地球規模課題への対応にあたっては、急速に変化する社会経済や環境の状況を踏まえ、将来の技術革新に繋がる研究シーズを計画的に創出・探索するため、開発途上地域における潜在的な農林水産業分野の開発ニーズを的確に把握することが重要である。さらに、研究成果の社会実装を効果的に進め、国際農研の国際的なプレゼンスやインテリジェンス機能を高めるためには、科学的根拠に基づく情報収集・分析体制の強化と、情報提供・発信の高度化が不可欠である。

このため、本セグメントでは、国際的な研究ネットワークや国内外の専門的な知見を活用し、現地の農林水産業や環境情勢、国際機関の政策動向、民間企業の技術動向等に関する情報収集・分析と発信を担うハブ機能を強化する。また、熱帯作物の遺伝資源情報や食料の高付加価値化等、国際農研が強みを持つ分野において、研究シーズ探索や革新的技術創出を支える研究基盤を整備する。さらに、みどりの食料システム戦略に資する環境調和型技術の実証研究では、開発ニーズの把握に加え、導入コストや収益性、社会・制度面を含む多面的評価を行い、社会実装に資するエビデンスを提供する。これらの取組により、国際機関や民間企業との戦略的パートナーシップを強化し、共同研究や外部資金獲得を通じて研究成果の社会展開を加速する。

また、国際連携ネットワークを活用した広報活動により、グローバルな情報発信力の強化を図る。あわせて、デジタル技術やAIを活用したデータ分析や研究成果の社会的インパクトの可視化等を通じて、国内外への情報発信の高度化を進める。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 経費の合理化

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については少なくとも対前年度比3%の合理化（公租公課を除く。）、業務経費については少なくとも対前年度比1%の合理化（公租公課を除く。）を図る。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

また、他の独立行政法人との共同調達や調達のデジタル化等、調達の合理化に向けて積極的に取り組む。

3 法人全体のデジタルトランスフォーメーション

組織全体で業務の効率化を実現するため、業務改革（BPR）を実施した上で、デジタルツールの計画的な導入やシステム改善等を積極的に行う。

4 研究施設・設備の合理化（施設及び設備に関する計画）

研究施設・設備については、国際的な研究拠点としての機能強化に対応しつつ、研究の重点化方向や老朽化の状況等を踏まえ、他の独立行政法人等の施設の利用等を検討した上で、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び収支の均衡を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するとともに、一定の事業等のまとまり（セグメント）ごとに情報の開示に努める。

2 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされている。このため、自己収入の更なる確保に向け、国内外の情報収集や企画提案の能力の強化等を通じ、政府等の国際貢献に資するプロジェクト研究資金等、積極的に外部資金の獲得等を推進する。

3 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化及びコンプライアンスの推進

理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令システムを明確化する。これらを活用し、社会や国際情勢の変化に機動的に対応するためのリスクの把握とマネジメントを行うとともに、組織全体で業務改革（BPR）を実施する。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるような取組を強化する。

また、国際農研に対する国民の信頼を確保する観点からコンプライアンスを徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。研究活動における不適正行為については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）等を踏まえ対策を推進する。化学物質、生物材料等の適正管理等により研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行う。

(2) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

政府方針を踏まえ、国際農研が海外の研究機関等から信頼される立場で共同研究を続けるために必要な、研究セキュリティ・インテグリティの確保等の取組を行う。

(3) 情報セキュリティ対策の強化及び情報システムの整備・管理

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、目覚ましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、より実践的な情報セキュリティモデルの導入や適切な対策を講じるための体制を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」及びPMOの管理のもと適切に対応する。

(4) 情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る。

(5) 環境対策・安全衛生管理の推進

エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組み、みどりの食料システム戦略に基づく環境配慮のチェック等を着実にを行う。

労働安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を整えるとともに、労働安全への意識を現場に定着させる。あわせて、災害等による緊急時の対策を整備する。

2 人材の確保・育成

(1) 多様な人材の確保・育成

国際頭脳循環の動きも踏まえ、優秀な国内外の研究者等の積極的な獲得を推進するとともに、人事交流や他機関との双方向でのクロスアポイントメント制度の利用等による多様な人材の確保を行う。

特に、知的財産マネジメント体制やインテリジェンス機能の強化のために必要な専門性の高い人材について、外部の活用も含め確保するとともに、国内の人材獲得競争がますます厳しくなっている状況を踏まえ、優秀な女性・若手研究者等の確保に向け、戦略的なり

クルート活動を行う。

研究の企画及び評価、研究業務の支援、技術移転及び組織運営等の様々な分野の人材を育成するため、国際農研の人材育成プログラムに基づき人材育成にも取り組む。

また、国際的な研究ネットワークの充実に資することから、CGIAR との人材交流や国際共同研究を通じた開発途上国の研究人材の育成にも取り組む。

(2) 人事に関する計画

第6期中長期目標期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

その際、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、任期制やクロスアポイントメント制度等の多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等を踏まえ、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化し、女性や若手の職員を積極的に採用する。

(3) 人事評価制度の的確な運用

職員の業績及び能力に対する公正かつ透明性の高い評価システムを運用する。

その際、研究職員の評価は、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、研究開発成果が社会に及ぼす影響、技術移転活動への貢献、目標の達成度等を十分勘案したものとす。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から、適切に処遇等に反映する。

(4) 報酬・給与制度の的確な運用

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。

また、クロスアポイントメント制度や年俸制等、研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入や国際的な競争に後れをとらないために科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第13条に基づき、卓越した研究者等への財務状況に応じた弾力的な処遇に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに係る政策体系図

【政府の方針等】

食料・農業・農村基本計画

* 国際農研に係る主な内容は次のとおり。

1. 各国政府や海外の研究機関と国際共同研究等による連携強化を図ることにより、気候変動等、地球規模的な課題に対応する「みどりの食料システム戦略」関連技術の研究開発の促進
2. 農林水産業研究分野での国際貢献と連携強化に向けた国際的な研究拠点
3. 国際的な研究ネットワークや知見等を活用しつつ、研究基盤の整備と機能強化の推進

【技術政策】

・農林水産研究イノベーション戦略 等

【法人の目的】

試験研究により開発途上地域の農林水産業の技術向上に寄与

熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与する。

【法人の事業】

研究開発の推進(試験及び研究等)

- ・環境負荷低減や資源循環に資する技術の開発
- ・食料安定供給に資する技術の開発
- ・国際情報の収集・分析・発信及び戦略立案とインテリジェンス機能の強化

（使命）

我が国を代表する国際農林水産業分野における研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産技術の向上を図り、食料安全保障の確立と持続可能な農林水産業の発展に貢献すること。

（現状・課題）

◆強み

- 開発途上地域等での共同研究の経験及び研究蓄積並びに国際的な研究ネットワーク構築
- 開発途上地域におけるグリーンアジアプロジェクトの展開、G20首席農業研究者会議への参画等を通じ、国際社会におけるプレゼンス向上。

◆課題

- 研究成果を確実に社会実装に繋げるための組織マネジメント
- 現地ニーズや国際動向等の情報収集・分析
- 研究活動を発展させるための研究資金の確保

（環境変化）

- 気候変動による、農林水産業における生産性の低下、食料価格の高騰、栄養不良の拡大等、世界の食料システム全体への深刻な影響
- 内政的な課題や地政学リスクの高まりによる食料生産・供給の不安定化
- 科学技術の進展に伴い、経済性や維持管理の面から開発途上地域での導入が見込まれる技術の増加。

（中長期目標）

- 農林水産業の国際的な研究拠点としての機能強化
 - ・革新的技術を創出するための研究基盤として、遺伝資源等のデータベースの整備、国際的な研究ネットワークの充実等
 - ・現地ニーズや国際機関の動向等の国際農林水産業研究をめぐる広範な情報収集と分析を行うインテリジェンス機能の強化
 - ・CGIARやFAO等の国際機関との連携強化や研究者の派遣
- 研究開発の重点化と連携の強化による社会実装
 - ・気候変動の影響を軽減しつつ環境に調和した強靱で持続的な食料システムの構築を目指す取組や深刻な食料・栄養問題の解決のための生産性・頑強性向上に資する技術開発の重点化・強化
 - ・国際情勢の変化に応じた、アジアモンスーン地域及びアフリカを含むグローバルサウス地域を中心とした国際共同研究等の推進
 - ・社会実装に向けた取組として、マネジメントの強化や、現地普及組織や民間事業者等との連携強化

令和 年 月 日
農 林 水 産 省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 政策体系における森林研究・整備機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

(1) 法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は、120年にわたる試験研究の蓄積を有する、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、豊富な実績に基づく森林整備に係る知見や技術を有し、水源涵養上重要であるものの土地所有者の自助努力では適正な森林整備が見込めない土地において長期の分収林契約等の仕組みにより水源林の造成・管理を行う実施機関であり、さらに、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険を運営する実施機関としての機能も併せ持つ独立行政法人である。

森林機構は、これらの異なる性質の事務・事業を包括する「研究開発法人」として、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することのほか、森林保険（森林保険法（昭和12年法律第25号）第2条第1項に規定する森林保険をいう。以下同じ。）を効率的かつ効果的に行うことを目的とし（国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）（以下「機構法」という。）第3条）、その目的を達成するため、①森林及び林業に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習、②林木の優良な種苗の生産及び配布、③水源を涵養するための森林の造成、④森林保険等の業務を行うことと位置付けられている（機構法第13条）。

(2) 法人のこれまでの取組

森林機構の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38（1905）年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13（2001）年4月に設立された。その後、平成19（2007）年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国唯一の中核的な試験研究機関となった。また、平成20（2008）年4月に独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等をその廃止法附則において当分の間、行うこととされ、平成27（2015）年4月には森林保険業務が政府から移管され、平成29（2017）年4月からは、水源林造成事業等を機構法において法定業務化するとともに「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、その役割を果たしており、我が国の森林の有する公益的機能の発揮や林業・木材産業の持続的

かつ健全な発展に貢献してきた。

第5期中長期目標期間においては、研究開発業務における①環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、②森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、③多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種という3つの重点課題、水源林造成業務、森林保険業務等を一定の事業等のままとりとして効率的なマネジメントを行いつつ、業務の総合的・効果的な実施に取り組んできた。

研究開発業務においては、課題の重点化や戦略的に研究を推進する拠点の設置などに取り組むことで効率性と有効性の向上を図った。①環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発では、国家インベントリ報告書の算定方法改定、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）における活動、放射性セシウムに関する研究による原子力災害被災地域における森林・林業の再生や国際森林研究機関連合（IUFRO）への貢献など、地球規模での課題解決に向け科学的エビデンスを提供した。②森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発では、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、化石資源の代替として期待される高機能樹脂原料2-ピロン-4,6-ジカルボン酸を既報世界最高レベルの高収率で安定的に生産する技術の開発や、数々の木質系新素材の開発、世界初となる「木の酒」製造技術の開発など、従来の森林・林業・木材産業の枠を超えた新たな価値の創出及び社会実装を促進させた。③多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種では、国の重要施策に応じエリートツリー（特定母樹）由来の少花粉スギ品種を開発、加えて原種苗木増産技術を開発し、技術指導により特定母樹の原種苗木の配布割合を飛躍的に増加させた。

水源林造成業務においては、流域保全の観点から、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内に限定して計画的に森林造成を行うとともに、既契約地周辺の森林整備を推進した。また、無人航空機（UAV）によるレーザ計測など新しい技術の積極的な活用による現場実装、新たな販売手法の導入による木材供給円滑化の推進、シカ害防除マニュアルやモデル育成複層林の活用による地域への実践的な技術普及等に貢献した。

森林保険業務においては、保険契約者や業務委託先の手続きを含む事務の簡素化・効率化、無人航空機（UAV）を活用した損害調査による保険金支払いの迅速化、災害リスクの高いI齢級等に重点を置いた加入促進活動に精力的に取り組んだ。

さらに、水源林造成業務を通じた特定苗木等の社会実装や、生物多様性保全へのニーズの高まりに対応した保持林業の現地実証、研究開発業務と森林保険業務のプロジェクトによる森林災害に係るリスク評価など、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の連携により、機構全体として、森林資源の循環利用の推進及び森林の公益的機能の発揮への寄与、山村の活性化（地方創生）、花粉発生源対策等、国の重要な政策や社会的ニーズに貢献した。

また、期間中に発生した甚大な災害においては、異なる業務を包括する法人としての強みを活かし、被害状況の調査やエビデンスに基づく情報発信、被災森林の早期復旧等に貢献したほか、災害予防、気象害等に対するセーフティネットとしての森林保

険など、各業務が有する能力を機動的に投じ、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務という異なるアプローチで有機的に業務を遂行し、法人としての使命を果たした。

(3) 法人を取り巻く環境

我が国の森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

森林・林業の動向をみると、国産材の供給量は増加をしてはいるものの、森林・林業基本計画で定めた目標である 40 百万 m^3 （令和 7 年）を達成できていない状況にある。一方、我が国の人工林のうち 6 割が一般的に利用期に入るとされる 51 年生を既に過ぎている。木材産業・需要の動向を見ると、令和 3（2021）年の世界的な木材需要の高まりや国際的な物流におけるコンテナ不足により輸入木材が不足し、国産材への代替需要が高まった。建築用材等の木材自給率は年々増加し、令和 5（2023）年には 5 割を超えた。また、CLT や耐火部材等の構造部材や高付加価値な内装材等の技術開発により、中高層建築物や非住宅分野、リフォーム等での木材利用が進展をみせている一方、国産材のシェア拡大のチャンスを必ずしも十分に活かしてきれていない状況も見られる。

また、山村では全国に先行して人口減少や高齢化が進行し、集落が無人化することにより森林・林地の放置の増加が課題となっている一方、自然豊かな山村への関心は高く、ウェルビーイングなど都市住民の潜在的ニーズに対応した森林空間利用等、従来の林産物供給サービスにとどまらない新たな価値創出の動きもみられる。

近年、気候変動により災害が激甚化・頻発化する中、国土保全機能への高い期待が寄せられており、森林の土砂流出防止機能・洪水緩和機能の維持・向上など引き続き国土強靱化を推進することが重要である。「パリ協定」や「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の採択等により、地球温暖化防止や生物多様性保全への社会的関心が高まるなか、令和 7（2025）年 2 月に改定された「地球温暖化対策計画」では、2040 年度の温室効果ガス削減目標として 2013 年度総排出量比 73%、森林吸収量については同比 5.1%を確保することとしており、中長期的な森林吸収量の確保や 2050 年ネット・ゼロの実現に向けた対策の推進も重要となっている。また、令和 5（2023）年 3 月に改定した「農林水産省生物多様性戦略」においても森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全や生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を推進することとしているなど、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることが求められている。

持続的な経営から生産される木材が社会から求められている中、川上側では確実な再生林や生物多様性・林地保全に配慮した森林整備、川中側では木材の価値を最大化する流通・加工、川下側では国産材の需要拡大の取組を進め、森林資源の循環利用や

山村振興を推進することが必要である。

林業従事者は現在 4.4 万人で、特に育林従事者の減少が著しい一方、若年者率や女性の割合は横ばいで推移している。

林業労働災害発生件数は年間 1 千件を超え、近年は横ばいで推移しているものの、依然として厳しい状況にある。木材加工工場においては人材不足の事業者が 7 割を超えるなど、人材の確保、省力化が課題である。労働安全を確保するとともに、遠隔操作・自動運転技術やデジタル技術の開発・実装が求められている。

林野庁では、これらの森林・林業・木材産業を取り巻く環境を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、政府が定める「森林・林業基本計画」について、これらの森林及び林業を巡る情勢の変化等を勘案し、令和 8（2026）年 6 月を目処に変更するための検討を進めているところである。

森林機構においては、国の政策や社会的要請に応じ、森林・林業基本計画が目指す我が国の森林・林業・木材産業の姿の実現に向けた課題解決に資する研究開発と森林の整備の実施や森林保険の実施等を通じ、我が国の森林の有する公益的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成や人類の持続可能な発展に貢献することが重要である。

また、令和 6（2024）年 3 月 29 日関係府省申合せ「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」が策定され、各法人の実情等に応じて機能強化に向けた取組を進め、中長期目標・中長期計画にこれらの申合せを反映させることとされたところである。

森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮するためには、様々な専門性を有する者が有機的に繋がって業務を遂行することができ、また、研究開発、水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命を果たしていくことができるという法人の強みをよりいっそう強固なものとし、その責務を果たしていく必要がある。このため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備を進めるなど機能強化を図ることが重要である。

2 第 6 期中長期目標における森林機構の取組方針

令和 8 年度から始まる新たな中長期目標期間においては、森林・林業基本法、森林・林業基本計画等が目指す政策の方向を踏まえ、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括する森林機構として、「1 の（3）法人を取り巻く環境」に記載する情勢の変化等を勘案し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、国の政策上の課題解決や社会的要請等に積極的に貢献していくことで法人の使命・役割を果たすため、「第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向

上に関する事項」について特に重視して業務を行い、評価及び必要な改善を着実に行う。

第2 中長期目標の期間

森林機構の中長期目標の期間は、令和8年4月1日から令和15年3月31日までの7年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

森林機構は、法人の位置付けのもとその役割を果たすため、1 研究開発業務の各重点課題、2 水源林造成業務、3 森林保険業務、4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 研究開発業務

研究開発業務については、森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、国土の保全、地球温暖化防止、生物多様性保全等森林の有する多面的機能の高度発揮や、林業・木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズを的確にとらえ、重点課題を設定のうえ実施する。

また、国産材の供給量は増加をしてはいるものの、森林・林業基本計画で定めた目標を達成できていない状況にあり、我が国の人工林のうち6割が一般的に利用期に入るとされる51年生を既に過ぎている中、豊富な森林資源を持続的に利用するためには、効率的な木材生産や、木材及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発、早期の社会実装を進める。あわせて、森林・林業・木材産業におけるデジタルトランスフォーメーション推進に貢献するため、重点課題の下に設定する戦略課題において、林業作業の自動化・安全対策、木材製品の品質・性能の高度化、林木育種の高度化等、AIやビッグデータの活用を進める。

我が国の森林は多様な気候帯に属し、様々な樹種・樹齢の樹木により構成され、時間の経過とともにその状態が変化（遷移）していくため、森林・林業に関する試験研究や技術開発には長期にわたるデータの蓄積や豊富な実績を必要とする特殊性がある。このことを踏まえ、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究や継続性が重視される基盤的研究、林木育種基盤の充実等についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

(1) 研究開発成果の最大化のための連携の推進

イノベーションの創出に寄与するため、引き続き、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動など、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として大学や試験研究機関等との連携を推進する。

一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等の国際的な課題に対応するため、森林・林業基本計画等の政策の実現に向けて、森林の公益的機能の維持増進等に資するという法人の使命を踏まえ、他の国立研究開発法人との協力関係を強化し、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で国内外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。

(2) 研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用

研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。また、実用化・事業化までを見据えた共同研究や産学官連携の取組を推進し、研究成果の社会実装を一層推進する。

加えて、国内外の情勢変化や科学技術・イノベーションを巡る動向等を踏まえ、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。

(3) 研究開発の重点課題

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に8つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。

重点課題

- (A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
- (B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発
- (C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。また、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、研究開発内容等を見直していく。

(A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

令和6(2024)年には世界平均気温が観測史上最高を記録し、気候変動の深刻化が「地球沸騰化」とも表現されるようになった。これに伴い、極端な気象現象による災害が激甚化している。さらに、令和6(2024)年の能登半島地震や令和7(2025)

年の大船渡市における林野火災など、災害の様態が変化し、自然災害に起因する森林被害も顕著になっている。

こうした様々な問題に対して、より高度な対策を講じる必要性がますます高まっている。中でも、陸地の多くの面積を占める森林に対しては、温室効果ガスの吸収による地球温暖化の緩和策や、気候変動に対する対策（適応策）が期待されている。

また、令和4（2022）年に昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動を取るとの目標が掲げられた。我が国においても2030年のネイチャーポジティブを目指す生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定され、森林・林業分野における取組として森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全や、生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用による貢献が位置付けられた。

さらに、東日本大震災からおよそ15年が経過したものの、特に帰還困難区域など原子力災害の影響を受けた森林・林業の再生に向けた取組は引き続き重要となっている。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、環境調整機能の強化と生物多様性の保全の面から森林の多面的機能を高度に発揮させることで、森林を活用した国内外の環境変動問題の解決に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】 【困難度：高】は、下記A1、A2記載のとおり。

A1 森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発

森林の有する多面的機能に対し高い期待が寄せられる中、安全・安心な社会の構築に貢献するため、森林の環境調整機能の強化に資する研究開発等を推進する。

森林と気候変動の相互作用に関する実態把握を進め、森林の長期的変化が植生や温室効果ガス動態へ及ぼす影響を解明することで、生産量や炭素蓄積量の評価と将来リスク予測技術を高度化し、ネット・ゼロに向け吸収源機能を強化する手法を開発する。

また、環境変動や森林施業が水源涵養や水質浄化などの森林の多面的機能に及ぼす影響を評価・予測する技術を開発する。

さらに、原子力災害の影響を受けた地域の森林・林業の再生に向け、放射性物質の動態と濃度の予測技術を開発する【重要度：高】。

加えて、極端な気象現象や自然災害に対応するため、災害メカニズム等を解明し、災害対応技術及びリスク軽減技術を高度化する【重要度：高】。

【重要度：高】：放射性物質の動態と濃度の予測技術の開発は、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更について」（令和7年6月20日閣議決定）に位置付けられている放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための森林整備の実施に必要な放射性物質対策等、国の重要政策である福島等の森林・林業・木材産業の再生に貢献する課題であり極めて重要度が高い。

【重要度：高】：災害対応技術及びリスク軽減技術の高度化は、気候変動により災害が激甚化・頻発化する中、森林の土砂災害防止・水源涵養機能の維持・向上など国土強靱化に貢献する喫緊の課題であり極めて重要度が高い。

A 2 森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発

森林植物の遺伝情報や長期モニタリングデータ等の基盤データやデジタル技術を活用して森林の生物多様性の評価手法を開発し、保全策を高度化する。

また、環境変動による森林生物及び生物多様性への影響を解明し、環境変動の影響を軽減する森林管理手法を開発する。

さらに、人獣共通感染症の感染リスクや新たな侵略的外来種の侵入リスクを評価し、侵入初期における分布拡大抑制のための対応手法を開発する【困難度：高】。

【困難度：高】：侵略的外来種の侵入初期は分布情報が不十分かつ偏りがあるため、これらの問題を考慮した解析に基づく対応手法の開発が必要であり、困難度が高い。

(B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

我が国の人工林資源を十分に活かしきれていない状況にある中、豊富な森林資源を持続的に利用するためには、林業・木材産業の人材不足に対応した効率的な木材生産や、木材及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発を進める必要がある。

また、急激な気候変動が森林を取り巻く環境に変化をもたらす中、環境負荷低減にも資する新たな視点での病虫獣害対策や花粉症対策、ネット・ゼロの達成に貢献する木質バイオマス利活用の推進などに取り組む必要がある。

令和3（2021）年10月には脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般へ拡大され、より一層の木材利用の促進が求められている。

このような中、令和4（2022）年7月に林業イノベーション現場実装推進プログラムをアップデートし、厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業の成長産業化や、木質系新素材等従来の木材産業の枠を越えた新たな価値の創出を図っている。

森林資源の管理や林業生産活動を通じて、森林の有する多面的機能発揮に寄与するなど、安全で豊かな国民生活を支えている山村地域では全国に先行して人口減少や高齢化が進行している一方、自然豊かな山村への関心は高く、ウェルビーイングなど都市住民の潜在的ニーズに対応した森林空間利用等、従来の林産物供給サービスにとどまらない新たな価値創出の動きもみられる。

このため、以下の4つの戦略課題を設定し、我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化及び国民生活の向上に貢献する研究開発を行う。

【重要度：高】 【困難度：高】は、下記B 1、B 2、B 3、B 4記載のとおり。

B 1 森林資源の持続的利用と山村地域の活性化のための研究開発

人口減少や国内木材需要の縮小等が山村地域、林業経営等に与える影響を解明する等の人文・社会科学研究を推進する。

また、持続的な木材生産が可能な林業適地の選定技術を開発する【重要度：高】。

あわせて、造林コストの低減技術を高度化するとともに、多面的機能の発揮に向けた針広混交林への誘導指針を提示する。

加えて、AI・ロボット技術の活用等によって林業作業の自動化・安全対策技術を高度化する【困難度：高】。

さらに、収穫試験地のモニタリングの実施により、森林の長期的な成長特性を解明する。また、持続的な森林資源管理のための森林情報技術を高度化するとともに、森林空間利用が人々のウェルビーイングにもたらす効果の解明を進め、多様な森林空間利用の拡大に貢献する研究を推進する。

【重要度：高】：人工林資源を十分に活かしきれていない状況にある中、育林従事者が減少している現状等において、森林資源の循環利用の推進の鍵となる林業適地への再造林実施に貢献する、持続的な木材生産が可能な林業適地を選定する技術を開発することは、森林・林業基本法の基本理念である森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展の実現に向け、極めて重要度が高い。

【困難度：高】：作業環境の多様性が高く、また通信環境が脆弱な林業現場においてAI・ロボット技術の活用は困難度が高い。

B 2 森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発

外来種を含む森林病虫害や獣害など森林・林業への被害に対応するため、生物資源や生物特性に基づく管理手法等を開発する。

また、スギ・ヒノキの木材輸出拡大に向けて、病虫害の木材への混入リスクをとりまとめ、国外逸出のリスク緩和手法を開発する【困難度：高】。

さらに、山村地域の活性化と国民生活の質向上を目指し、特用林産物の生産を振興するため、食用きのこ類等の森林微生物資源の高度利用技術を開発する。

加えて、国民病ともいわれ社会問題化している花粉症の対策として、花粉飛散防止技術の開発を進める【困難度：高】。

【困難度：高】：日本固有種であるスギ・ヒノキの輸出に係る病虫害対策等については、安全性の高い収穫時期の特定や熱処理の効果の評価といった国際基準等への適合に新たに対応する必要があり、困難度が高い。

【困難度：高】：花粉飛散防止技術の開発については、実験室・ほ場レベルで効果が実証された技術の現場実証も行う必要があり、技術開発の難しさ、社会的コスト、環境安全性の検証といった複数のハードルがあるため困難度が高い。

B 3 木材の高度利用に向けた研究開発

AI等を活用し、木材特性の非破壊評価技術を高度化する【重要度：高】。加えて、生育環境等と木材特性の関係性を解明し、効率的な木材選別・加工技術を開発する。

また、非住宅・中大規模建築物等への利用拡大に向けた超厚合板等の新たな木質材料の社会実装に向けた研究開発を推進する【困難度：高】。

加えて、デジタル技術等の応用により、木材・木質材料や木質構造の性能評価や維持管理技術の高度化を図る。

さらに、耐久性等の性能付与や環境性能評価等による木材・木質材料の付加価値向上に資する研究開発を行う。

【重要度：高】：多くの木材加工工場が供給力強化や生産性向上の課題に直面する中、品質・性能の確かな木材製品の生産性向上につながるAI等を活用した非破壊評価技術の高度化は、国産材製品の安定供給等に向けた課題の解決に貢献し、森林資源の循環利用に資するものであり、極めて重要度が高い。

【困難度：高】：非住宅・中大規模建築物等への木材利活用拡大のための新たな木質材料の社会実装に向けた開発は、大空間を安定的に支えるための強度性能や高い耐火性能を確保する必要があり、極めて困難度が高い。

B 4 木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発

地域での小規模利用に必要な木質バイオマス燃料の高品質化、高収量生産及び低コスト化並びに安定的なエネルギー生産に必要な技術を開発する【困難度：高】。

また、木部に加え枝葉や樹皮などを含む未利用・低質な木質バイオマスを原料とした木材の総合的なマテリアル利用技術やバイオエコノミーに即した手法による利用技術を開発するとともに、木質系新素材の産業利用に向けた製造技術を開発する【困難度：高】。

さらに、「木の酒」の生産に必要な技術の高度化など地域木質資源の高付加価値化につながる食品等としての利用技術を開発する。【困難度：高】。

【困難度：高】：燃料品質の均一化、早生樹等の選定・栽培技術の確立、低コスト化などの多くの課題が残されており、困難度が高い。

【困難度：高】：未利用・低質なバイオマスは、木部とは異なる不均質性があるため、また経済性を考慮したバイオエコノミーによる新素材開発や木質系新素材の産業利用に向けた開発は未開拓であるため困難度が高い。

【困難度：高】：木質資源の食利用技術の開発は、未開拓分野が多いことに加え、製造コスト削減や安全性の確保などの課題を解決する必要があり、極めて困難度が高い。

(C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

我が国の森林資源を十分に活かしきれていない状況にあり、今後、主伐・再造林が一層広がる可能性が高まる中、森林の有する多面的機能の維持・増進及び林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に向け、国の政策や地域の課題等に応じ、林木育種の分野から迅速に貢献する重要性が一層高まっている。

第6期中長期目標期間においては、特に、花粉発生源対策、地球温暖化対策、生物多様性保全、再造林の省力化等重要な国の政策や、地域の課題等の解決に迅速に対応するため、以下の2つの戦略課題を設定し、林木育種基盤の充実、育種技術の高度化、優良品種の開発、原種苗木の生産・普及及びそれに伴う技術指導をはじめとする林木育種を推進する。

【重要度：高】は、下記C1、C2記載のとおり。

C1 林木育種基盤の充実と育種技術の高度化

森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に貢献し、地球温暖化対策、生物多様性保全等国の重要な政策や社会的要請に迅速に対応するため、希少な遺伝資源や多様な遺伝的変異を持つ林木遺伝資源を収集するとともに、ゲノム情報の拡充やエリートツリーの開発を進めるなど、林木育種基盤のさらなる充実を図る【重要度：高】。

また、AIを含むデジタル技術の活用によるスマート育種技術の導入や、バイオテクノロジーを活用した育種技術の開発を進め、育種技術の高度化を図る。

【重要度：高】：希少な遺伝資源や多様な遺伝的変異を持つ素材を確保し、林木育種基盤の充実を図ることは、森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、国の重要な政策や社会的要請に対し、将来にわたり林木育種分野から迅速に貢献するうえで根幹をなすものであり、極めて重要度が高い。

C2 優良品種等の開発・普及及び技術指導

花粉発生源対策、気候変動適応、再造林の省力化等、国の重要な政策や地域の課題に応える優良品種を開発するとともに、第5期に引き続き特定母樹の拡充を進める【重要度：高】。

また、これらの優良品種や特定母樹を早期に普及させるため、都道府県等の要望に応じ原種を計画的に配布する【重要度：高】。

さらに、より高品質な林業用種苗生産に必要な都道府県採種穂園の改良等に貢献する特定母樹等の特性表の作成・公表、採種穂園の造成や林木育種等に関する技術指導及び海外からの研修・指導依頼等に対応する。

【重要度：高】：今後、主伐・再造林が一層広がることが予測されるなか、優良な品種の開発や特定母樹の拡充を進め、特定母樹等都道府県の採種穂園の造成や改良に必要な不可欠な原種を都道府県等の要望に応じ確実に配布することは、森林

資源の循環利用の推進の鍵となる林業適地への再造林実施において、花粉発生源対策、気候変動適応、再造林の省力化等、国の重要な政策や地域の課題に直接的に貢献するものであり、極めて重要度が高い。

2 水源林造成業務

水源林造成業務については、激甚化・頻発化する自然災害を背景にした流域保全等における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体の一つとして、森林所有者、造林者、市町村等との連携強化を図りつつ、以下のことに取り組む。

(1) 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行う。

具体的には、新規契約については、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定しつつ、広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林を造成するとともに、既契約地等についても長伐期化を進めつつ、面的複層林化を進めるなど、多様な森林の整備を進める。また、既契約地周辺の森林の整備にも一層取り組む。

(2) 効率的・効果的な事業の実施

水源林造成業務の実施に当たっては、森林・林業を取り巻く環境変化に対応し、効率的・効果的に事業を行う観点から、造林作業の省力化や生物多様性保全に配慮した森林施業、花粉の少ない苗木の活用等による花粉発生源対策など、森林整備技術の一層の高度化を図るとともに、一般管理費の節減等に最大限努め、必要な森林整備を確実に進める。

また、51年生を超える造林地が増加する中、地球温暖化防止や林業・木材産業の成長産業化等に資する観点から、需給動向を踏まえつつ、森林資源の循環利用の推進を図る。

(3) 地域への貢献

森林整備に関する技術や知見について、地域の林業関係者等への普及に取り組むとともに、自然災害発生時には復旧への協力を行うなど、地域への貢献に取り組む。

3 森林保険業務

森林保険業務については、林業経営の安定と被災後の再造林の促進を通じて持続的な林業経営と森林資源の循環利用の確立に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献するため、業務の効率的・効果的な実施を図るとともに、被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進を一層強化し、森林保険の安定的かつ健全な運営の推進に向け、以下のことに取り組む。

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②業務委託先を含めた業務実施体制の強化を図るとともに、デジタル技術の利活用も行いながら、③各種手続の効率化、④迅速な保険金の支払いのための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いについては、損害発生通知書を受理してから保険金支払いまでに要する期間の短縮を図る。

(2) 制度の普及と加入促進

森林所有者等に対する森林保険制度の普及のため、多様なメディアや機会の積極的な活用により、森林保険の説明や最新情報等の発信の充実を図る。

また、関係諸機関との連携を図りつつ、特に災害リスクの高いI年齢級の森林の加入面積の拡大や第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保に重点を置いた加入促進活動、森林経営計画制度や森林経営管理制度等を通じた持続的な林業経営の確立に資する森林保険への加入促進活動を効果的に実施する。

あわせて、加入促進活動を強化するため、森林所有者等との窓口を担う業務委託先を対象に、加入促進業務の更なる能力向上を図る。

(3) 保険運営の安定性・健全性の確保

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に取り組む。

また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図ることとし、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催して、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。

5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進

第5期中長期目標期間において法人の強みである業務間の連携を推進し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組んできた経験を活かし、第6期中長期目標期間においても、社会的ニーズの高い課題解決に向けた相乗効果の発揮を図る。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（公租公課、土地借料を除く。）については毎年度平均で少

なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費（公租公課、土地借料を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 デジタルトランスフォーメーションの推進

ITの進展や業務環境の変化、利用者ニーズを捉え、デジタル技術の利活用を促進させ、業務の効率化や多様で柔軟な労働環境の整備を進めるとともに、質の高いサービスの提供や新たな価値実現につながるデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。

あわせて、森林機構が保有する成果やデータのデジタル化を進め、成果等の蓄積、活用、適切な管理や公開及び必要な環境整備など、利活用する人間の立場に立ったデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。

情報システムの整備及び管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ適切に対応する。

第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

1 研究開発業務

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行う。

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

また、受託研究や民間企業との共同研究等外部研究資金の獲得も含めた多様な財源の効果的な活用を図るとともに、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により積極的な自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させる

ため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

2 水源林造成業務

適切な業務運営を行い、長期借入金について 462 億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。

3 森林保険業務

森林保険に係る積立金については、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、その規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。また、森林保険業務の安定的な運営のため、第3の3（2）に基づく効果的な加入促進等に取り組み、保険料収入の安定確保を図る。

4 特定中山間保全整備事業等

適切な業務運営を行い、長期借入金について 12 億円を確実に償還する。

5 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

特に、成城宿舎（世田谷区）については、売却による国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 機能強化の推進

森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮するためには、様々な専門性を有する者が有機的に繋がって業務を遂行することができ、また、研究開発、水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命・役割を果たしていくことができるという法人の強みをよりいっそう強固なものとし、その責務を果たしていくことが重要である。このため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備を進めるなど機能強化を図る。

(2) 内部統制の充実・強化

内部統制については、理事長のリーダーシップの下、より自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスの確保を図るとともに、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。

このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。

また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(3) コンプライアンスの推進

森林機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

また、コンプライアンス確保のために PDCA サイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。

(4) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

オープンサイエンスに対応し、研究の信頼性と安全性の確保を確実なものとするため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）等の政府方針に基づき、整備した規程類を確実に運用するとともに、必要に応じて規程の制定や改定を行い、研究セキュリティ・インテグリティの実効的な取組を推進する。

(5) 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づ

き、適切に情報公開を行う。

また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

(6) 情報セキュリティ対策の強化

「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を踏まえ、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、引き続き個人情報情報の保護を推進する。

(7) 環境対策・安全管理の推進

森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用、リサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、「日本の約束草案」（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和7年2月18日国連気候変動枠組条約事務局提出）を踏まえ、引き続き温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。

事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務及び森林保険業務については、造林者・業務委託先等の労働安全衛生の確保に努める。

2 施設及び設備に関する事項

必要性・緊急性を考慮しつつ、重点化や集約化などについても検討し、長期的な視点から老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な不可欠な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

施設の整備等に当たっては、農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。

3 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、必要な人材の確保やキャリアパスを考慮した人材育成、配置に努める。また、人材流動性を高める取組、法人全体としての機能強化に資する人材の育成や、組織体制の合理化を図るとともに適切な人員配置を進める。

特に、研究開発の成果を創出し、イノベーションを継続的に生み出し、その成果

を社会実装につなげていくためには、多様で優秀な人材の確保・育成が不可欠であることから、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や、研究活動を支える人材等の確保・育成を図る。

このため、職員については、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、各業務の特性に応じた高度な専門人材や管理能力を有する人材の確保・育成に努めるほか、研究職員については、人材交流の促進等により、大学等との連携を深めるとともに、テニユアトラック型の採用等を推進し、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

人件費の推移や組織の合理化等を踏まえた計画的な人員体制の見直し・合理化を進める。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

4 ダイバーシティの推進

第5期中長期目標期間に法人内に醸成された機運及び成果が法人の強みとなるよう、第6期中長期目標期間においても取組を緩めることなく、多様な人材活躍促進への取組、仕事と生活の調和の促進、多様なキャリア形成等に関する支援、地域社会及び関係機関との連携等、引き続きダイバーシティを推進する。

5 広報活動の推進

林業・木材産業の持続的な発展や森林の多面的機能の維持増進の重要性、森林機構の使命・役割に対する幅広い世代の国民の理解の醸成を図るため、多様な広報媒体を効果的に活用した情報発信や専門家の派遣など戦略的な広報活動の展開を推進する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構に係る政策体系図

【 政府の方針等 】

森林・林業基本計画

- * 森林研究・整備機構に係る主な内容は次のとおり
1. 森林・林業・木材産業の諸課題の解決に向けた研究、技術の開発及び普及
 2. 公的な関与による森林整備の推進
 3. 林業災害による損失の補填

その他、主な国の施策等

科学技術・イノベーション基本法、農林水産研究イノベーション戦略、国土強靱化基本計画、地球温暖化対策計画、生物多様性国家戦略2023 - 2030等

【 農林水産省の方針 】

森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略

- * 「森林・林業基本計画」に基づき、研究・技術開発における対応方向及び一体的に取り組む事項を明示。
* 森林研究・整備機構は本戦略を実現するための中核的役割を担う。



【 法人の目的 】

1. 森林及び林業に関する試験及び研究
2. 林木の優良な種苗の生産及び配布
3. 水源を涵養するための森林の造成
4. 森林保険業務を効率的かつ効果的に行うこと 等により

森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与、林業の振興、森林の有する公益的機能の維持増進に資する

【 法人の事業 】

研究開発業務

- ・ 環境変動対策の高度化と多面的機能の発揮に向けた研究開発
- ・ 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発
- ・ 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

水源林造成業務

- ・ 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備
- ・ 効率的・効果的な事業の実施
- ・ 地域への貢献

森林保険業務

- ・ 被保険者へのサービス向上
- ・ 森林保険制度の普及と加入促進
- ・ 保険運営の安定性・健全性の確保

研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携を推進し、法人の強みをより強固なものとし、機能強化を図る

国立研究開発法人森林研究・整備機構（森林機構）の使命等と目標との関係

（目的・使命）

森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務という性質の異なる業務を包括する機関として、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成、森林保険の効果的な実施を行い、森林の保続培養と林業技術の向上に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること。

（現状・課題）

◆ 強み

- ・ 森林・林業・木材産業分野に関する我が国唯一の中核的な試験研究機関として、国の重要な政策や社会的ニーズに貢献。
- ・ 長期の分収林契約の仕組みにより、様々な森林の造成を先導的に実践。長年にわたる豊富な実績に基づき森林整備に係る知見や技術の普及に貢献。
- ・ 火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険の運営を通じ、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献。
- ・ 研究開発、森林整備、森林保険という異なるアプローチを行う業務を包括しており、実務と連携した現場ニーズの把握、研究開発成果の現場実装、技術や業務の高度化等に強み。

◆ 課題

- ・ 森林の多面的機能の総合的かつ高度な発揮、確実な再造林や生物多様性・林地保全に配慮した森林整備、丸太の価値を最大化する流通・加工、国産材の需要拡大、森林資源の循環利用や山村振興等、森林・林業基本計画が目指す姿の実現に向けた課題解決への貢献。
- ・ 業務連携の推進による社会的ニーズの高い課題解決に向けた相乗効果の更なる発揮。
- ・ 法人全体としての機能強化、必要な人材の確保・育成。

（環境変化）

- 人工林のうち6割が一般的に利用期に入るとされる51年生を既に過ぎている。国産材需要の高まり。
- 気候変動により災害が激甚化・頻発化する中、国土保全機能への期待の高まり。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全への社会的関心の高まり。
- 山村では全国に先行して人口減少や高齢化、林業従事者等の労働力不足が進行。

（中長期目標）

- 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発、多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種への研究開発の重点化
- 多様な森林の整備を通じた流域保全の取組強化
- 森林保険の被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進の一層の強化
- 法人の強みをより一層強固なものとする法人全体としての機能強化の推進
- 必要な人材の確保やキャリアパスを考慮した人材育成、人材流動性を高める取組、法人全体としての機能強化に資する人材の育成

令和 8 年〇月〇日
農 林 水 産 省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水産機構」という。）は、水産に関する技術の向上に寄与するための試験や研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流（個体群維持のためのものに限る。）を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを目的としている（国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）第 3 条第 1 項。以下「水産機構法」という。）。また、これに加え、海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 3 条第 1 項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的としている（水産機構法第 3 条第 2 項）。

近年、我が国周辺の平均海面水温は、世界平均の 2 倍を超える割合で上昇しており、北海道沖において海洋熱波の発生が顕在化する等、我が国の水産業はこれまでに経験したことのない環境変化の影響を受けている。水産資源の分布や回遊においても変化が生じており、我が国の漁業を支えてきた主要魚種の不漁、磯根資源の減少や藻場の衰退等が急速に進行している。このため、急激な環境変化への対応が急務となっており、水産業に関わる各種データの正確な把握及び迅速な対策等に資する研究開発並びに漁獲対象魚種の転換等による新たな操業への変革による漁業の強靱化が強く求められている。加えて、漁業・養殖業の脱炭素化やブルーカーボンの推進等、気候変動を緩和するための研究開発も重要となっている。

また、世界の水産物需要は増加傾向にある中で、我が国の漁業・養殖業の生産量は 1984 年のピークから減少傾向が続き、漁業・養殖業の就業者数の減少、漁船や港湾施設等の老朽化も進んでおり、技術継承や地域経済、国民への水産物の安定供給、食料安全保障等への影響が懸念されている。このため、水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、平成 30 年 12 月に改正された漁業法等を柱の一つとする「水産政策の改革」や、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至るまでの総合戦略を立てた上で養殖業の振興に取り組むこととして、令和 2 年 7 月に策定した「養殖業成長産業化総合戦略」、SDGs や環境を重視する国内外の動きに適切に対応し、生産力向上と持続可能性を両立した食料システムの構築に向けて、令和 3 年 5 月に策定した「みどりの食料システム戦略」等を踏まえた研究開発を更に推進する必要がある。加えて、発展の著しい AI、IoT、ロボット等の新技術やデータを活用した水産業のスマート化、生産性向上のための育種の推進、新たな飼餌料開発、養殖魚介類への転換等の研究開発に、より一層取り組んでいく必要がある。

また、水産機構は、水産業に関する調査、研究、技術開発・移転、教育等の広範

圃の分野を専門的に実施する我が国唯一の法人として、長年の資源評価の実施、高度な飼育技術、漁業現場に精通した開発実証、水産大学校の人材育成に取り組んできた。これらの従前から培ってきた「強み」を土台にしつつ、水産分野における研究・教育を主導し、その成果を最大化して社会への還元を進めることで、我が国の水産業を活性化させ、水産物の安定供給に貢献していく組織となることが求められる。

このためには、水産施策の展開と密接に連携しつつ、喫緊となっている問題解決はもとより、将来を見据えた基盤的研究開発を実施し、自然環境及び社会状況の急激かつ多様化・複雑化する課題の解決を可能とするとともに、効率的研究のための重点化、研究成果の公表及び社会実装に向けた取組、国内外の研究機関等との連携の深化、国際的プレゼンスの向上等を推進することが重要である。

特に漁業の強靱化、養殖業の成長産業化等を実現するためには、観測手法の高度化・効率化やゲノム予測モデルを利用した育種改良等、高度な調査や技術開発の展開も求められる。

さらに、人件費や物価の高騰等を背景に、業務体制の確保、資機材の調達、保有資産の維持管理、デジタル技術を活用した業務効率化、サイバーセキュリティや研究セキュリティ・インテグリティの確保、知的財産の保護・活用等、業務運営に係る課題が顕著となる中で、水産機構がその役割を十分に果たしていくためには、理事長のリーダーシップの下、執行体制の整備を行うことが求められる。

第2 中長期目標の期間

水産機構の中長期目標の期間は、令和8年4月1日から令和15年3月31日までの7年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

本中長期目標期間においては、以下の5つの業務を、それぞれ一定の事業等のまとまりとして推進し、評価を行う。

- ①研究開発業務「重点研究課題1. 適切な資源管理を実現するための研究開発」
- ②研究開発業務「重点研究課題2. 環境変化に適確に対応できる水産業の実現のための研究開発」
- ③研究開発業務「重点研究課題3. 効果的かつ着実な社会実装の推進」
- ④人材育成業務
- ⑤研究開発マネジメント

業務の推進に当たっては、水産機構のリソースを最大限に活用するため、理事長のリーダーシップの下、水産機構内の各組織（水産資源研究所、水産技術研究所、開発調査センター及び水産大学校）間の横断的な連携、指揮命令系統の明確化、デジタル技術の活用、サイバーセキュリティ、研究セキュリティ・インテグリティの確保、知的財産の保護・活用に取り組む人材・体制、企画・調整部門の強化を図り、計画的に進捗管理を行う。

また、水産施策等の実現に貢献する研究開発及びその周辺を支える多様な人材の

育成・活用、海外を含めた幅広い分野の研究機関及び研究者との連携強化並びに研究者の能力を最大限に引き出すための研究開発環境の整備に努める。

評価に当たっては、別途定める評価軸、評価指標等を基本として評価する。

なお、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて研究開発内容を見直していく。

1 研究開発業務

水産機構が取り組む研究開発業務は、科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）に基づき策定する「科学技術・イノベーション基本計画」、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づき策定する「水産基本計画」及びこれを踏まえて策定する「水産研究・技術開発戦略」に基づき、次の3つの課題に重点化し、効率的かつ効果的に推進する。

その際、気候変動や海洋環境の変化等の多くの分野間の連携が必要となる横断的な課題については、先進的な技術や水産機構に不足する人材を有する民間企業や国内外の研究機関等との連携を含め、各研究開発のマッチングやコーディネート、専門分野の研究者の確保・育成により、分野や組織の枠を超えた取組を実現する。また、ゲノム情報や標本等の収集・整備を行い、重点化した研究課題に活用するほか、AI、IoT、ロボット等の技術と組み合わせた大量ゲノムデータの高速解析モデルの開発やリアルタイムの環境モニタリングに応用する等、新たな研究開発分野の開拓も視野に入れ、研究者の自由な発想及び新技術の組み合わせによる挑戦的・独創的な研究開発及び先端的な研究成果を取り入れた基盤技術開発についても推進する。

(1) 重点研究課題1. 適切な資源管理を実現するための研究開発

水産機構は、平成30年12月に改正された漁業法において求められる新たな資源管理システムの科学的基礎となる資源評価に関し、中心的な役割を担っている。

MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価対象魚種の拡大を推進するとともに、水産資源に関する調査研究を効率化・高度化するため、国内外の研究機関とも協力して海洋環境の急激な変化による水産資源への影響を適確に捉える資源調査・資源評価を推進する。また、国際的な水産資源についても、地域漁業管理機関等の下で行われる資源評価の議論を主導し、資源管理の推進に貢献する。

ア 海洋環境の急激な変化による水産資源への影響を適確に捉える資源調査・資源評価の推進

海洋環境の急激な変化による水産資源の分布等の変化に直面していることを踏まえ、資源調査の効率化及び資源評価の精度向上のため、以下の取組を行う。

(ア) 海洋環境の急激な変化をリアルタイムに把握できるよう、観測網の充実を図るとともに、観測手法の高精度化・効率化を推進する。また、資源の分布及び成長・生残に大きな影響を及ぼす栄養塩、動物プランクトン等の餌生物

の環境情報収集を強化する。これらの実施に当たっては、先進的な研究成果を挙げている国内外の研究機関との連携を強化する。

(イ) AI、IoT、ロボット等を活用した資源調査の効率化及び資源評価の高度化を行う。また、漁業操業状況、生物に関する情報及び海洋環境に関するビッグデータの迅速な収集・活用を可能とする取組を推進する。さらに、資源評価モデリング技術の改良及び新しい分析手法の導入による資源評価の高度化に資する研究開発を行う。

イ さけます資源の管理のための研究開発

海洋環境の変化を起因としたさけます類の極度の不漁等の要因により種卵の確保が困難になっている状況を踏まえて、幼稚魚期の成長及び生残、外洋域における分布の変化等を明らかにする。生残率の高い種苗の育成・放流技術開発に資する知見を収集し、地域の特性を考慮した新たなふ化放流技術の研究開発を推進する。また、個体群維持のためのふ化放流を実施する。

【重要度：高】

国民の健康的な食生活を支える水産物を安定的に供給するためには、水産資源の適切な管理が必要不可欠であり、国や地域漁業管理機関等が推進する管理施策を研究面から持続的に支える必要があるため。

【困難度：高】

水産資源の適切な評価は、海洋環境、水産資源及び漁業活動の状況を継続的に把握し、得られた情報を統合的に解析することによって実現される。一方で、最新のリモートセンシング技術を用いても水産資源の分布する水中を広範囲に遠隔から調査し、過去からの長期的変化を把握することには、多くの不確実性がつきまとう。さらに、我が国にとって重要な水産資源の分布・回遊は広範囲にわたること、近隣諸国の排他的経済水域内への回遊もあること、近隣諸国による漁獲量が増大している場合がある等の課題がある。これら困難の多い挑戦的課題に対して、本中長期限内に意欲的に取り組み、水産資源のより正確な評価を目指しているため。

(2) 重点研究課題2. 環境変化に適確に対応できる水産業の実現のための研究開発
漁業・養殖業の生産性・付加価値向上、新たな飼料開発、養殖魚介類への転換、AI、IoT、ロボット等の新技術やデータを活用した水産業のスマート化、水産分野における海洋環境問題や自然災害への対応等に資する研究開発により、環境変化に適確に対応できる水産業の実現に貢献する。

ア 養殖業の成長産業化のための研究開発

「養殖業成長産業化総合戦略」に沿って、人工種苗の安定供給に資するため、主要養殖対象種を中心に種苗生産の効率化や育種改良等による種苗の付加価

値向上を目指した研究開発を行う。特に「みどりの食料システム戦略」において 2050 年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率 100%を実現すること、及び養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換することとされたことを踏まえ、これらの研究開発を重点的に進める。また、ゲノム予測モデルの利用等による対象魚種の育種改良を目指した選抜技術、新たな飼餌料及び天然資源に依存しない代替飼料、魚介類の疾病による被害軽減対策のための効果的なワクチン開発を行う。

イ 陸上養殖の発展に向けた研究開発

海洋環境の変化により漁獲量や養殖生産量が減少している中、陸上養殖に適した飼育技術や新たな対象開発、飼餌料に関する科学的知見を充実させ、安定的な生産を図るための研究開発を行う。

ウ 水産物の新たな生産システムの構築と高度化のための研究開発

漁業・養殖業の脱炭素化、AI、IoT、ロボット等の新技術を活用した自動化・省力化・飼育管理の高度化や操業の改善、作業安全性の向上、漁港施設の管理の効率化等に関する技術の研究開発を行う。また、品質・衛生管理技術等、水産物の利用促進及び安定供給に資する研究開発を行う。

エ 水産分野における環境変動や自然災害等に対応するための研究開発

海洋環境の変化により大きな影響を受けている魚介類について、大量へい死等の要因解明、生理応答に関する科学的理解を深め、被害の軽減・防止等、影響緩和に資する研究開発を推進する。また、沿岸域及び内水面における生態系、有害・有毒プランクトンの動態、化学物質の影響や対策に関する研究開発を行う。さらに、ブルーカーボン生態系及び沿岸域の漁場環境の保全・改善に関する研究開発、気候変動・自然災害に対応した漁港・漁場の防災・減災対策等に関する研究開発を行う。

【重要度：高】

水産業の生産現場では、漁場環境の変化による生産量・収入の減少、漁業就業者の減少等、構造的な課題が顕在化しており、生産性・収益性の向上に資する研究成果とその実用化が強く求められているため。また、水産分野においても、海洋環境問題への取組が強く求められているため。

【困難度：高】

上述の研究開発を着実に実施し、環境変化に適確に対応できる水産業を実現するためには、社会経済学や情報工学等、水産分野以外の研究・技術者の確保・育成が必要不可欠であり、従来の水産機構の研究開発の枠にとらわれない新しい発想に基づく取組が必要となるため。さらに、本課題は、漁業者、生産・流通業者等の経営安定を図るために一刻も早い解決が望まれ、迅速に研究開発を進め、社会実装につ

なげていくことが求められるため。

(3) 重点研究課題3. 効果的かつ着実な社会実装の推進

環境変化や社会ニーズに機動的かつ柔軟に対応し、漁業の強靱化や養殖業の成長産業化における課題を解決するために必要な研究開発成果の社会実装を推進する。

ア 着実な社会実装に向けた取組

新技術の導入コストや生産コストが高く採算性が確保できない等の要因により研究開発成果の社会実装が進まないことを踏まえ、研究開発成果を着実かつ効果的に社会実装につなげるため、実用化・事業化までを見据えた共同研究や産学官連携等の取組を推進するとともに、実証調査による採算性の検証と現場展開、民間等への技術移転に取り組む。

イ 海洋環境の変化に対応するための新たな操業の構築・推進に資する開発・実証調査

海洋環境・資源の変動に対応し、従来の漁法や漁獲対象にとらわれない新たな操業体制へ変革するため、漁法や新しい操業形態の実証を行い、その採算性や技術的課題等を検証する取組を推進する。また、安定的な漁業経営のため、スマート技術を応用した労働力の軽減、省力、効率的、経済的かつ安全な漁業生産技術等を開発し、試験的な操業を実施することにより、水産業の経費を削減する実証調査を行う。

ウ 生産・流通の現場ニーズに応じた技術開発・実証調査

水産業従事者の減少や消費者のライフスタイル変化等、様々なニーズに対応した製品の生産・流通を推進するため、船上選別方法や鮮度保持技術等、水産物の価値を向上させるための技術を開発し、当該技術を使用した水産物の試験的な販売等を行い、収益を増加させるための実証調査を行う。

【重要度：高】

気候変動等の環境問題や資源の変動等、漁業・養殖業を巡る国内外の操業環境の変化に柔軟に対応し、漁業・養殖業の安定的な生産及び経営の安定を確保するため、迅速な開発調査の実施、水産機構内外の研究開発成果の活用及び早急な社会実装に向けた取組が強く求められているため。

【困難度：高】

我が国水産業の再興を図るには、生産量の減少、就業者の高齢化及び減少傾向、気候変動等の問題への早急な対応が求められている。あるべき未来の姿から逆算して必要とされる技術開発・実証化に取り組むには、制度面での困難性や経営的リスクが大きい。特に変動する資源に対応した新しい操業体制の検討等は、水産機構

でしか取り組むことができない困難な課題である。また、研究成果の社会実装及び企業化に向けた実証調査は、広範囲にわたる関係者との調整を経て緊密な連携協力体制を構築し、長期にわたって様々に変動する漁海況や市況等の条件の下で実施した上で、技術的な有効性及び経営的な評価を行う必要があり、非常に困難な取組であるため。

2 人材育成業務

我が国の人口減少と少子高齢化による厳しい環境の中、水産大学校における意欲ある学生の確保対策を強化し、水産業が抱える課題を踏まえた学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を推進する。また、漁業練習船による乗船実習をはじめとした水産業の現場での実験・実習等実学を重視した教育を実施することにより、水産業が直面する諸課題に適確かつ効果的に対処すべく、水産業及びその関連分野で活躍し、未来の水産業を担う中核的な人材の育成を推進する。

(1) 水産に関する学理及び技術の教授

海洋環境の変化を踏まえた水産資源の管理及び持続的な利用、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、地域を支える漁村の活性化の推進等、水産業の課題や水産施策の方向性を踏まえ、水産全般に関する基本的な知識と各学科の専門分野の教育・研究を体系的に行い、水産の専門家として活躍できる人材を育成するため、水産大学校の本科において、水産業・水産学に対する低学年での動機付け教育、学習・研究活動の習慣化から高度の専門教育までを体系的かつ総合的に実施する。

また、高度な技術指導や企画・開発業務で活躍できる人材を育成するため、専攻科において、船舶運航、船用機関に関する専門的学識と高度な技術を習得させるとともに、水産学研究科において、本科又は他大学で身に付けた水産に関する専門知識と技術を基盤に、水産学の研究及び指導能力を養う教育を実施する。

(2) 海技士の養成

水産業界全体で深刻化している船員不足に対応するため、水産大学校の学生に対し、船舶運航、漁業生産管理、漁ろう操船、船用機関、水産機械等に係る知識・技術を備えるための専門教育と、水産に係る広範な知識・技術を取得させるための教育を、本科関連学科から専攻科への一貫教育で実施する。これにより、上級海技士資格を有する水産系海技士として活躍できる人材を育成する。その際、三級海技士資格取得を前提に、二級海技士筆記試験受験者の合格率 90%を目指す。

(前中長期目標期間(令和6年度まで)の実績: 92.5%)

また、水産高校の卒業生等を対象とした一般向けの海技士養成や漁業従事者向けの基本訓練講習等についても支援する。

(3) 教育内容及び教育環境の高度化

変化し続ける学生や企業等のニーズ、水産業のスマート化、海業の推進等の水

産政策に即してカリキュラムを検証し、再編等を行う。

特に、実習における水産機構の研究施設の活用、最先端の研究成果の共有や研究者等の専門家による特別講義等により、教育内容を充実させる。さらに、オンライン授業システムを積極的に導入することにより、学習効率の向上やきめ細かな指導に取り組むとともに、緊急時においても柔軟な受講を可能とする等、必要な教育環境の整備に取り組む。

水産機構をはじめとする研究機関や水産関係業界と連携して、専門知識・技術を有した質の高い教員の確保・育成に取り組む。

漁業練習船について、学生が安心して乗船実習ができるよう、安全な航行や実習を確保するための取組や船体の維持管理を徹底する。

(4) 教育機関としての認定等の維持

水産の専門家として活躍できる人材を育成するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による教育課程の認定、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）による技術者教育プログラムの認定及び国土交通大臣による船舶職員養成施設としての登録を維持する。

(5) 水産に関する学理及び技術の教授に係る研究

研究は、教育と一体かつ双方向で実施すべき業務であり、かつ、国の水産施策に則して、水産業を担う中核的な人材を育成する教育を行うことが求められていることを踏まえ、高等教育機関として、その基盤となる研究を行う。

また、その研究は、水産業が抱える課題への対応を十分意識したものとし、それに携わった学生の水産の現場における問題解決能力を向上させるものとする。

(6) 就職対策の充実

インターンシップ、合同企業説明会の開催等の取組、水産大学校で学んだ知識や技術を活かせる就職先の情報の提供をさらに充実させ、学生に対する就職先のマッチングを支援し、水産業、国、地方自治体等を含むその関連分野への就職割合 80%以上を目指す。（前中長期目標期間（令和6年度まで）の実績：81.6%）

(7) 学生生活支援等

教員、看護師、校医等による相談体制の下で、学生の生活改善、健康増進及びメンタルヘルスケアに努めることにより、健全な学生生活を送るために必要な支援を行う。また、成績優秀者や課外活動等で水産大学校の名声を高めたと認められる者を表彰することにより、学生のモチベーションの向上に資する。

(8) 学生確保の強化

我が国の人口減少と少子化の影響から大学進学者数が減少傾向にある中、高校訪問、情報発信手段及び発信コンテンツの充実・高度化等により、意欲ある学生を確保する。また、水産関係業界が求める人材を把握し、学生の応募状況や入学

後の教育の実施状況等を踏まえ、必要に応じて入試制度の改善を行う。

【重要度：高】

水産業を担う中核的な人材を育成する教育プログラムを持続的に行い、水産業及びその関連分野を担う有為な人材を輩出することは、水産政策の改革等を踏まえたものであり、施策実現に寄与する重要な業務であるため。

【困難度：高】

海技士国家試験の合格や水産業及びその関連分野への就職は、教育等を通じて学生自らが成果をあげるものであり、かつ、雇用情勢の変化等の影響を受けることから、これまで以上にセミナー等の開催や学生の意識向上のための取組等に最大限の努力が必要となる。また、国土交通省が公表する海技士国家試験の合格率や水産庁調べによる水産系他大学の水産業及びその関連分野への就職率の実績を踏まえると、相当の努力を必要とする高い数値目標を掲げており、達成が困難な目標と位置付けられるため。

3 研究開発マネジメント

(1) 組織体制の強化及び他機関との連携

水産機構のリソースを最大限活用するため、水産資源研究所、水産技術研究所、開発調査センター及び水産大学校の各々の特性・機能を十分に生かしつつ、組織間で横断的に取り組むべき課題に対しては、組織一体となって迅速かつ柔軟に対応できる環境・体制を整備する。

また、研究開発の効率的な実施のため、社会のニーズを適確に把握し、国、国立研究開発法人、都道府県及び地方独立行政法人の研究機関、大学・学術団体、民間企業、国際研究機関等との間で、情報交換、共同研究や人材交流等を通じて、連携・協力関係を構築する。研究開発の進展や多角化を踏まえ、AI、IoT、ロボット等の情報技術分野をはじめとして、水産分野以外の研究機関等との連携・協力を強化する。

連携に当たっては、海洋に関する幅広い情報の収集による資源評価等への活用及び研究成果の社会実装の推進を図ることを念頭に、連携の枠組みに合わせた知的財産の管理及び研究分担の明確化、包括的連携協定の締結等、効率的かつ効果的な連携を可能とするよう配慮する。

(2) 研究開発の国際化の推進

海外の水産業の動向を視野に入れつつ、国際レベルでの研究・技術開発を行うため、関係する国際研究機関や各国の研究機関等との協同・共同研究、研究者間の交流を通じた情報収集及び連携・協力を推進する。また、国際水産資源の研究開発については、地域漁業管理機関の会合、国際学会・シンポジウム、国際会議等を通じて、関係する国々の研究機関及び研究者間との連携・協力を推進する。

(3) 知的財産の活用促進

研究開発によって得られた成果を我が国の水産業の競争力強化に結び付けていくには、特許等の知的財産を国内の企業や漁業経営体に円滑に活用してもらう必要がある。このため、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議策定、令和4年12月改訂)等を踏まえ、知的財産の取得を進め、当該取得した権利を保護しつつ研究成果を普及させる。また、知的財産の取得に当たっては、自己収入の確保等の戦略的な観点も考慮して対応する。

(4) 研究開発業務と人材育成業務との相乗効果の発揮

水産機構は、水産に関する研究開発、現場実証及び教育にわたる分野を有し、問題解決のための一貫した取組が可能な法人の特色を最大限に活かし、研究開発業務と人材育成業務との相乗効果の発揮による研究開発ニーズの発掘や教育の高度化等を図り、中長期目標達成に向け取り組む。

(5) PDCA サイクルの徹底

水産機構の業務については、外部専門家や有識者の活用等により、客観的な視点から分析し、透明性と信頼性を高める体制を構築して厳正な評価を行い、それに基づき不断の業務改善を行う。また、評価結果をその後の業務推進にフィードバックする等、PDCA サイクルを徹底する。

(6) 社会ニーズ等を踏まえた効果的な情報発信

国、国立研究開発法人、都道府県及び地方独立行政法人の研究機関、大学・学術団体、民間企業、国際研究機関等との間での情報交換、共同研究、人材交流等による連携・協力関係を構築することを通じて、社会ニーズの変化、社会実装や効果的な情報発信等の事例を積極的に収集する。

また、研究成果の社会実装に向けた取組について、水産関係業界、関連業者に向けた情報発信を強化する。特に、水産資源及び漁場環境の状態、水産物の安全・安心に関する研究開発、ブルーカーボン生態系としての藻場形成・拡大技術等、水産関連分野のニーズや国民の関心の高い情報については、積極的に提供する。

情報の発信に当たっては、水産機構の認知度の向上及び国民の理解を促進する観点から、多様な情報媒体を効果的に活用して、情報の受け手である国民の立場に立って行う。

さらに、各種委員会等への職員の派遣、検討会等への参画等のほか、国の施策に対して積極的な対応を行い、新たな課題や災害等への緊急事態に対しても迅速に対応する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、引き続き業務の見直し及び効率化に努め、中長期目標期間中、令和7年度予算額を基準として、一般管理費については、

毎年度平均で少なくとも対前年度3%の抑制、業務経費（船舶運航経費除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による迅速かつ効果的な調達を実現するため、毎年度策定する調達等合理化計画の中で、定量的・具体的な指標を設定し、着実に実施する。

特に短期間での納入が必要な研究開発用品については、公正性を確保しつつ、迅速かつ効果的な調達方法をより一層推進する。

また、契約情報については、契約業務の透明性を確保するため、必要な公表を行う。

3 組織・業務の効率化

情報分野の技術革新が急速に進展する中、デジタル技術の利活用や保有するデータの連携・活用により、事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現するための取組など、組織として変革し続けていくことが求められている。このため、理事長のリーダーシップの下、基幹業務の更なるシステム化、デジタル化を推進するとともに、これを踏まえた組織や業務運営の見直し・改善に平素から取り組み、徹底して効率化する。

また、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、業務改革及び働き方改革に資する取組を推進する。

4 施設・設備等の適正化と効率的運用

研究開発に必要な研究・教育環境の維持及び向上を目的として、良好な職場・研究環境の確保、これまで蓄積した情報や標本の適切な保存、老朽化した施設・設備等の更新という長期的な視点についても留意し、今後の業務展開による必要性や優先順位の見通しを踏まえ、効率性を重視した施設・設備等の計画的な再編・整備を行う。また、その整備に当たっては、研究機関、大学等との相互利用を含め、効率的に運用する。

漁業練習船については、人材育成及び研究開発の双方の業務に従事する運航体制を保持し、安全かつ効率的に運用する。

また、漁業調査船については、海洋環境の急激な変化による水産資源への影響を適確に捉える資源調査・資源評価の推進等に対応するため、効率的かつ効果的に運用する。海洋観測及びデータの収集の自動化・省力化、国内外の研究機関との連携等による調査の充実等も踏まえ、運航体制の見直しを進め、コスト削減を実現する。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 収支の均衡

業務運営に当たっては、本事項に掲げる取組を行うとともに、法人独自の創意工

夫を加えつつ、その改善に取り組み、収支の均衡を図る。なお、繰越欠損金が発生した場合には、速やかに欠損金解消計画を定め、予算に関する計画を見直すこと等により、確実な解消に取り組む。

2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務運営の効率化に関する事項」及び「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割」に定める事項を踏まえた中長期目標期間中の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会設定、令和7年9月29日改訂）等により、運営費交付金の会計処理単位として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を維持する。

一定の事業等のまとまりごとにセグメントを設定し、研究分野別セグメント情報等の開示に努める。

また、開発調査センターが担う実証調査や社会実装の推進等の取組においては、関係法令等に基づく勘定区分経理に則った運用の下、資源調査・資源評価等に資する知見の取得にも積極的に取り組みつつ、海洋水産資源開発勘定の収支均衡の確保に努める。

3 自己収入の確保

受託研究、民間企業との共同事業、ベンチャー企業の活用、協賛企業やコンソーシアムの活用、国の競争的資金や民間資金等による外部資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大、有償化を含めた社会還元方法の多様化等により、自己収入の積極的な確保に取り組む。

特に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、種苗の提供における受益者負担や養殖・魚病関連の研究開発における特許実施料等による新たな自己収入の確保を目指し、本中長期目標に即して対応する。

4 保有資産の処分

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

『独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備』について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)等を踏まえ、水産機構の役割を有効かつ適切に果たすため、理事長のトップマネジメントを強化し、役職員の管理責任を明確化するとともに、業務運営における計画、実行及び評価に係る PDCA サイクルを効果的に循環させ、内部統制を充実・強化する。

(2) コンプライアンスの推進及びハラスメントの防止

コンプライアンスの推進及びハラスメントの防止は、社会的信頼性の維持・向上、研究開発業務、人材育成業務等の円滑な実施の観点から継続的に確保されていくことが不可欠である。また、組織内で完結するものではなく、共同研究のパートナー及び物品購入を含む契約の相手先等、全てのステークホルダーとの間でも推進されるべきものであることに留意する必要がある。これらの点を踏まえ、役職員等全員がその重要性を理解し、業務のあらゆる場面で、コンプライアンスの推進及びハラスメントの防止をする。

2 人材の確保・育成

(1) 人事に関する計画

ア 人事計画等

中長期目標期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来たすことなく、その実現に取り組む。

その際には、人件費の推移や組織体制の合理化の方向性等を踏まえ、計画的な職員体制の見直し・合理化を進め、客観的な評価に基づき職種にとらわれない適材適所の人員配置を行う。

イノベーションの創造や社会連携の推進、研究成果の社会実装の推進及び水産業の成長産業化を支える多様な人材の育成・確保のため、民間企業、国内外の研究機関、大学等との人材交流を行う。

イ 人材の確保

研究開発職員及び教育職員の採用に当たっては、試験や公募方式等の多様な採用形態を活用して優秀な人材の確保・定着を図る。

海洋環境の急激な変化への対応については、水産業という視点にとどまらず我が国の権益に直結する問題であり、水産学の分野で、基礎研究及び応用開発のバランスに優れ、関連学会等をけん引する研究者の確保・育成に取り組む。

また、研究成果の論文等による公表を促進し、開発した技術の社会実装と普及を進め、研究開発の企画・マネジメント等を担い得る人材の育成に加えて、知的財産管理、情報システム等を担う専門性の高い人材の確保・育成に取り組む。

特に DX の実現に貢献する専門人材については、今後、革新的な研究成果や研究開発の高度化・迅速化に必要不可欠であることから、行政や他法人等と連

携して共同で確保・育成に取り組むことも検討する。

ウ 効果的な人材育成の実施

研究開発職・教育職のみならず、技術職・事務職を含め、社会連携、知的財産戦略推進、スマート水産業推進等の多様化する業務に対応可能な人材を育成するため、人材育成プログラムに基づき、適切なキャリアパスを構築し、長期的な視点で人材育成に取り組む。また、行政部局等との人的交流を促進し、組織を活性化させるとともに、職員の資質向上につなげる。

エ 男女共同参画

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等を踏まえ、全ての職種において男女共同参画を推進する。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、研究開発業務及び人材育成業務を併せて行う国立研究開発法人として、研究開発成果の最大化及び教育内容の高度化に資するような公平かつ透明性の高い人事評価システムの適切な運用に努める。その際、研究開発職員の評価は、研究開発業績のみならず、国の施策、本目標の実施への貢献、国及び水産機構に対する国民の信頼の確保等への貢献を十分に勘案したものとする。

また、人事評価結果については、組織の活性化及び実績の向上を図る観点から、適切に処遇等に反映する。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性、国家公務員及び民間企業の給与等を十分勘案した支給水準とする。

また、研究開発業務の特性に応じて柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、給与水準を公表するものとする。

3 情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき適切に情報公開を行う。

4 情報セキュリティ対策の強化、情報システムの整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（サイバーセキュリティ戦略本部策定）に則り、情報セキュリティ・ポリシーについて、情報資産の洗い出し、リスク評価、監査、見直し・改善の PDCA サイクルにより不断の見直しを行うとともに、役職員の情報リテラシー向上、脆弱性の診断、インシデ

ントに備えた訓練、最新の防御技術を採用することにより、サイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組み、情報漏洩を防止する体制を確立する。また、インシデントが発生した場合には、迅速に対応し、主務省等への情報共有を行う。

5 研究セキュリティ・インテグリティの確保

「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）、その他の政策方針に則り、理事長のリーダーシップの下、国・関係機関と連携し、総合的な相談窓口の設置や各部署が円滑に情報を共有し連絡・調整ができる体制構築の推進、産学官連携や共同研究等に伴う利益相反・責務相反リスクに関する規程の整備・運用、外部専門家等の活用による客観的な視点の導入等、研究セキュリティ・インテグリティの確保に必要な対策を講じる。

また、研究開発活動における不正行為、研究費の不正使用及び不適切な行為については、研究倫理教育の実施等により、不正行為等を未然に防止する対策を講じるとともに、不正行為等に関する疑惑が生じた場合や告発・相談を受け付けた場合には、調査実施の決定その他の報告等、迅速に対応する。

6 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等による研究開発活動等に伴う環境への影響に十分配慮するとともに、安全衛生面に関わる事故を未然に防止するため、生命・人体への危険を伴う業務を把握し、関係法令等に基づき必要な対策を講じることにより、職場の安全衛生を確保する。

また、広域感染症の流行及び働き方の多様化に対応するため、テレワーク及びオンラインツールを用いた業務運営体制の構築により、快適な職場環境を確保する。

環境への負担を低減するため、関係法令に基づく環境物品の購入等の取組や温室効果ガス削減等に関わる関係自治体の条例等に対応して、省エネ等を推進する。

国立研究開発法人水産研究・教育機構に係る政策体系図

【政府の方針等】

○水産基本計画〔令和4年3月25日閣議決定〕

- ・資源調査・評価の充実
- ・漁船漁業の構造改革
- ・漁場環境の保全・生態系の維持
- ・海洋環境の変化への適応
- ・養殖業の成長産業化
- ・みどりの食料システム戦略
- ・スマート水産業技術の活用

○水産研究・技術開発戦略〔令和7年2月13日水産庁改訂〕

水産基本計画が定める方針に即して研究開発を重点化し、今後の期待や課題に応えるための取組を提示

○水産政策の改革〔平成30年12月14日漁業法等の一部を改正する等の法律〕

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立、機構が資源調査・評価業務を行うことができる位置づけ

○養殖業成長産業化総合戦略〔令和3年7月30日農林水産省改訂〕

需要情報を能動的に入手し計画的な生産を行う「マーケット・イン型」への転換を図り、養殖業に関する生産、加工、販売及び物流等の各段階の機能が連携・連結し、養殖のバリューチェーンの付加価値向上

【法人の目的】

- ・水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等、さけ類及びます類のふ化及び放流、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授
- ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等

【法人の事業】

研究開発業務

- ・水産に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習
- ・水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布
- ・栽培漁業に関する技術の開発
- ・さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る)
- ・海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査
- ・海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査
- ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供

人材育成業務

(水産大学校)

- ・水産に関する学理及び技術の教授及び研究
- ・教育機関としての認定等の維持
- ・学生の生活支援
- ・学生の就職支援

等

国立研究開発法人水産研究・教育機構（水産機構）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国の水産分野における研究・教育を主導し、その成果を最大化して社会への還元を進めることで、我が国の水産業を活性化させ、国民に対する水産物の安定供給に貢献すること。

（現状・課題）

◆強み

- ✓ 資源管理の基礎となる資源評価を長年にわたり主導。高度な評価手法により、MSY(最大持続生産量)の設定等、新たな資源管理システムの構築に貢献。
- ✓ 科学的根拠に基づき、国内外において水産資源の管理のための資源評価の議論を主導し、その持続的利用と保全の両立の実現と我が国漁業の権益確保に貢献。
- ✓ ウナギやクロマグロをはじめとした水産生物の高度な飼育技術を有し、世界に先駆けた研究を実施。
- ✓ 漁業現場に精通し、水産業界のニーズに即した開発・現場実証を遂行。
- ✓ 水産業全体をカバーする基礎から応用までの研究開発、現場実証、人材育成と広範囲にわたる業務を実施しており、問題解決のための一貫した取組が可能。

◆課題

- ✓ 海洋環境の急激な変化による水産資源への影響を的確に捉える資源調査・資源評価が必要。
- ✓ 漁業者が減少する中で将来にわたり漁業を担う者の経営が成り立つような新たな操業方法・漁法等の開発とともに、水産物に対する社会ニーズの変化を踏まえた研究開発も必要。

（環境変化）

- 地球規模の気候変動、我が国周辺水域における海水温の上昇や海洋熱波の発生等、これまでに経験したことのない海洋環境の急激な変化とこれに伴う水産資源の分布・回遊の変化、主要魚種の不漁、藻場の衰退等
- 我が国の人口減少や社会ニーズの変化により、水産物需要は減少傾向にある一方、世界の水産物需要は増加傾向
- 我が国漁業者は一貫して減少傾向
- 資源評価対象種(192種)、うちMSY(最大持続生産量)ベースの評価(38種)

（中長期目標）

水産基本計画等で示された水産施策の方向性に即し、国内外の水産研究・教育をリードし、その成果を最大化して社会への還元を進めることにより、我が国漁業の強靱化、養殖業の成長産業化、世界の水産資源の持続的利用と保全等の実現に貢献する。

- 適切な資源管理を実現するための研究開発
 - ・海洋環境の急激な変化による水産資源への影響を適確に捉える資源調査・資源評価の推進、さけ・ます資源の管理、AI、ICT等を活用した資源調査の効率化及び資源評価の高度化、資源評価モデリング技術の改良や新しい分析手法の導入による資源管理の高度化に資する研究開発
- 環境変化に適確に対応できる水産業の実現のための研究開発
 - ・ウナギ等の人工種苗率100%、配合飼料給餌に全量転換、水産物の輸出拡大等を目指した養殖業の成長産業化のための研究開発
 - ・水産物の新たな生産システムの構築と高度化のための研究開発、水産分野における環境問題及び自然災害に対応するための研究開発
- 効果的かつ着実な社会実装の推進
 - ・研究開発成果の現場実証、民間等への技術移転、共同研究、産学官連携、知的財産の保護・活用等の推進
 - ・海洋環境の変化に対応するための新たな操業の構築・推進に資する開発・実証調査、生産・流通の現場ニーズに応じた技術開発・実証調査
- 人材育成業務
 - ・水産業を担う中核的な人材の育成、海技士の養成を推進、研究部門との連携等による教育内容及び教育環境の高度化
 - ・水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究の実施